

令和2年第1回大石田町議会定例会会議録

令和2年3月3日(火)、大石田町議会定例会が大石田町議場において招集された。

1. 議長(芳賀清君) 午前 10時00分 開会を宣す。

出席議員は次のとおり。

1番 二藤部冬馬君	4番 岡崎英和 君	7番 大山二郎 君
2番 今野雅信 君	5番 村形昌一 君	8番 遠藤宏司 君
3番 熊谷富太郎君	6番 小玉 勇 君	9番 齋藤公一 君
		10番 芳賀 清 君

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名。

町 長	村岡藤弥君	保健福祉課長	高橋慎一君
教育長	本多 諭君	産業振興課長	
総務課長	二藤部康暢君	(兼)農業委員会事務局長	鈴木 太君
まちづくり推進課長	間宮 実君	建設課長	遠藤秀樹君
町民税務課長		教育文化課長	早坂勝弘君
(兼)会計管理者	土屋弘行君		
		総務課総務主幹	小玉大輔君

本会議に、職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長	八 鋏 誠
議会事務局議会主査	大沼裕子

提出議案目録

- 承認第 1 号 令和元年度大石田町一般会計補正予算(第7回)の専決処分の承認について
議案第 2 号 令和元年度大石田町一般会計補正予算(第8回)
議案第 3 号 令和元年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)
議案第 4 号 令和元年度大石田町次年度子簡易水道特別会計補正予算(第2回)
議案第 5 号 令和元年度大石田町学校給食事業特別会計補正予算(第3回)
議案第 6 号 令和元年度大石田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3回)
議案第 7 号 令和元年度大石田町介護保険特別会計補正予算(第4回)
議案第 8 号 令和元年度大石田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)
議案第 9 号 令和2年度大石田町一般会計予算
議案第10号 令和2年度大石田町国民健康保険特別会計予算
議案第11号 令和2年度大石田町次年度子簡易水道特別会計予算
議案第12号 令和2年度大石田町学校給食事業特別会計予算
議案第13号 令和2年度大石田町農業集落排水事業特別会計予算
議案第14号 令和2年度大石田町介護保険特別会計予算
議案第15号 令和2年度大石田町後期高齢者医療特別会計予算
議案第16号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について
議案第17号 大石田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号 大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号 大石田町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号 大石田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号 大石田町地域福祉基金条例を廃止する条例の設定について
議案第23号 大石田駅都市施設の指定管理者の指定について
議案第24号 大石田町クロスカルチャープラザ「桂桜会館」の指定管理者の指定について
議案第25号 人権擁護委員の推薦について

発議第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

議 事 の 経 過

1. 議長(芳賀清君)

お早うございます。

ただ今から、令和2年第1回大石田町議会定例会を開会いたします。本日の会議に欠席の届出はありません。

出席議員数も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。なお、町広報担当者の写真撮影を許可しておりますので、ご了承下さい。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、大石田町議会会議規則第125条の規定により、

7番 大 山 二 郎 君、

8番 遠 藤 宏 司 君 を指名いたします。

次に、日程第2. 会期の決定を議題といたします。会期につきましては、議会運営委員会を開催していただき、協議を願っておりますので、その結果につきましては、議会運営委員会委員長より報告を求めます。議会運営委員会委員長 村 形 昌 一 君。

1. 議会運営委員会委員長(村形昌一君)

議会運営委員会の結果について報告いたします。

去る、2月13日告示、本日招集されました本年第1回定例会の会期、議事運営等について、2月21日に議会運営委員会を開き、提出される案件、及び町政一般に関する質問等を考慮し、慎重に協議した結果、第1回定例会は、皆さんのお手元に配布している会期、議事日程のとおりであります。

即ち、本定例会は、本日より3月12日までの10日間の会期とすることとし、その内容について説明申し上げ、皆さんのご賛同をいただきたいと存じます。

第1日目、即ち本日ではありますが、ただ今、報告している会期の決定、諸般の報告をしていただきます。諸般の報告では、議長の諸般の報告ののち、一部事務組合議会の報告を組合議員の代表の議員からしていただきます。

次に、町長、並びに教育長より行政報告をしていただきます。

続いて、総務文教常任委員会に付託しております、請願の継続審査結果報告をしていただきます。

次に、議案の上程であります。本定例会に提出されている議案26件を一括して上程し、令和2年度町長の施政要旨、並びに提出議案についての町長の提案理由の説明、及び担当課長の補足説明、発議第1号についての提案理由の説明をしていただきます。終了次第、第1日目の本会議は散会とし、議場において全員協議会を開催し、本定例会の議案説明、及び各課所管事項の報告をしていただきたい考えであります。

第2日目、3月4日は、第1日目に引き続き、全員協議会を午前10時より開催し、本定例会の議案説明、及び各課所管事項の報告をしていただき、終了次第、全員協議会を閉会したい考えであります。

第3日目、3月5日は、午前10時開議、直ちに議案の審議を行い、承認第1号から議案第8号、議案第16号から議案第25号、発議第1号まで質疑、討論、表決を行います。

議案の審議が終了後、予算特別委員会の設置を議題としていただきます。特別委員会設置後、令和2年度各会計予算7件を、一括して予算特別委員会に審査付託していただき、本会議を散会する考えであります。

本会議散会后、予算特別委員会を開会していただき、委員長及び副委員長の互選を行い、終了次第、予算特別委員会を散会する予定であります。

第4日目、3月6日は、午前10時開議、4名の町政一般に関する質問を行い、一般質問が終結後、本会議を散会する考えであります。

第5日目、3月7日、第6日目、3月8日は休会とする考えであります。

第7日目、3月9日は、午前10時開議、2名の町政一般に関する質問を行い、一般質問が終結後、本会議を散会する考えであります。その後、予算特別委員会を開催し、議会事務局、総務課、町民税務課及び出納室所管の課別審査を行い、終了次第、散会する予定であります。

第8日目、3月10日、午前10時開議、予算特別委員会を前日に引き続き開催していただき、まちづくり推進課、保健福祉課所管の課別審査を行い、終了次第、散会する考えであります。

第9日目、3月11日は、午前10時開議、予算特別委員会を引き続き開催していただき、教育文化課、建設課、産業振興課、農業委員会所管の課別審査を行い、終了次第、散会する考えであります。

第10日目、3月12日、すなわち最終日であります。午前10時開議し、前日に引き続き、予算特別委員会を開催していただき、付託議案7件についての総括審査を行い、質疑、討論、表決をしていただき、予算特別委員会を散会したい考えであります。

その後、本会議を開会し、予算特別委員会からの審査結果について報告を求め、議案を議了していただく考えであります。

最後に、議員派遣の件について決定をいただき、全日程を終了するという日程であります。

なお、この間の詳細な日程については、皆さんのお手元に配付してあります会期、議事日程のとおりであります。なにとぞ、本委員会の決定どおり、皆さんのご賛同とご協力をいただき、会議を進めていただくようお願い申し上げます、委員会の報告といたします。

令和2年3月3日 大石田町議会運営委員会委員長 村 形 昌 一。

1. 議長(芳賀清君)

ただ今、議会運営委員会委員長より報告のとおり、本定例会の会期は、本日より3月12日までの10日間とすることに、ご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

従って、会期は本日より3月12日までの10日間とすることに決定いたしました。

次に、日程第3. 諸般の報告をいたします。はじめに、議長の諸般の報告を申し上げます。

去る、2月14日、山形市において山形県町村議会議長会第71回定期総会が開催され、議長が出席しました。会議では、令和2年度の事業計画及び収入支出予算などについて審議され、地方創生のさらなる推進や議会機能の強化、過疎、豪雪地帯の振興などを盛り込んだ決議が採択されました。以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合議会令和元年12月臨時会に関する事項の報告を求めます。9番 齋 藤 公 一 君。

1. 9番(齋藤公一君)

お早うございます。

私から、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合の臨時会の様子を報告いたします。

令和元年12月の24日、組合の中で臨時会議が開かれたわけでありまして。4議案があったわけですが、いずれも原案どおり可決されております。ただ、その中で、議第16号、第17号の議案になりますが、これは会計方式を、今までやっていた会計の方式を変えるということでありまして。即ち、今までやっていた会計を公営企業会計に移行すると、4月1日からね、そういう条例であります。まあ、

ちょっと私らもよく分からないんですけども。国の方針によって企業会計に移行するということがあります。以上で、私の報告を終わります。

1. 議長(芳賀清君)

続いて、北村山広域行政事務組合議会令和元年第3回臨時会に関する事項の報告を求めます。2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

お早うございます。

私の方から、北村山広域行政事務組合についての報告をさせていただきます。

令和元年12月23日に招集されました、令和元年第3回本組合の議会臨時会が行われました。議案は2つありまして、1つは補正予算、もう1つは人事の監査委員の選任についてです。両案とも、原案のとおり可決されました。詳細は資料の方をご覧ください。私の方からの報告は終わります。

1. 議長(芳賀清君)

続いて、北村山公立病院組合議会令和元年第3回定例会に関する事項の報告を求めます。1番 二藤部冬馬君。

1. 1番(二藤部冬馬君)

お早うございます。

12月24日に開催されました、第3回定例会の報告をいたします。

議案については、議案第10号から15号まで上程され、全て原案どおり可決しております。主な内容としましては、「北村山公立病院会計年度任用職員の給与、及び費用弁償に関する条例の制定について」「一般職の職員の旅費、給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び補正予算に関するものでした。詳しくは、皆さんに定例議会の資料を配付しておりますので、見ていただきたく思います。これで、報告を終わります。

1. 議長(芳賀清君)

次に、平成31年第1回定例会において議決し、地方自治法第100条第13項、及び、大石田町議会会議規則第127条第1項の規定に基づき実施しました「議員派遣の件に関する報告」、並びに令和元年第4回定例会以降における、当議会の諸般の事業活動等については、お手元に配付しております印刷物のとおりでありますので、これをもってご了承願います。これをもって諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告を行います。町長、並びに教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

お早うございます。

本日招集いたしました、令和2年第1回定例会にご出席いただき、心からお礼申し上げます。

さて、今冬の雪の状況であります。議員の皆様もご承知のとおり記録的な暖冬となりました。向こう1か月の長期予報によりますと平均気温は高いとされていますので、これからの降雪は少ないと思われませんが、気を緩めることなく対処してまいりたいと考えております。

例年のこととなりますが、除排雪対策に関しましては、区長さんをはじめ、流雪溝利用協力会の皆さん、町民有志のボランティアグループのほか多くの町民の皆さんのご尽力とご協力に感謝申し上げます。

それでは、昨年12月第4回定例会以降の行政報告について申し上げます。保健福祉課関係

です。新型コロナウイルス感染症対策についてであります。昨年12月から中国武漢市を中心に世界的な広がりを見せている新型コロナウイルス感染症ですが、日本国内でも複数の地域で感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模の患者集団が把握されている状態になっております。

このため、国では2月25日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を策定し、国民に対する情報の提供や国内での感染状況の把握、感染拡大防止策などを行うこととしております。2月27日夕方には、2月末からの2週間が極めて重要な時期であることから、3月2日から全国の小、中、高等学校を臨時休校とするよう要請するなど、感染防止対策を強化している状況にあります。

当町においては、2月27日に私を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策連絡本部を設置し、情報の収集と共有を行うとともに、お知らせ版やホームページなどを通じ、感染予防対策などについて町民への情報提供を行っているところであります。

また、各種イベント等については、国からの「開催の必要性の検討要請」を受け、町として一定の基準を設けたうえで、中止、延期等の決定を行っております。現在、山形県内における感染者の報告はありませんが、これから観光客が増加する時期になりますので、今後の状況を注視しながら、関係機関との連携を図り、必要な対策を講じて参りたいと考えております。

住民税非課税者及び子育て世帯向けプレミアム付き商品券についてであります。昨年の消費税引き上げへの対策として取り組んでおりましたプレミアム付き商品券事業であります。商品券の利用は2月末で終了しており、現在、最終的な取りまとめを行っているところであります。途中経過になりますがご報告いたします。

商品券が購入可能である非課税世帯者1,217人のうち、引換券の交付申請をされた方が383人で、申請率は31.47%でした。1月24日現在の商品券購入枚数が1万2,250枚で、実際に使用された枚数が9,466枚となっており、商品券の使用率は77.27%となっております。

これまで、個人通知やお知らせ版での周知を複数回行い、商品券取扱店の追加、申請期間も1か月間延長して利用促進を図ってまいりましたが、当初設定した目標よりも利用が低調であったことから、制度設計も含め検証していく必要があると考えております。

産業振興課関係です。令和2年度の農業政策についてであります。米政策改革の3年目となる本年の需要に応じた米の生産について、県から示された「生産の目安」を町農業再生協議会に図り、算定方針を各関係機関、団体で協議を重ね、合意形成を行いました。微増はしたものの、過日、ほぼ前年同様の目安を生産者に提示しました。

また、農事座談会を2月15日と16日に開催し、「米政策の見直し」や令和2年度経営所得安定対策のほか、園芸作物の振興等について関係機関から説明を行い、一定の理解が得られたものと考えております。

建設課関係です。大石田町土地開発公社の解散についてであります。令和元年第3回定例会におきまして、大石田町土地開発公社の解散に関する議案をご可決いただきました。これを受け、公社の解散に向けた手続きを行ってきたところであります。

去る、2月26日に開催された大石田町土地開発公社清算人会において、昨年8月9日に公社理事会で承認された「解散プラン」に基づいた清算手続きの経過報告を行い、残余財産1,178万6,657円を確定したうえで、出資団体である大石田町に同日付けで全額を引き継ぐことを了承いただきました。

今後は、清算決了の登記と県知事への清算決了の届出を行い、土地開発公社の解散手続きは終結となります。以上、12月議会以降の主な行政報告とさせていただきます。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本 多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

改めまして、お早うございます。

私の方から次の2点について報告させていただきます。1点目は、子どもたちの活躍についてでございます。2点目は、令和元年度自主企画についてでございます。

まず1点目、子どもたちの活躍について2つ報告をさせていただきます。

1つ目は、全国小中学校リズムダンスふれあいコンクールについてでございます。12月26日に東京都で開催されました「第7回全国小、中学校リズムダンスふれあいコンクール」に、大石田小学校6年生チーム「大小ジュニア16」の16名が3年連続で参加いたしました。男性グループ「FlowBack(フローバック)」と言うんだそうですね、の、テンポの速いリズムに乗った躍動感のあるダンスを発表してまいりました。残念ながら入賞には手は届きませんでしたけども、大舞台で精いっぱい頑張ってまいりました。山形新聞の「よも一にゃ」の一面にも取り上げていただいたところであります。

このコンクールは、「リズムダンス」を通じて豊かな人間性の育成や体力の向上、教育の活性化を図ることを目的としております。この大会を通じて子どもたちの絆が深まり、今後より一層学校生活が豊かになることを期待しております。

2つ目は、2月9日「大石田中学校アンサンブル木管四重奏」が東北大会に出場いたしました。東北、盛岡の地で、大石田の音色を本当に響かせてくれました。私も聞きに行きましたけども、大変レベルの高い大会でございました。銅賞ということではありましたが、素晴らしい音色を響かせてくれたなと思っております。

2つ目の、元年度の自主企画についてでございますが、令和2年1月11日、今回で3回目の公演になります「みんなでモッシュおーいしだ盛り上げコンサート2020」を町民交流センター、虹のプラザで実施いたしました。今回も、大変趣向を凝らした内容で構成された公演でありまして、若草恵先生、小柴大造さん、白崎映見さん、3人のコミカルな会話が展開され、大きな盛り上がりを見せたところであります。初春の良いプレゼントになったものと考えております。

最後、ちょっと付け加えまして、スポーツ関係ですが、奥山華波さん、ユースオリンピック、並びにその後の多くの世界の大会で大活躍しております。これは、町報に掲載されたとおりでございます。もう一点ですが、齋藤元希さん、パラリンピック水泳の選手でありますけれども、3月6日、間もなく本当はパラリンピック出場を決定させる大会があったはずなんですけども、このコロナウイルスの状況で5月22日に延期されたということで、決定はそこまで持ち越されるということになっております。以上、行政報告といたします。ありがとうございました。

1. 議長(芳賀清君)

日程第5. 付託事件の継続審査結果報告であります。総務文教常任委員会より、審査の結果について報告を求めます。総務文教常任委員会委員長 齋 藤 公 一 君。

1. 総務文教常任委員会委員長(齋藤公一君)

委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、大石田町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、事件の番号、件名ということで申し上げます。

請願第4号「沖縄県民の投票の結果を尊重し、辺野古新基地建設を見直し、普天間基地の代替施設が必要であるならば、国民的議論と民主主義及び憲法に基づく国会議論により公正に解

決すべきと国に求める意見書の提出に関する請願」であります。

審査の結果、令和元年第4回定例会から付託を受けました、請願第4号について審査するため、2月18日、役場301会議室において本委員会を開催し、関係する職員の出席を求め、詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。その審査内容についてご説明いたします。

まず、事務局から、県内の請願状況について調査してもらいました。調査の結果、県内には酒田市、鶴岡市、そして、大石田町の2市1町のみが請願が受理されておりました。また、審査結果については、酒田市では9月議会において採択、鶴岡市では12月議会において不採択とされております。この状況を踏まえ、審査を行ったところでもあります。委員の皆さんからは、請願の継続審査に向けて、各自で調査、研究をしていただき、多くの意見をいただいたところでもあります。

まず、沖縄県民の投票結果を尊重すること、7割以上の県民が反対の意を表していること、安全保障の議論は日本全体の問題であり、沖縄県だけの問題だけではないことは非常に理解できると。しかし、本県は国会で議論され、辺野古を新基地建設となったもので、民主主義に則って国会で決議されたものであり、我々の判断レベルを超えていると、こういう点もあったわけです。

また、反対派がマスコミを利用して煽っている部分もあるのではないかと。中国船籍が尖閣諸島付近を頻りに横行していることもあり、米軍基地はその抑止力の役割を果たしていると思われる。それを、県外に移すこととなると、中国の進出を抑止できなくなるのではないかと。沖縄県民投票の7割以上の反対の民意については理解するが、県民の民意が100%反映されているかは分からない。

また、鶴岡市議会の反対意見にもあるとおり、国会で辺野古新基地建設が唯一の解決策であると決議されていると。全部、全ての自治体を平等に候補地とすることは考えられないと国民的議論を求めているようだが、県内では2市1町のみが請願受理であり、願意が見えない。

また、請願者の居住する鶴岡市でも不採択となっていると。今回の請願は、国レベルで審議するものであり、なんという意見が出されたところであり、その結果、請願第4号は不採択すべきものと決定いたしました。

令和2年3月3日 大石田町協議会議長 芳賀清 殿、大石田町議会総務文教常任委員会委員長 齋藤公一。

1. 議長(芳賀清君)

請願第4号「沖縄県民の投票の結果を尊重して辺野古新基地建設を見直し、普天間基地の代替施設が必要であるならば、国民的議論と民主主義及び憲法に基づく国会議論により公正に解決すべきと国に求める意見書の提出に関する請願」を議題といたします。

ただ今、委員長よりの報告は、不採択とすべきものとするものです。これに質疑のある方の発言を許します。6番 小玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

紹介議員の立場でもあるし、ある程度シンプアでもあるということで質問させていただきます。自分もですね、鶴岡の議会を見せてもらいました。かなり、まあ、紹介議員になることはなかなか大変だなという、実は思いました。あの、その請願の審査の中でですね、紹介議員にいろいろ質問するということがありましてですね、ある議員は、その紹介議員にね、「もし鶴岡に米軍の飛行場なりなんなりができた場合、あなたは賛成するのか。」っていう、そういう質問をしてました。どういうふうに答えるのかなと思いましたが、自分がね、その紹介議員の人は鶴岡に持ってこようと考えてるわけではないけども、この、例えばこの請願のね、4番目にあるように、まあ、国会とか全体の国民で議論しなさいという意味で、「もし鶴岡になれば、自分はそれに賛成します。」というふうな答えだっ

たというふうに考えます。それですね、委員長に聞きたいんですけども、鶴岡が、例えば、たまたま今回請願出した人が鶴岡の人だったわけだけでも、鶴岡の議会が反対したからなんていうふうな形で、なんかちょっと聞こえるんだけど。

あとですね、まあ、山形には確かにこの3つしかないけども、東京あたりにも沖縄にもあるわけです。それで、自分が一番感じるのはですね、例えば、この基地自体の存在とか、そういうのには、やはりいろいろ、この、自分の主義主張なり、その防衛に対する問題とか意識もあるだろうし、いろいろ違うと思うんだけど、やはり、もし自分が沖縄だったら、沖縄にいる議員だったらどうするだろうかっていうことをやっぱり考えたんですよ。あと、もし山形に基地があったらどうするだろうかって考えたときにですね、その時に、一町民だけでとか判断するものではないってなったときに、そうすると俺委員長に聞きたいんですけど、これ判断できるのはどこの町民がこういうことを賛成なり反対なりに請願出せるっていうふうに考えたんでしょうか。お願いします。

1. 議長(芳賀清君)

総務文教常任委員会委員長 齋藤公一君。

1. 総務文教常任委員会委員長(齋藤公一君)

小玉君の質問に回答いたします。まず、あの、我々が議論したのは、地方にはなじまない。やっぱり、国レベルで議論すべきではないかということと、国の方で方針が決まっておるんだということが、まず我々としては考えたわけでありまして。だから、あの、鶴岡の請願者が不採択だということをお願いしたわけですが、鶴岡では、もし国レベルで議論するときに、鶴岡市に基地が来たらどうなるかというふうな話もあったわけですが、「はい、それは、鶴岡市に基地が来るということは好ましくない。」というような話も出ておったわけでありまして、そういうことを踏まえて、やはり国レベルで決めたものを、一地方のちっぽけな大石田町で議論するということにはなじまないということでありまして。以上です。(小玉議員:「討論させてもらうのでいいです。」)

1. 議長(芳賀清君)

ありませんか。(議員:「なし。」)質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。6番 小玉勇君。

1. 6番(小玉勇君)

今回、請願の不採択について反対するという意味で討論させていただきます。

確かに、今委員長が言うようにですね、この辺野古の問題にしても米軍の基地っていう問題は、やっぱり僕も考えてもね、それは確かに一町民がどうのこうのっていう問題ではないけども。しかし、考えてみて下さい。一気に日本の国全体がいきなりぽんと、例えばこの前の、首相がコロナのためにね、一気に学校休業にするっていうことがない限り、なかなかならないからこそ、やはりいろいろな町でですね、小さいながらもやっていかなきゃいけないんだろうと思うわけです。

それで、その、沖縄の基地の問題について、右左いろいろ賛成反対あると思いますけども、まあ、自分は反対の方で言ってるんだけど、賛成の人がどういうふうに言ってるのか、まずここだけ、一つだけ言ってみたくと思います。あの、皆さん岩国基地っていうのは分かりますか。あそこは自衛隊と一緒に米軍の基地もあります。あそのね、広島と山口県、山口に入ってすぐのところにあるんだけど、そこはいわゆる、今の安倍首相の典型的なシンパサイザーでもあります、あその市長さんはね。彼は何て言ったかというんですけど、**「日本に米軍の基地は必要である。」**と。日本の自衛隊では、要するに太刀打ちできないから米軍は必要なんだっていう考えなんだけども。彼は、半年か1年ぐらい前にオスプレイが日本にある程度来なきゃいけないときに、早速彼はですね、賛成して、自分の岩国にオスプレイを持ってきてもいいっていう話をした市長さんでした。

要するに、ある意味、米軍にしても自衛隊にしても典型的に賛成であるというふうな立場の人です。んで、彼がなんて言ったかといいますとですね、「だからこそ沖縄だけじゃなくて、日本全体で引き受けなきゃいけないんだ。」っていう理屈を言ってるんですよね。やはり、皆さん、沖縄の面積って2,200,2,200km²っていうとですね、東京都、あとは神奈川県と同じぐらいのレベルです。でも、実際、沖縄本島だけで考えればその半分くらいしかないわけですよね、1千km²ぐらいしかないわけで。で、もし僕がね、自分が沖縄県民なり町民だったら、やっぱりどうしたって反対しますよね。皆さん方だってそうなると思うんですよ。「何で我々だけが。」って思うと思うんです。他の人もね、少しは持ってってくれよと言われると思うんですよね。そんな意味でですね、あの、日本に米軍基地を持っていることが賛成反対はまた別として、必要ならば、やはり皆でもう一回考えるべきなんじゃないか、沖縄だけに。実際、1950年頃はね、沖縄に兵隊がいっぱいいたわけじゃなくて、本土にいっぱいいたわけです。それが、だんだんとですね、本土がだんだんと反戦運動みたいな高まってきてですね、沖縄だけに行ってしまったという過程があるわけです。

そんなのでですね、岩国の市長さんが言うように、たとえ基地が必要であっても、やはり沖縄だけでなく日本国全体として米軍を引き受けるんだっていう、そういう心構えが必要じゃないかと思うんですね。今回の請願の第4番目、3番、4番なんかはどうしてもこれは当たり前の話じゃないかと思うんですよ。委員会で、まあ、反対のことになったようでありますけども、もう一回再考していただければと思います。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。賛成討論ありませんか。4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

それでは、私の方からは賛成の討論を申し上げたいと思います。

全ては、齋藤委員長がご説明なさったとおりでございます。補足ということで説明申し上げます。従来どおり、あったとおり、まあ、あの、とても大きな問題で、全国民が知り得る難しい問題だなというふうな前提の下に、100対0の話ではないというふうな状況は取るに分かったとおりでございます。その中で、実際、各委員会が出たのが、やっぱり、各意見として出たのが、請願の提出先が県内2市1町、35市町村分の3つでしかない。他都道府県を見ても、サインがないような状況から鑑みるに、とても国民的議論を求めている動きには見えないというふうな声が出ました。

また、7割以上の反対っていう投票等ありましたが、もちろん全県民の7割ではなく、リアクションを起こした方、いわゆる意思表示した方の7割だねっていうふうな確認もありました。そういったことを含め、また、先ほどあった基地の面積ですが、0.6%の国土に70%が米軍基地という願意文書ですが、正確には、米軍専用敷地が7割で、自衛隊と民間が共有している敷地も含めると、全国土の2割程度というのが実態というなとも踏まえて、どうもマスコミを煽り立てている文面が垣間見えるのではないかという意見もありました。そういったことも踏まえまして、先ほど来あるとおり、当事者側の基地のある沖縄県と、事業を遂行する国の中で意見が割れているという実態ではございますが、その実状、経過、背景、関連することを全て同等レベルの知識を持っている、持っていない他都道府県の方々が、軽々しく論じるべきレベルではないんでないのっていうふうな意見が出たところが本音でありますので、そういったことを付け加えさせて説明させていただき、反対という、不採択という決定について賛成討論させていただきます。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

ただちに、採決に入ります。採決は、起立により行います。この請願に対する委員長報告は不採択です。採択は、委員長報告に対してではなく、請願に対する採決を行うものです。お諮りいたします。請願第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。起立少数であります。

よって、請願第4号は不採択とすることに決しました。

次に、議案の上程であります。日程第6. 承認第1号より、日程第31. 発議第1号まで、以上26件を一括して議題として上程いたします。

日程第32. 令和2年度町長施政要旨、並びに上程議案についての提案理由の説明を求めます。大石田町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

本日、令和2年第1回町議会定例会の開会にあたり、令和2年度町政運営に対する私の基本的な考え方と施策の対応についてご説明申し上げますので、議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと存じます。

令和に改元され、改めて1年間のまちづくりの基本的な考えをしっかりと説明し、町政運営について町民の皆さんのご理解とご協力をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今冬は暖冬となり、過去に記憶がないほど降雪が少ない冬となりました。初雪も遅く、12月中の除雪車の出動は3回程と穏やかな新年を迎え、そして、年が明けても冬型の気圧配置が続かず、今シーズン最高積雪が12月6日の55cmで、今日現在ゼロであります。しかしながら、あまりの雪の少なさに、このままでは春先の農作業が早まる可能性もありますので、適期作業の指導など万全を期してまいりたいと考えております。

さて、私は昨年11月執行の町長選挙におきまして、町民の皆様のご支援とご厚情により無投票当選の栄を賜り、4年間の任期をいただき、すでに4か月を経過いたしました。就任直後からの不祥事の対応を含め、ここまで無我夢中で公務にあたってまいりました。そして、この間、多くの町民や関係者の方々から叱咤や激励をいただきました。ほんの気の緩みが町全体を大きく揺るがし、行政の信頼をいとも簡単に瓦解させることになるものと、町政を預かって身に沁みる思いをいたしております。

私が町政を預かるうえでの政治信条は、「町民目線でまちづくり」、目指す町の姿は、「心豊に幸せを感じるまち」であります。町の代表である町長としての初心を忘れることなく、常に精進しながら職務を全うしていく所存であります。そして、常に町民の皆様との対話を持ちながら、考えを聞き、町民と行政が協働でつくり上げる町づくりを進めてまいります。

さて、昨年度の大石田町を振り返ってみますと、5月1日に30余年続いた平成の時代から、令和へと新しい時代を迎えました。景気の回復の実感が伴わない中、大石田町民誰もが輝かしい未来の幕開けを予感し、翌年の東京オリンピックへと日本が一つになって邁進し、地方経済も成長するものと期待いたしました。

このような中、町のハード事業として長年待ち続けた町民の安全安心の拠点となる「尾花沢市消防分署大石田分署」の改築事業に着手しております。4月に造成工事を開始し、8月から始まった建設工事は、今月中の完成を目前にしております。

また、イベント関係では10月に襲来した台風の影響で避難所を開設するなど、防災対策に終始した時期もありましたが、8月の大石田まつりや10月末の新そばまつりは例年以上の賑わいをもって開催することができました。そして、今年になって、当町をメインロケ地とした映画「コンプリシティ／優しい共犯」が公開され、大石田町の自然の美しさや花火の迫力をおおいにPRできた

ものと喜んでおります。また、このような感動的な映画を町民皆でつくり上げることができたという達成感、何物にも代えがたい財産であると感じております。

また、4月からは2期生となる地域おこし協力隊が着任し、新たな視点から町のPR活動を行っております。今後さらに町民とふれあいを深め、充実した活動を行ってくれることを期待しております。

災害に話を戻しますと、去年は台風15号、19号が相次いで関東方面を中心に直撃し、多くの死傷者や家屋の倒壊、損壊を引き起こすなど、台風被害としては未曾有の被害となりました。そして、1か月に及ぶ停電や断水が発生するなど、住民生活に大きな影響を与えました。改めて、自然の猛威の恐ろしさとともに、インフラの脆弱さや普段の備えの重要性を思い知らされる次第であります。被災された皆様には心より哀悼の意とお見舞いを申し上げます。東北地方におきましても、宮城県において河川の増水による浸水被害が多く発生し、当町と災害時の支援協定を結んでいる涌谷町と大崎市でも大きな被害に見舞われました。そして、協定に基づき、大崎市には職員が約1週間応援に向かい、涌谷町へも民間ボランティアが支援に向かって活動を行っております。

当町におきましては、台風19号の影響を受け、町道、林道の破壊や床下浸水などが発生いたしました。人的被害がなかったことは不幸中の幸いでありました。そして、最上川の増水予測に対応し、臨時排水ポンプの設置や2箇所の避難所を開設するなど対策を講じております。

従来より、地球温暖化が叫ばれ、実際に異常ともいえる気象現象に起因する大規模な自然火災や多くの災害が地球規模で発生しております。今後、町民の安心、安全の実現に少しでも応えるべく、本格的な災害対策、防災対策を進めてまいります。

当町は発足以来、人口減少が続くひたすら過疎対策に取り組んでまいりました。近年は、いわゆる少子高齢化対策と名を変えて、町の活性化、定住対策を掲げ、事業の具現化に取り組んでまいりましたが、思うような効果が見いだせないのが現実であります。しかし、今後とも一步一步歩みを進めてまいりたいと考えております。

引き続き町民が求めていることを把握しながら、町民目線での町政を進めてまいりますので、議員の皆様には引き続きご支援の程よろしくお願い申し上げます。

大石田町を取り巻く状況について申し上げます。去年の世界情勢を俯瞰してみますと、相変わらず続いているアメリカと中国の貿易摩擦は中国経済成長の減速を招き、それに伴い、日本はもちろん全世界の経済が負の連鎖に陥っている状況にあります。加えて、中東情勢として、アメリカとイランの報復合戦は全面戦争の寸前で回避された模様ですが、我が国や中東に原油を依存している国々にとっては、死活問題となる大きな不安を抱えた状態のままであることには変わりはありません。欧州では、ついにイギリスがEUから離脱し、独自の道を歩むこととなりますが、今後EUとの貿易交渉や自国内の反対派の動静など不安要素を抱えております。

また、北朝鮮の非核化については、アメリカとの交渉が停滞し、北朝鮮が新たな局面を示唆するなど余談を許さない状況が続いております。

このような中であって、日本と韓国との間にある戦後補償問題では、双方の主張には依然として大きな隔たりがあり、修復の兆しが見えない状況にあります。今後、韓国が日本企業の資産の売却に踏み切るようなことになれば、両国の決裂は決定的となり、それぞれの経済に与える影響は計り知れないものとなります。

昨年末から中国の武漢市で発生した新型コロナウイルスによる肺炎の感染が全世界に急激に拡大しておりますが、現在対応できるワクチンはありません。東京オリンピックを控えた日本としては、その開催すらも憂慮される重大な脅威として捉え、「指定感染症」に認定し、医療費用の負担

軽減化を図っておりますが、いずれにしても万全な防御策と早急なワクチンの開発が求められております。

国内に目を転じますと、すでに申し上げましたとおり、昨年は今上天皇が即位され、平成から令和へと新たな時代がスタートした大きな節目の年であり、全国民が国事を祝い日本全体が祝賀ムードに包まれました。

そして、日本国籍としては2年連続となるノーベル賞の受賞者として吉野彰氏が選出され、日本に明るい希望と誇りをもたらしました。

スポーツ会では女子ゴルフで日本人2人目、42年ぶりにメジャータイトルを獲った渋野選手、NBAデビュー以来最前線で活躍する八村選手、そしてラグビーワールドカップでベスト8入りした日本チームが日本中に感動を与え、さらに、今年の大相撲の初場所では20年ぶりとなる幕尻での優勝力士が誕生し、多くの国民に勇気を与えてくれました。

しかし、昨年も全国各地で大きな自然災害が多く発生し、連日の報道により被災された方々の過酷な生活状況を知り、さらに現在も被災前の日常を取り戻せない方々がいることに胸を痛めております。また、京都アニメーションの放火事件では42名もの尊い命が失われ、世界のファンを悲しませることになりました。また、依然として高齢ドライバーによる事故やあおり運転などの悪質な事件が後を絶ちません。そして、沖縄のシンボルでありました世界遺産の首里城が火災で焼失する一方で、仁徳天皇陵古墳が新たに世界遺産に加わるなど様々な出来事がありました。

中央政治では、4月に外国人労働者の受け入れを拡大する改正入国管理法が施行され、働き手不足対策と働き方改革の実現が期待されます。7月の参議院通常選挙は10月からの消費増税が国民の消費動向にどのように影響するかなど争点となる選挙でありましたが、全国的には与党の勝利となりました。

安倍内閣は、政府の来年度の一般会計予算は102兆円と2年連続で100兆円を超える大型予算を閣議決定しております。1月20日に通常国会が召集され、安倍首相の施政方針は、国内的には1億総活躍社会として働く年齢の引き上げや、それに伴う年金受給開始年齢の選択幅の拡大など、引き続き国民全体で経済成長を成し遂げようとする意気込みが伺えます。しかし、森友学園問題や加計学園グループ問題などに端を発した、国の公文書や資料の書き換えが問題視される中、桜を見る会に関する違法な文書管理、IR汚職事件、公職選挙法違反など国や国会議員をめぐる不祥事への説明責任が追及されており、本来の国民生活に関する議論が進んでおりません。

日本国内の景気動向については、内閣府が出した11月の景気動向指数では基調判断が「4か月連続で景気後退」を示しているが、12月に政府が発表した月例経済報告では「景気は緩やかに回復している」と判断しており、中央段階の判断にズレが生じております。日本経済の景気動向を判断するにはこれほど微妙であると証左であると思われ、海外経済の影響や中国発の新型コロナウイルスなど、影響を考えると今後も楽観視はできません。

また、消費税率の引き上げに伴う影響や4月から施行されます「会計年度任用職員制度」による個人所得の増加による効果がどのように表れるかは未知数であると考えます。

我が国は、「令和」という新しい時代に突入し、同時に待ちに待った東京オリンピック、パラリンピックを迎えます。当町においても、国の政策動向を把握しながら、「大石田まち、ひと、しごと創生総合戦略」に基づいた施策の実現のため、交付金等有効な財源の確保に向けて努力してまいります。

1. 議長(芳賀清君)

町長、ここで暫時休憩します。11時10分再開しますので、よろしくお願いします。

休憩 午前 10 時 59 分
再開 午前 11 時 10 分

1. 議長(芳賀清君)

再開いたします。

先ほどの引き続き、町長の施政要旨をお願いします。町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

令和2年度の各分野における施策の概要を申し上げます。はじめに、財政状況と納税対策について申し上げます。令和2年度、国の予算は一般会計が102兆6,580億円と8年連続で過去最大規模を更新しておりますが、これは高齢化による医療費の増大や昨年10月の消費税率の引上げに伴う幼児教育、保育費の無償化など社会保障費の伸びが大きく起因しており、財源となる税収についても過去最大規模を見込んでおります。

地方財政にとって最も重要な地方交付税については、出口ベースで2.5%の増額ですが、臨時財政対策債は3.6%の減額と昨年同様減額となっております。これには、昨年同様、高齢化に伴う社会保障費の伸びや防災、減災対策に重点を置いているためで、特に川底の浚渫を推進するための経費も計上されているとのこと、わが町でも大いに期待を寄せるものであります。

一方で、歳入については、地方税と消費増税を含む地方譲与税及び地方交付税の増額が、地方特例交付金や臨時財政対策債の減額を補填できるかが大きなポイントであると考えております。いずれにしても、新年度は保育の無償化など社会保障費の増高や、会計年度任用職員の導入に伴う人件費の増額など国の政策として課せられた行政需要に対応していかなければなりません。

大石田町の財政状況については、これまで最優先課題としてきました町民交流センターや尾花沢市消防署大石田分署の整備という大きなハード事業が終了しましたが、今後は起債の償還のための財源確保も含め、実質単年度収支の赤字体質から脱却していかなければなりません。私は、令和2年度も健全財政を堅持しながら、町政全般にわたりきめ細やかな施策を展開してまいりたいと考えておりますので、必要不可欠な財政需要には積極的な基金の取り崩しも必要と考えております。

当町の税収の状況について申し上げます。政府による総合経済対策の効果もあって、雇用、所得環境の改善が見られ、景気は緩やかな回復が続くものと期待されております。通商問題を巡る動向、英国のEU離脱等の海外経済の動向、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向など不安定要素がありますが、中央における所得税、法人税、消費税等の基幹的な国税は、増加傾向にあります。

一方、地方においては、経済は緩やかな回復の動きが見られるものの、少子高齢化や人口減少社会と言われる構造問題が続く中で、国税のような税収の伸びを期待するには厳しい現状にあります。町税の基幹は、町民税と固定資産税であります。生産人口の減少や地価の下落等

により、町税全体としては依然として厳しい状況にあり、税収の今後の伸びは期待することができません。

申し上げるまでもなく、町税は様々な行政サービスを提供するために必要かつ重要な財源であり、この貴重な財源を確保するためには納税者の自発的な納税義務の履行が不可欠であります。そのために、今後とも税務署や関係機関団体と連携を密にしながら、広報活動や租税周知に取り組むとともに、税の適正かつ公平な賦課及び徴収に徹し、税務行政に対する町民の信頼と協力の向上に努めてまいります。

併せて、収納率向上のためには、納税環境の整備が大切であります。これまで取り組んできた口座振替の推進、コンビニ収納を実施してまいります。また、専門性の高い全校規模の研修を受講するなど職員のスキルアップに努めるとともに、未納対策のための「納税相談員」を引き続き配置してまいります。

県内における近年の当町の収納率については、年度によって増減はあるものの、上位に位置しております。社会的、自然的動態の状況は、現状は年々厳しさを増しており、今後の景気動向等に伴う不透明感もありますが、自主的、自立的な財政運営に必要な財源確保のため、従来の取組みの充実、強化を図ってまいります。また、将来の納税者となる小、中学生に対する「租税教室」を行うなど納税意識の向上を推進しながら、引き続き適性な賦課及び徴収に努め、一層の収納率向上と税収の確保に尽力してまいります。

次に、定住対策とまちづくり事業について申し上げます。交流人口や関係人口を増やしていくには、町自体が「元気で魅力的なまち」にならなければなりません。そのため、虹のプラザをはじめ、周辺に整備した公園やふれあい休憩広場、駅前に整備した賑わい拠点施設「KOEnoKURA」など、こうした施設とウォーキングマップを複合的に活用し、人とひととの交流が盛んになることを目指してまいります。家の中から街の中に出てくることで、町自体がいきいきと元気のある、活気ある町を目指してまいります。

また、移住、定住対策等により、定住人口、交流人口、関係人口の拡大を推進し、誰もが住みたいと思うまちづくりを目指してまいります。移住対策については、相談会を複数回開催し、町の魅力を伝え、移住支援金支給事業や人材確保事業と連動しながら、定住促進に結び付けてまいります。また、「米、味噌、醤油」といった食を通じた支援事業を昨年度に続き実施してまいります。定住対策については、「定住促進助成金交付事業」や「住宅リフォーム支援事業」といった「住まい」への支援を引き続き行ってまいります。

大石田町で生活する際、「雪」は大きな障害となります。NPO法人による「除雪支援」を行っておりますが、さらに充実した支援制度ができないか検討してまいります。また、近隣の方が共助の精神で処理できる形づくりにも取り組んでまいります。

次に、保健、福祉について申し上げます。国は、人生100年時代を見据え、「誰もが安心できる全世代型社会保障制度」の構築を推進するとして、令和2年度予算案における社会保障費は過去最大を更新しました。また、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年と、団塊ジュニアが高齢者となる2040年を視野に、医療、介護をはじめとする社会保障全般にわたる改革の議論も加速してきております。

子育ての分野については、昨年10月から幼児教育無償化が開始され、今年度は一部高等教育の無償化もスタートするなど、子育て世代への支援拡充を図ってきておりますが、令和元年度の出生数は過去最少の86万人に落ち込む見通しとなっており、少子高齢化が一段と顕著になっております。

当町においても、昨年4月1日現在の高齢者率は38.2%と過去最高、平成30年度の出生数は31人で、少子高齢化が年々進んでおります。そのため、令和元年度から新たに、保育料の無償化に伴う副食費の助成、インフルエンザ予防接種の助成、小中学校修学旅行に対する補助などに取り組んでおりますので、今後、少子化の解消に結びついていくことを期待しているところであります。

以上のことを踏まえ、令和2年度におきましては、財政的課題もありますが、子育て支援や高齢者への多様なサービスを充実し、保険、医療、福祉、介護の分野における的確なサービスの提供と、保険事業の健全運営を通して、住み慣れた地域の中で暮らし続けることができる社会の構築を推進してまいります。

子育て支援については、令和元年度に策定しました「大石田町子ども・子育て支援事業計画(第2期)」に基づき、「子どもとともに 心の通い合う 健康で明るいまち」の実現を目指してまいります。令和2年度は、児童の医療費無料化を18歳までに拡大し、さらなる子育て世代の負担軽減を図ってまいります。また、今年1月に利用者1万人を超えた子育て世代活動支援センターを核に、子育てに関する多様な相談に対応しながら、適切な支援に努めてまいります。

障がい者福祉については、当町における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉など、福祉施策の根幹となる「大石田町地域福祉計画」を、成年後見人制度促進計画も新たに加えて策定してまいります。地域福祉の推進には、共助を担う地域コミュニティの充実が不可欠であるため、県が実施する「すこやか、安心地域づくり推進事業」に取り組み、町内にモデル地区を設定し、社会福祉協議会と連携しながら進めてまいります。

高齢者福祉については、住み慣れた地域で安心して日常生活を営んでいただくために、「除雪費用に対する助成制度」や「高齢者タクシー制度」など、事業を継続して実施する一方、社会福祉協議会の関係機関や団体と連携を深めながら、高齢者が安心して生活できる環境整備を図ってまいります。

保険事業については、令和元年度に新たに自殺対策や歯科口腔機能確保対策の分野も付け加えて見直した「大石田町健康増進計画 健康おおいだ21(第2次)」を基本とし、総合的に実践してまいります。また、健康診査、各種検診の受診率を高める一方、令和2年度には、新たなロタウイルス予防接種と新生児聴覚検査に対する助成を実施してまいりますので、これらを含む各種予防接種の勧奨を通して、「自分の健康は、自分で守る」という健康管理意識の醸成を図ってまいります。

介護保険事業については、介護保険法に基づき、当町における令和3年度から3年間の介護事業計画を樹立するため、「第8次介護保険事業計画」を策定してまいります。国は昨年、「認知症施策推進大綱」を取りまとめ、認知症の発症遅延や発生リスク低減の強化を図るとしております。介護保険事業における経費節減のためにも、認知症初期集中支援チームの活用や認知症サポーターの養成などを通して、認知症予防等を重点とした介護予防事業を展開してまいります。また、地域包括センターを主体とした医療ケアと介護ケアの連携の充実を図り、「共生」と「予防」の施策の推進に積極的に取り組んでまいります。

国民健康保険については、平成30年度の制度改正により山形県が国保財政の責任主体となりましたが、保険料の決定や賦課徴収等は、町が行うことになっており、国保事業の健全運営についての責務は変わりありません。このほど、国保財政の危機的状況は脱却したとの判断から、適正な税率について、町国民健康保険運営協議会に対して諮問を行ったところであり、その回答を基に検討を重ねた結果、今定例会に税率を引き下げのための国民健康保険税条例の一部改正

についてご提案いただいておりますので、ご可決いただきますようお願い申し上げます。また、疾病予防の強化、ジェネリック医療品や在宅診療の啓発、かかりつけ医の定着、早期発見による重症化予防対策など、医療費抑制対策には引き続き取り組んでまいります。

人口減少と少子高齢化が進行し社会保障費が年々増加する中、保健福祉行政を取り巻く環境は一層厳しくなっており、課題が山積しておりますが、これらの課題解決には、幅広い町民の参加と、事業者、行政等の協働が必要です。そのため、「自助、共助、公助」を基本理念に、地域コミュニティやボランティア機能を十分に発揮される体制を構築し、住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域福祉の実現に取り組んでまいります。

次に、農林業振興事業について申し上げます。我が国の農業は、平成30年12月に発効した環太平洋連携協定(TPP11)や、昨年2月に発効した欧州連合(EU)との経済連携協定(EPA)、さらに日米の新たな通商協議(FFR)物品貿易協定の交渉開始が合意されるなど、かつてない自由化を迫る複数の通商交渉の局面にあり、極めて厳しい状況にあります。

また、国内に目を向けると、平成30年産米から「需要に応じた米生産」が始まり、産地が主体的に需給調整する米政策に転換することになりました。これを受けて県内の取組実施状況ですが、県段階の「生産の目安」として数量34万3千tに対して、主食用米の収穫量は35万6,800tと見込まれており、1万3,800tの超過となりました。全国的に見れば、天候不順などの影響で、収量が減収したことから、需給バランスは危ういながらも均衡を保つ結果となりました。3年目を迎える今年度の見通しは、国の主食用米等、文字間違ってますけれども訂正お願いします、生産量708万tに県産米の全国シェア4.73%を乗じて算定、それに需要増に対応した数量を加算して34万1千tが県の「生産の目安」になります。

市町村段階の「生産の目安」は、4,875t、37t減であります。面積換算で836ha、5haの減となったところであります。町では、需給のバランスを取りながらも、米価の高値安定を維持し、稲作経営の安定化に努めてまいります。また、こだわりの「米」を安定的に出荷するため低温倉庫の建設を計画しています。

当町の農業は、安全、安心で良質な食料の生産をはじめ、環境の保全、景観の形成など多面的な機能を有し、町民の暮らしと地域経済を支える基幹産業として重要な役割を担ってきました。しかし、農業を取り巻く情勢は依然として厳しいため、農業生産基盤の一層の充実に努めながら、認定農業者、認定新規就農者制度の活用や農地の集積による規模の拡大、担い手の育成を図るため「農業担い手経営確立支援事業」等による経営支援を引き続き行いながら、後継者や新規就農者の確保、育成の促進に努めます。更に、異常気象が常態化するような状況にありますので、関係機関と連携しながら営農指導を展開してまいります。また、国は農業経営の新たなセーフティネットとして「収入保険制度」を昨年度創設し、加入促進を図っておりますので、町においても推進してまいります。

日本農業新聞が実施している農産物トレンド調査では、「安全、安心」が最も重要視されるキーワードとなっていることから、米については、今後も化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する「特別栽培米」の作付けを奨励し、併せてその取り組みと一体的に実施する地域温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い「環境保全型農業直接支払事業」や「GAP」の取り組みを支援してまいります。さらに、園芸作物では、良質の「すいか」の生産は農家所得の確保と営農意欲向上につながることから、関係機関と連携しながら技術指導に努め、経営規模の維持、拡大を図ります。

「そばの町」を標榜する当町では、「来迎寺在来」の生産を推奨しておりますが、交雑しやすい

作物であり、より安定した固有種を将来に継承、保存するため、農業、食品産業技術総合研究機構遺伝子資源センターより「来迎寺在来」の原種を取り寄せ、収量及び良質なそばを確保するため、収穫態勢の拡充を図ります。

農業生産の基盤である農地利用の最適化については、農地中間管理機構が行う事業活用を推進し、農業委員会等と連携を図りながら、耕作放棄地や遊休農地の発生防止、解消に努めます。

さらに、農業経営の効率化、条件整備を図るため、現在施行されている県営土地改良事業の早期完成に努めてまいります。また、防災の観点から農業用ため池の適正管理が国の施策として強化されていることから、計画的に取り組んでまいります。

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給など、多面的な機能を有しており、適正な整備、保全による機能の維持、向上が重要であります。このため、将来にわたって適正に管理され、森林の持つ多面的機能が発揮されるよう、「林地台帳」を活用しながら、森林整備計画に基づき、合理的、計画的な森林施業の促進、森林資源の保全と総合的な利用に努めます。また、みどり豊かな森林環境づくり推進事業の活用や緑の少年団活動への支援を通じて、森林の環境保全に対する重要性の啓発を図ります。

さらに、国はこれまで適切な経営管理が行われてこなかった森林を対象として、森林環境譲与税を活用して森林整備を促進することから、当町においても新たな制度のもと種々の森林整備に努めてまいります。

次に、商工業の振興を申し上げます。商業を取り巻く環境は、全国的にも中心市街地の空洞化にとどまらず、既存商店街の維持継続すら苦慮している状況にあります。当町の商業についても、人口減少と少子高齢化の進行に加え、コンビニエンスストアや近隣への大型小売店舗の進出、消費者の生活行動圏の広がりにより、購買力が町外に流出し、商店数の減少など、一層厳しさを増しております。このため、地域商業の核となる町商工会と連携を図りながら、商店個々の経営の近代化、サービスの向上などを推進し、地域商業の活性化に努めます。また、町民の生活支援と町内における消費喚起を図り、町内経済の活性化を促進するため、12年目となるプレミアム商品券発行事業を支援いたします。

国内経済は「アベノミクス」等の政策推進により、大手企業や中央の企業を中心に経済の好環境が進展していると言われておりますが、地方や零細企業においては引き続き厳しい局面となっております。

当町の工業は、厳しい経営環境の中、労働力の確保も困難な状況にあるため、町商工会、金融機関と連携し、求人情報の周知の強化や各種融資制度の周知と活用を促し、既存企業の体質強化を促進します。

また、中小企業の設備投資を後押しする生産性向上特別措置法が施行され、当町でも同法に基づく「導入促進基本計画」により、今後も引き続き制度の活用を促していきます。

次に、観光物産振興を申し上げます。近年、観光は観光地間競争の激化、旅行スタイルの変化、インバウンドの増加など多様化しております。このような中、山形新幹線、東北中央道等の高速交通網の整備の進展などを背景として、地域資源を活かした観光地、観光サービスの充実による新たな観光客確保の好機となっております。

特に、通年通行が実現した国道347号は宮城県北部から来県ルートになりますので、広域環境組織と連携を図りながら、観光ルートづくりやイベントの開催、広域的なPR活動など、関係団体等が一体となった広域観光の促進に努めます。

さらに、国、県をあげてインバウンドの推進を進めておりますので、海外からの訪れる旅行者に対する案内など充実してまいります。

物産振興や交流人口の拡大については、仙台圏をはじめ、友好交流協定を締結している涌谷町との交流、連携を通じて、交流人口の拡大を図るため、観光と物産のPRに努めます。

当町は、そばの産地として、固有種の「来迎寺在来」の生産拡大を図っております。その香りの高さと独特の風味は、そば職人や全国のそば通からも高い指示を得ており、全国的に知る人ぞ知る「そばの里」として県内外から多くの観光客が訪れております。今後も当町の観光振興の重要なファクターであり、「新そばまつり」をはじめとする各種イベントの開催を支援し、「大石田そば街道」の一層の賑わいを図りながら、温泉利用の促進や特産品の消費拡大を図り、総合産業である観光振興と地域経済の活性化を図ります。

次に、生活環境保全事業について申し上げます。生活環境保全については、町衛生組織連合会と連携し家電製品を含む資源回復を行いながら、再資源化等の活用を推進してまいりました。今年度もこうした活動を継続してまいります。また、クリーンアップ大石田を通して、郷土の美化運動とともに公衆衛生規範の醸成に努めてまいります。

ごみ収集については、各衛生ステーションへ出す日の徹底やごみの分別啓発など、町衛生組織連合会と連携しながらマナーの向上に努めてまいります。

次に、道路交通網の整備など建設関係事業について申し上げます。東北中央自動車道東根、尾花沢間において、平成31年に東根ICから東根北ICの区間4. kmが開通し、東根北ICから大石田村山IC区間を残すのみとなり、ストック効果を早期に発揮させるために、全線の早期供用開始に向けて引き続き国に対し強く要望してまいります。

また、一般国道347号は、その一部が昨年度より重要物流道路、広域的災害時の物流や避難における代替補完道路として位置づけられ、今後さらなる雪対策と安全策を強化するよう山形県と宮城県に要望してまいります。

主要地方道大石田畑線については、五代目亀井田橋が開通し、大浦地内における視距改良工事が完了し、雪崩対策工事も進んでおり、町内外からのアクセスや安全性が格段に向上したことから、本町の産業、経済の発展と地域の活性化が図れるものと期待しております。

町道については、地域住民に密着した道路でありますので、「安全で安心な道路空間」を確保するため、引き続き社会資本整備総合交付金を活用して、計画的に整備してまいります。また、特別豪雪地域に指定されている当町において、冬期間の安全な道路交通の確保は、快適な暮らしを実現するための最優先的な課題であります。そのため、道路除雪業務においては、行政と住民の総力を結集し、お互いに責任分担をし合い、克雪に取り組んでまいります。

流雪溝の整備については、当町の克雪対策においての最も重要な施策でありますので、未整備地区については、安定した水源と流末の確保を町が主体的に進める必要がありますので、国、県及び関係機関とさらに連携を強化してまいります。

町営住宅については、既存公営住宅の長寿命化を図るため「公営住宅長寿命化計画」に基づき計画的に改修し、良好な居住環境の形成に努めてまいります。また、民間で運営している地域優良賃貸住宅については、特に配慮が必要な高齢者、障がい者、子育て世代等に対し、良好な住環境の供給を図るため、国の家賃対策を活用し、家賃減額制度を継続してまいります。

住宅リフォーム支援については、個人住宅の居住環境の質的な向上と住宅投資による地域経済の活性化に加えて、移住者向けの制度の充実が求められておりますので、継続して支援に取り組んでまいります。

最上川流域関連公共下水道事業については、県及び尾花沢市大石田町環境衛生事業組合と連携を図り、施設の老朽化対策を行い、長寿命化を目指してまいります。また、公共下水道事業による整備困難な地域については、合併浄化槽への整備促進を図るため、補助制度の周知を徹底してまいります。次年度簡易水道事業については、施設の老朽化に伴い更新が求められておりますので、安全、安心な水の安定供給を図るため、適切で計画的な維持管理に努めてまいります。

次に、安全安心のまちづくり事業について申し上げます。交通安全対策については、町民一人ひとりの交通安全に対する意識の向上と啓蒙活動を行っていただいた結果、交通死亡事故ゼロの日が1,400日を超え継続しています。これもひとえに関係各位のご協力の賜物と感謝を申し上げます。今後とも尾花沢警察署を始め、関係機関とこれまで以上に連携を図りながら保育園や学校、老人クラブ等の活動の場において、交通安全思想の普及啓発など交通安全対策を継続して推進してまいります。また、高齢者ドライバーの免許証自主返納者への支援も継続して実施してまいります。

防犯対策については、町内の犯罪件数も減少しておりますが、町防犯協会の青色パトロール活動等を中心に、町民の安全意識の高揚と自主的な地域防犯活動の推進を図りながら、犯罪の無い安全、安心なまちづくりの実現に努めてまいります。

また、毎月7日に大石田、北大石田駅前で行っているレインボー作戦を継続し「元気なあいさつであふれるまちづくり」を推進してまいります。

町民の生命と安全を守るための地域防災拠点として、尾花沢市消防署大石田分署がまもなく完成いたします。これまで配備されている設備に、訓練敷地や備蓄倉庫を兼ね備えた施設として整備しました。この新しい施設や設備を活用し緊張感を持って災害等の発生に対応してまいります。さらに、消防活動の向上を図るため、各地区の消防施設更新に対する助成については、今年度も継続して実施してまいります。また、老朽化した大石田分署の水槽付消防ポンプ車の更新や消防団ポンプ車の整備点検、消火栓や小型消防ポンプの更新を図りながら消防力の向上を図ってまいります。

次に、教育文化の振興について申し上げます。少子高齢化や情報化等、グローバル化の進展に伴う激しい社会環境の変化の中で、価値観やライフスタイルは多様化しています。地域においては、人々が集う機会が減少し、互いに支え合う意識や学校や地域活動への参加意識が弱まるなど、地域の教育力の低下が懸念されております。学校においては、いじめや不登校などをはじめ、子どもを取り巻く問題が複雑、困難化しております。

学校教育の振興については、このような急激に変化する社会において、児童、生徒が自分のよさを発揮し、他者と支え合いながら、たくましく生き抜くことができるよう、確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成に努めてまいります。併せて、地域とともにある信頼される学校づくりを推進してまいります。

このため、地域と学校が連携、協働し、地域全体で次代を担う子どもたちの成長を支えていくよう、引き続き、町立小、中学校でコミュニティスクール(学校運営協議会)を運営していくとともに、地域と学校のより一体的な活動推進を図るため、地域学校協働本部を新たに設置します。地域の実情に合わせた協働活動の総合化、ネットワーク化を推進するとともに、地域共生と地域貢献の教育理念に基づき、「生きる力」(学力、人間力、社会力)を培いながら、小中一貫の系統性、連続性のある質の高い学校教育と学びが好きになる学校づくりに取り組んでまいります。

外国語教育については、グローバル化の急速な進展の中、異文化理解や異文化コミュニケー

ションの重要性がより高まり、これまで以上に、国際共通語である英語によるコミュニケーション能力の向上が不可欠となります。加えて、令和2年度からは、小学校5、6年生の英語が教科となり、小学校3、4年生が外国語活動として本格実施されるなど、ますます重要度が増してまいります。

このため、国際理解教育専門員を活用し、学校と連携を図りながら、教員の英語指導力の向上を図るとともに、小学校における外国語活動、外国語教育の充実と中学校での英語教育の充実に努めながら、児童、生徒の英語力、国際理解力の向上を図ってまいります。

学校における働き方改革を踏まえて、学校及び教員のこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で教員の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や、児童、生徒に接する時間を十分確保するとともに、教員の人間性や創造力を高め、効果的な教育活動を持続的に行うことができるよう、業務改善や勤務時間管理等、勤務環境の整備に取り組む必要があります。このため、部活動について、部活動指導員を引き続き配置し、各部の顧問を支援することにより、部活動指導体制の充実に努めてまいります。さらに、部活動における適切な活動時間や休養日を設定し、成長期にある生徒のバランスの取れた生活の確保と、部活動顧問の勤務負担の軽減に取り組んでまいります。

また、地域との連携においても、幅広い地域住民等の参画による地域学校協働本部の活動を通して、教員の業務改善、勤務時間縮減に向けた体制づくりに取り組んでまいります。

いじめが社会問題化している中、その対応は、学校における重要課題の一つとなっております。いじめの防止基本方針に基づき、学校、家庭、地域、関係機関と連携を密にしながら、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処等について、組織的に取り組んでまいります。

小学校は、各校とも経年劣化による老朽化が進行しており、今後、施設の改修、改築が集中することが予想されます。このため、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りながら、安全、安心な教育環境を持続的に確保するため、効率的、効果的な老朽化対策を計画的に進めてまいります。

小学校の統合については町の財政状況、当面の児童数の推移、複式学級に対する対応、地域の活性化事情等を勘案し、当面は3校存続で状況や推移を見ていきたいと考えております。しかしながら、小学校の統合は将来避けては通れない問題でありますので、子ども第一を基本に統合計画の策定に向けて取り組んでまいります。

学校給食については、食中毒の防止のための衛生管理の徹底を図りながら、食物アレルギー等にも配慮し、安全な給食を提供に努めるとともに、児童、生徒の適切な栄養摂取による健康の保持増進を図ってまいります。また、地産地消の推進と地場産品の利用に努めながら、質の高い給食の提供に努めてまいります。さらに、日常生活における食事について正しい理解を深め、望ましい食習慣が身に付くよう、学校と家庭が一体となった食育を推進してまいります。

生涯学習の振興については、地域社会を取り巻く環境の変化に伴い、町民ニーズは、これまで以上に多様化、高度化しております。このため、生涯学習推進の拠点となる大石田町交流センターの有効活用を図り、多くの町民が学ぶ楽しみと活動する喜びを共有できるよう、多様な学習機会及び情報を提供するとともに、魅力的で気軽に参加できるような自主企画事業を開催しながら、町民の生きがいづくりに取り組んでまいります。

町民大学地域学講座では、話題性や社会性に富んだ充実した講座の開設に取り組んでまいります。社会教育の振興については、活力ある町づくりの基本となる主体的な公民館活動の推進を図るため、役職員研修や公民館講座事業補助及び分館改修事業補助を通じて、公民館活動を支援してまいります。

また、次代を担う子どもたちを心豊かで健やかに育むうえで、安全、安心な放課後等の居場所づくりが求められている現状です。このため、放課後子ども教室を実施し、地域住民の協力を得ながら、スポーツ、文化活動や交流活動等の提供に努めてまいります。

さらに、公民館活動を中心として、子どもたちが郷土の自然や地域の人々との関わりの中で「生きる力」を身に付けられるよう、地域、学校、PTAボランティア団体等と連携を図りながら、総合体験活動事業等を展開してまいります。文化の香り高い町づくりを推進するため、町芸術文化協会等と連携し、「町民一人1芸術文化活動」の普及、促進に取り組んでまいります。

図書館については、図書館資料や情報の充実とレファレンス機能の充実を図りながら、「学び」を楽しめる図書館サービスの提供と利用者の興味を広げる魅力的な「知の拠点」として利用される図書館運営に努めてまいります。また、子どもから高齢者まで誰でも利用しやすく「居心地の良い空間」を提供するとともに、気軽に集える「憩いの場」として利用される図書館運営に努めてまいります。

人生100年時代を迎え、読書は人のよりどころとして、益々必要不可欠なものとなってきております。これからの長い人生を輝きながら過ごすため、また、心豊かな人間形成のため、情操教育の充実が唱えられています。読書は、子どもの感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生をよりよく生きる力を養うとともに、論理的な思考力を高め、自ら学び考える力を育てます。このため、乳幼児からのブックスタートを行い、読書に向き合う時間づくり、習慣づくりを図るとともに、学校、家庭、ボランティア団体等との連携を密にしなが、子どもたちが読書に親しむことのできるよう、読書環境の整備、充実に努めてまいります。

スポーツの振興については、ライフステージに応じてスポーツ活動に取り組むことは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むためには不可欠であります。このため、誰もが体力や年齢、技術、興味、目的に応じていつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツの実現に向けた環境整備に努めてまいります。

また、スポーツ協会やスポーツ推進委員会等と連携を図りながら「町民一人1スポーツ」の普及に取り組んでまいります。設立3年目を迎える総合型地域スポーツクラブの「大石田スポーツクラブ」は、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割が期待されております。このため、地域住民により自主的、自立的に運営され、かつ持続的に活動が続けられるよう、クラブ育成と効率的な運営、活動の支援に努めてまいります。

当町出身の選手が国際大会や全国大会等で活躍することは、町民に夢と希望を与え、スポーツへの関心を高めるとともに、町の活性化に寄与するものであります。このため、各種競技大会に出場する個人、団体に激励金を交付し、スポーツ振興と競技力向上を図ってまいります。

さて、2020年東京オリンピック、パラリンピック競技大会が、令和2年7月24日から9月6日にかけて開催されます。当町においても、パラリンピック水泳競技大会出場に有望視される選手がおり、大いに期待されるところです。また、6月8日には聖火リレーが尾花沢市内を通過いたしますので、大石田町、尾花沢市が手を携えて56年ぶりの大会成功に向けて取り組んでまいります。

歴史民俗資料館については、資料の整備と展示活動の充実に努めてまいります。また、町内にある文化遺産は、町民共有のかけがえない財産でありますので、今後とも適切な保護に努めてまいります。

紅花に関わりを持ち、現代に継承されてきた歴史、文化にまつわるストーリー「山寺が支えた紅花文化」が評価され、昨年日本遺産に追加認定を受けました。当町における紅花の歴史、文化について理解を深めるため、各種展示会等を通じて魅力の発信に努めてまいります。駒籠楯跡

遺跡については、引き続き山形県と連携を図りながら、国庫補助事業による発掘調査を継続実施してまいります。

これまで申し上げました諸施策を推進するための令和2年度の各会計予算について申し上げます。一般会計予算は、歳入歳出それぞれ47億8千万円で前年度当初予算と比較し、1億2,500万円、2.55%の減額であります。

特別会計は、国民健康保険特別会計予算8億3,840万円、次子簡易水道特別会計予算650万円、学校給食事業特別会計予算9,030万円、農業集落排水事業特別会計予算9,280万円、大石田町介護保険特別会計予算9億220万円、大石田町後期高齢者医療特別会計予算1億20万円となります。

本議会提出案件といたしまして、令和元年度各会計予算が専決承認を含めて8件、令和2年度各会計予算が7件、そのほか条例の改廃等が9件、人事案件が1件、全25案件であります。

提案しました各議案の詳細については、担当課長より説明いたします。慎重にご審議のうえ、ご可決下さいますようお願いいたします。

1. 議長(芳賀清君)

暫時休憩いたします。午後1時再開いたします。

休憩 午前 11 時 56 分
再開 午後 1 時 00 分

1. 議長(芳賀清君)

再開いたします。

続いて、担当課長の補足説明を求めます。総務課長 二藤部康暢君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

それでは、補足説明をさせていただきます。議案目録の方をご覧くださいと思います。1ページめくっていただきまして、1枚めくっていただきまして1ページです。承認第1号「令和元年度大石田町一般会計補正予算(第7回)の専決処分の承認について」

地方自治法の規定に基づきまして、令和元年度大石田町一般会計補正予算(第7回)を別紙のとおり専決処分したので承認を求めますのでございます。

別紙補正予算書をご覧くださいと思います。専決第1号というものでございます。表紙をお開きいただきまして、令和元年度大石田町一般会計補正予算(第7回)でございます。第1条としまして、予算の総額に120万円を追加いたしまして、55億835万8千円とするものであります。これは、2月13日付で専決処分したものを承認を求めますのでございますけれども、内容につきましては、ご案内のとおり、大沼デパートが突然の倒産、そして解雇された元従業員等がいらっしやるわけですけれども、元従業員の当面の生活費として1人10万円を4か月無利子で融資するという事業を県で立上げました。それに、町でも同額の10万円の4か月を協力願いたい。町には3名の該当者がいらっしやるということで、10万円の4か月の3名で120万円、要請によって県と併せて倍を融資できるというふうな制度でございます。

議案書にお戻りいただきたいと思います。議案第、違うな、補正予算書です、申し訳ございません。議案第2号でございます。「令和元年度大石田町一般会計補正予算(第8回)」

予算の総額から、1億931万1千円を減額するものでございます。そして、53億9,904万7千円とするもので、全体的に、3月でありますので全体の事業の精査ということで大きく減額なっております。大きな減額のことを申し上げますと、除雪車購入費、それから、鷹巣の流雪溝の事業費、それから、道路維持関係費ということで、土木費だけで1億700万円の減額となっております。一方で、増額になっている項目もございまして、中山間地域所得向上支援事業ということで、JAで行う庭園倉庫の整備、その国庫のトンネル補助として1億2,200万円、さらに町の独自の補助として970万円などを計上しております。歳入の中では、町税を1,700万円の増。それから、土地開発公社の解散による精算金約1億1千万円の増。それから、財政調整基金の繰入金を2億4,200万円などを減額しております。

続きまして、議案第3号をご覧くださいと思います。議案第3号です。「令和元年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算」でございまして、合計7,919万円を追加して、9億2,523万円とするものでございます。基金を積立てるとということで3,500万円ほど、それから、療養給付金について約3,700万円程の増額というふうな内容でございます。

続きまして、議案第4号になります。「令和元年度大石田町次年度簡易水道特別会計補正予算(第2回)」になります。5万円を追加いたしまして、654万9千円とするものです。これは、水源地の管理用の消耗品ということで、消毒用の塩素と、それから、光熱水費1千円ということで、合計5万円の追加でございます。

続いて、議案第5号になります。「令和元年度大石田町学校給食事業特別会計補正予算(第3回)」で、2万9千円を減額いたしまして、9,085万6千円とするものです。職員の給料表の見直しによります一般職員の給料の減額になります。

続きまして、議案第6号になります。「令和元年度大石田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3回)」になります。1,056万9千円を減額いたしまして、9,853万9千円とするものですが、鷹巣地区の移転補償事業、移転補償の委託料、それから、その工事費等々で、県の流雪溝の事業が大幅に遅れているため、それに伴う補償費が、補償工事をするのがなくなったというふうなことの減額でございます。

続きまして、議案の第7号でございます。「令和元年度大石田町介護保険特別会計補正予算(第4回)」でございます。総額に5,845万4千円を追加して、9億9,200万円とするものであります。精査する中で、基金の積立金を4,800万円したいと。それから、在宅介護サービス給付費を1,141万8千円ほど追加したいというようなものでございます。

次の補正予算書になります。議案第8号になります。「令和元年度大石田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)」でありまして、113万5千円を追加して9,170万6千円とするものでございます。これは、広域連合への保険料の精算金160万9千円の増、他検診事業などが精査により減額というものが中に入っております。

続きまして、別冊の令和2年度の予算書をご覧くださいと思います。予算書、厚いやつでございます。最初に、1ページになります。当初予算書でありますけれども、大変申し訳ありませんが全文を読み上げさせていただきます。

議案第9号「令和2年度大石田町一般会計予算」令和2年度大石田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

○歳入歳出予算…第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47億8千万円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

○債務負担行為…第2条地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

○地方債…第3条地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表地方債」による。

○一時借入金…第4条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8億円と定める。

○歳入予算の流用…第5条地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号であります。各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。以降、省略させていただきます。

134ページをご覧くださいと思います。お開きいただきたいと思います。議案第10号になります。令和2年度大石田町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

○歳入歳出予算…第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億3,840万円と定める。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

○一時借入金…第2条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

○歳出予算の流用…第3条地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

続きまして、160ページをお開きいただきたいと思います。議案第11号になります。「令和2年度大石田町次子簡易水道特別会計予算」

令和2年度の大石田町の次子簡易水道特別会計の予算は次に定めるところによる。

○歳入歳出予算…第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ650万円と定める。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

○地方債…第2条地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

176ページをお開き下さい。議案第12号になります。「令和2年度大石田町学校給食事業特別会計予算」

令和2年度大石田町の学校給食事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

○歳入歳出予算…第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,030万円と定める。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

198ページになります。議案第13号「令和2年度大石田町農業集落排水事業特別会計予算」

令和2年度大石田町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

○歳入歳出予算…第1条歳入歳出予算の増額は、歳入歳出それぞれ9,280万円と定める。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

○地方債…第2条地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

○一時借入金…地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額

は、3千万円と定める。

次で、218ページになります。議案第14号「令和2年度大石田町介護保険特別会計予算」令和2年度大石田町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

○歳入歳出予算…第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億220万円と定める。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

○一時借入金…第2条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの限度高額は、1億円と定める。

○歳出予算の流用…第3条地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

続いて、244ページになります。議案第15号「令和2年度大石田町後期医療特別会計予算」令和2年度大石田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

○歳入歳出予算…第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億20万円と定める。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

本編の議案書にお戻りいただきたいと思います。3ページになります。議案第16号になります。「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」これについては、会計年度任用職員の制度が4月1日から導入されることに伴いまして、現在ある9本の条例を改正する必要がありますので、これをまとめて行うのが本条例であります。めぐっていただくと分かるんですが、条立てでなっております、第1条から第9条までの条例改正で、合計9本の条例をこれで改正したいというものであります。

続きまして、13ページをお開きいただきたいと思います。議案第17号「大石田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」大石田町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというふうにあります。これまで印鑑登録をできないとされていまして成年後見人、この成年後見人というものを改めまして「意思能力を有しない者」というものに変更したものでございます。

続きまして、17ページをお開きいただきたいと思います。議案第18号「大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」これにつきましては、町3役の給料の減額期間を1年間延長するものでございます。併せて、会計年度任用職員制度の導入によりまして、特別職の条例の後ろに別表あったのでございますが、別表について併せて改正させていただきます。

続きまして、19ページをお開きいただきたいと思います。あ、んねな、19じゃないです、すいません、21ページになります。議案第19号になります。「大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」これについては、令和元年度の人事勧告にありました、住居手当の改定を行うものであります。住居手当の支給の対象となる家賃の加減等について変更いたすものでございます。

続きまして、25ページになります。議案第20号「大石田町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」これにつきましては、これまで公費出張で、宿泊が伴う場合と県外出張があった場合に限り、日当2,200円というものを支払っていたわけでありまして、これを、宿泊した場合のみというふうに変更させていただきます。

29ページをお開き下さい。議案第21号でございます。「大石田町国民健康保険条例の一部を

改正する条例の制定について」でございます。国保運営協議会の答申に基づきまして税率等を改正したいというものでございます。

続きまして、33ページ、議案第22号でございます。「大石田町地域福祉基金条例を廃止する条例の設定について」大石田町地域福祉基金というものがあつたのですが、平成25年の3月以来残額0ということで、それ以降ずっと残金0であります。今後の積立て、あるいは増額の見込みがありませんので、廃止することが適当であろうということで廃止させていただくものでございます。

37ページをお開き下さい。議案第23号、それから次の議案第24号までは指定管理者の指定案件でございます。大石田駅都市施設と、それから次のページの大石田町クロスカルチャープラザ桂桜会館について町から管理業務委託料を支出しているため、毎年指定管理者の指定を行うものでございます。地域振興公社、それから、シルバー人材センターというところにこれまでどおり指定させていただきたいというものでございます。

続いて、41ページになります。最後でございます。議案第25号「人権擁護員の推薦について」次の者を人権擁護員に推薦することについて、人権擁護委員法の規定に基づきまして議会の意見を求める。住所 大石田町大字丙166番地、氏名は 東海林昭夫さん、生年月日 昭和28年12月31日、任期につきましては、令和2年7月1日から令和5年6月30日までということで、大石田地区を担当する同氏が任期が切れますので、継続して推薦したいというものでございます。以上、補足説明とさせていただきます。

1. 議長(芳賀清君)

次に、発議第1号について、提出者より提案理由の説明を求めます。9番 齋藤公一君。

1. 9番(齋藤公一君)

発議第1号「新たな過疎対策法に制定に関する意見書の提出について」

上記の議案を別紙のとおり、大石田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年3月3日 大石田町議会議長 芳賀清殿。

提出者 大石田町議会議員 齋藤公一、賛成者 同上 二藤部冬馬氏、それから、賛成者 同上 今野雅信氏、賛成者 同上 岡崎英和氏。

提案理由…過疎地域が安心、安全に暮らせる地域として健全に維持されるよう、引き続き総合的な過疎対策を充実、強化し、新たな過疎対策法の制定を国に求めるため提案するものであります。

1. 議長(芳賀清君)

以上をもって、令和2年度町長施政要旨、並びに上程議案についての提案理由の説明、及び担当課長の補足説明、発議第1号についての提案理由の説明を終わります。

本日の会議は、以上をもって散会といたします。

散会 午前 1 時 22 分

第3日目 令和2年3月5日(木) 本会議 午前10時 開議

1. 議長(芳賀清君)

お早うございます。

出席議員数も定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

議案の審議を行います。日程第1. 承認第1号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

専決1号、総論としては賛成でございますが、しっくりこない、もやもやしている感がどうしても拭えないので町長にお伺いします。これあの、説明によりますと、県、山形市にある大沼百貨店が破綻したことを受け、県が、急遽解雇された200人ほどのスタッフのために、特別、1人10万円あたり、1か月×4か月で40万円の無利子での特別な貸し付けをするというふうな説明でした。なお、それに同調していただいた市町村に関しては、その、スタッフが居住している人数分だけ、同額、市町村が同調すれば同額で交付税でお渡ししますというふうな説明でした。

あの、なんで大沼だけやっていうふうな質疑の中で、200人ほどのスタッフが急遽ハローワーク等々に駆け込むことになり、今までないくらいの煩雑が予想されるというふうな接見での説明でしたが、まあ、この貸し付けをやったからといってそれ行為がなくなるわけでもなく、十分な説明にはなっていないなというふうな感があります。

ただ、言っても、今までの山形県の経済界に大きく寄与した企業ですし、歴史のある、実績のある企業ですので、県とてかまねでいらんねなは分がるんですけども、要は、何かこう、いまいち県への忠誠度が試されているような、大昔、にゃあ、クリスチャンが踏み絵をさせられたような、どうも、ちょっとそんな感じが拭えません。要は、県が単独でやればいいでしょっていうところを変に巻き込まれているような感じかなっていうふうに受け止めます。

だから、これ市町村が同調しないと、あの、その新たな市町村のスタッフの関係者には県からの10万円枠しかないんですよ、あなたの市町村が同調すれば20万円なんですって言われているような感が拭えません。まあ、それでも大沼デパート、今あったとおり、大石田町民の私ですら思い入れがありますし、まあ、倒産直前の1月のイベントの際も足を運び、大沼でしか扱っていないデザイナーズブランドもよく購入させてもらいましたので、総論は賛成です。

ただ、これをんじゃ、この先町を考えれば、んじゃ、大沼だけ特別んねよねって。例えば、あり得ないっていう前提で言います。万が一、例えば、アヲハタが破産したら、同じように県手立て打ってくれるんですか。そういうところを、今回、ちょっとあの、釘を一本刺しておくっていうか、くさびを一本にゃ、打っておくっていうか、そういう手立てなのかな、チャンスなのかなっていうふうに思いますが、町長、どう考えますか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

この、まあ、大沼の件でありますけども、まあ、突然、事前に全く予告なしで、そして、前月の給料も払われていない、もちろん退職の手当もないというふうな、これまで類を見ないような破産だったというようなことがあります。そういった中で、県の対応に対して町民に3人いるということでもありますので、そこは、他の市町村と同等に、人道的にするべきであろうということから、こういった専決というような形になったわけでもありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

まさに今あったとおり、スタッフ、解雇された方々が大変な思いをするのは重々分かってますので、これは、賛成ではあります、まあ、これを良いきっかけにしてね、あの、大石田町のとて、いわゆる大沼だけが特別じゃないですよってことだけは確認しておくべきかなっていうふうに思います。

あと、今あった3人という、ちょっと担当課の説明では、どこの誰ですかって県に聞いても、県はお答えできませんっていう答えでした。まあ、大石田町の負担金がないまま、疼痛の歳入歳出です、問題ないでしょって、多分県のスタンスなんですけども、んじゃ、これ、鶴呑みにしていい話なの。例えば、5人なのか、本当は、0なのか、分からないいわけですよ、にゃあ。そのへんもちょっと、この、県のやり方というか、もう少し突き詰める点はあるのかな、このやり方に対してっていうふうに本当に思いますので、この件に関しては当然私なりとも賛成ですが、まあ、ちょっといろんな課題を残すやり方だったのかなというふうに思いますので、まあ、引き続き、類を見ない、例がないような企業の倒産ですが、さっきあったとおり、万が一当町にも影響するような企業が同様の場合にあった場合には、ちょっとまあ、然るべき態度を県に求めることができるのかなと思いますので、そのへん頭に置いたうえでの対応を今度ともお願いしたいと思います。これはお願いです、答弁はいりません。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第1号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。承認第1号は、原案のとおり決するに、賛成の諸君の起立を求めます。全員賛成です。

よって、承認第1号「令和元年度大石田町一般会計補正予算(第7回)の専決処分承認について」は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第2. 議案第2号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。7番 大山二郎君。

1. 7番(大山二郎君)

議第2号についてお伺いします。まず最初に、歳入の3、4ページ、14款1項3目1節住宅使用料の中で、公営住宅使用料、これに勘案しましてですね、現在、3つの公営住宅の中で、空き家が、合計でいきますと11室空き家があるようであります。いろんな要因はあるとは思いますが、今までこのように空き室が増えたことはあまりなかったのではないのかなと。

その中で、町長にお伺いしたいのが、今後、公営住宅の在り方、今、栄町、あ、違うな、庚申町アパートでの1室、まあ、使用できないってことで閉鎖しているところもあるようですし、老朽化もだいたい進んでいる状況であります。人口も減っていることも要因であって、また、新しいアパートが建ったもんですから、そちらの方へ流れたという事務局の説明もありました。

その中で、例えば、旧福島さんの跡地、あそこに若者住宅アパートとかを建てるというような話も出ています、今後、公営住宅に関してどういうふうな形でやっていきたいと思っているのか。まあ、延命措置はしたいけどもって話だったんですが、公営住宅のこれからの在り方、今後そういつ

たものは、町としてはやっていくのかやっついていかないのか、新しくですね、建てたりだとか、そういうことをどういうふうにお考えなのか、まずはお伺いしたいと思います。

それから、歳出の11、12ページ、3款2項4目19節負担金、補助金及びついでというところで、放課後児童健全育成事業補助金、これに関しまして、現在、コロナウイルス対応ということで学校が休校になっているわけですが、その分、学童保育とかですね、放課後児童対策という形で、そちらは朝7時からでしたっけが。普通であれば放課後ですので、3時、4時くらいからのものを朝から開いて引き受けをして欲しいということで現在行われているような状況であります。果たして、それが本当に良いのかな。

また、今後ですね、報道なんかを見ますと、学校をある程度開放して受入れているというふうなところもござります。そのへんの町としてのコロナウイルスに対する対処の仕方、これは、町長の考え、それから、できれば教育長のお考えもお伺いしたいなというふうに思いますのでお願いいたします。

それから、続きまして、19、20ページ、10款1項2目13節、10款2項、ああ、すいません、3節の7ですね、ああ、違うか、8款2項3目7節の町道春季除雪運転手除雪、助手賃金、まあ、これに関連してなんです、今回あの、オペレーターの関係で待機料どうのこうのという形で説明を受けました。まあ、今年に関しては経験したことのない降雪量の中、オペレーター確保という意味の中でも、待機料出していかなければいけないであろうということなんです、今後ですね、今回のやつは、町長として特別な方法だというふうに思われるのか。来年度から万一、またこういう状況になったときは、今回作ったものを基本に行っていく可能性はあると、そのへん、今後の対応の仕方をお伺いしたいと思います。

続きまして、20ページの10款1項2目13節委託料の中の、スクールバス運行業務委託料に勘案しまして、今申し上げました、除雪のオペレーターに関しては対応を取ってらっしゃるといことなんです、学校が休校になることによって、スクールバスの運行も、今、停止しております。スクールバスの請負業者の方からもですね、1か月、まあ、3月いっぱい休校になるというわけなので、春休みまでの半年近く、今までは運行していたものがもう今は運行してないと。

その中で、やっぱり運転手、スクールバスの運転手確保が非常に難しくなる可能性があるんだよと。除雪の方のオペレーターにはそういった制度ができるかもしれないけども、できればスクールバスの運転手確保のためにもですね、何らかの措置を取っていただきたいというふうな話を伺いました。そのへんに関して、これ教育委員会も関わってくるのかな、ということで、まあ、町長と教育委員会の考えがあるのか、教育委員会はスクールバス関係ないのかな、運行としては町当局の考え方、いわゆるスクールバスの運転手確保に関してですね、どういう考えを今お持ちなのか。できれば、やっぱり除雪オペレーターと同じような待遇を、ある程度考えていかなければいけないのではないのかなというふうに思いますので、その4点をお伺いしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

まずあの、公営住宅に関しては、かなり老朽化も激しいということで、修繕に耐えられないというふうなところは閉鎖していくというような考えもまず第一にあります。そして、形としては、今言った、新しい若者世代の、まず計画もしているというような話ありますけども、公営住宅自体はある意味、まあ、セーフティーネット的な意味合いもありまして、1人暮らしの方であったり、例えば、母子家庭であったりとか、まあ、かなり優先的にそこは入っているような形、現状もありますので、現状は維

持しながら、今11室空いているというふうなことでありますけども、新たに公営住宅を建設するかという事は、今現在では考えておりません。

あと、放課後児童クラブです。これはあの、まあ、教育委員会と福祉課との、ちょっと、形はちょっと違うくなって、休めとっているのに放課後児童クラブは何故開けるんだってという話。あとは、学校の教室を開放したらいいんじゃないかということだよにや。(大山議員:「それに対してどういう考えなのか。」)ああ、あの、新聞報道等でも学校開放しているというようなことありますけども、これは、国からの指導で教育委員会のやり方っていうのは、今回、対策本部の中でも決めてます。もちろんあの、放課後児童クラブは預けなければいけない人が、年間当初から契約を結びながら預けているというふうな意味合いもあります。夏休みであったり、春休みであったり、それは早い時間からやっているところも、もちろんこれまでもあったわけでありまして、そこで、幸い、幸いじゃなくて、あの、混乱しているような状況は、今現時点で大石田町ではないというようなことでありますので、そのへんはちゃんと動向を見ながら、どうすべきなのかも日々対策本部なども開き、あるいは、校長会とも毎日開きながらやっていますので、そのへんの現状、まず現場ではどうなってるかっていうのも把握しながら、やるべきことであれば判断しなければいけないのかなと思います。

あと、除雪ですけども、今回本当に、まあ、これまで経験のないような雪の少なさで、オペレーターの育成というようなことも、今回、まず、待機料を支払うというようなことで決めました。ある意味、今年のようなことってのはなかなかないんですけども、似たような形でやっぱり出てきたら、半分の何%とかは、やっぱり出すべきなのかなと思います。今回は、2月、1月くらいに要望がきました、1月の末あたりに。それは、やっぱり待機しているオペレーターに対して、業者がこういった、まず、担保があれば支払いも可能だよというような意味合いもありましたので、1月の末頃に是非どうなのかっていうようなことで、そこで、まあ、本当に何時間も、5時間、6時間くらいしか、1月、2月で出勤していなかったというふうなこともありましたので今回は出しましたけども、こういったことがまたあれば出さざるを得ないのかなと思います。

あと、スクールバスの件でありますけども、今回のコロナ対策の中で、いろいろ、これから国からの補償もありますよとか、そういった話も出てますので、人的、例えば、学校の職員に対しての、まあ、臨時さんとかそういった方にももちろんははじめっから出すつもりではあります、こっちの方は。その他に、コロナ対策でくるであろう、たぶん、分からない部分が多すぎるので、そのへんを見極めてからの話かと思えます。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

ただ今、町長の方からもありましたけども、んじゃあ、私の方から教育委員会ということで、ちょっと話をさせていただければと思います。

まず1点目の、児童クラブの件ですが、まあ、児童クラブの方は福祉課管轄にはなるわけですけども、昨日、実は学校は中間登校日を午前中行いました。どの学校も、まあ、ちょっと1人休んだってのはいましたけども、これはあの、コロナではなくてですね、都合で休んだってことでしたけども、概ね元気に登校していたということです。事実的に最後の登校日になるのかもしれませんが、本年度。そういうことの中で、あの、居場所づくりということで国からも県からもいろいろこうあるわけですけども、そこ一番心配しました。んで、かえって密度が濃くなって、児童クラブが困るのではないか。んで、学校の校長、それから教育委員会、福祉課も入ってそのことを話をいたしました。そうしたところ、希望した人数が通常よりも半数に減っていたということですね。つまり、児童クラブ

に来る、いつもより半分になっていたということは、あとの半分はたぶん見てくれる人がいるということなんです。

だと、いつもそこで気付いたのは、「あ、見てくれる人が居ても児童クラブに通っている子どもさんもいるんだな。」ということが改めて分かったということで、あの、担当している方から聞いても、「あの、宿題どがさへんな大変なんだ。」っていう声は、「勉強さへんな大変だ。」という声は聞きます。でも、距離的なものについては今のところ問題はないというふうなことで、そういうことを考えたときに、あの、学校を開放しろという話は低学年で、しかも面倒見れない、つまりいっぱいになって、児童クラブが大変で、混雑して、その時は学校を開放して下さいというのが最初の通知だったかというふうに思います。そういうことを考えたときには、まだそこまでは今のところ要請もないのでというふうに考えているところでございます。

あと、今日の新聞なんか見ると、千葉でしたっけがね、なんか、学校を開放して教師が今度はというふうなこともありましたが、それもある程度の事情を勘案しないと、誰が来てもいいよとなってしまえば、これは、かえって不公平さを生んでしまうのではないかとことも考えられます。ですが、そこはちょっといろんな状況を判断してからでないかと答えられないというふうになります。

もう1点、これは二週間ですね、つまり、小学校は18日まで。土、日を引けば11日間くらいなるでしょうか。二週間の間でありますので、その中だと学校開放をばんばんしなくても、今のところ大石田町は済んでるのではないかとというふうに考えております。これからですね、あと一週間ありますので、要求等が出てきましたらちょっと考えなきゃいけないかなというふうには思っております。

もう1点の、スクールバスのことですけれども、あの、これ全国的な問題になっているかと思えます。んで、心情的には、スクールバスの会社の方の言うこと、すごく分かります。んで、18日まではスクールバス、去年度もですね、あ、昨年度もやっていたわけです。春休みっていうのは、中学校の部活動並びに学習会等の運搬だったと思います。そう考えると、さっき大山議員おっしゃったように、春休みまで、中学校は、昨年度はスクールバスのお世話になっていると。それは、1か月分まずは今のところなくなるということを考えたときに、さっき町長からありましたけれども、やっぱり、国、それから県、他市町村等の、その補助のですね、そういったことの方を一にしていかないと、まずは大石田町だけでこうします、ああしますっていうことを、教育委員会としては言えない立場なのかなと、ちょっと今思っているところでございます。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大山二郎君。

1. 7番(大山二郎君)

まず、公営住宅に関してはですね、新たな建設は考えていないということで、現在あるアパートでなんとか延命をしながら対応していきたいということでよろしいわけですね。まああの、住宅に関しては人口も減ってきたりしてはおるわけですが、昔から比べますと核家族化が進んでいくという中で、若者のご家庭はまずは実家から出てというふうな感覚もあるのかなという中で、アパートっていうのはどうしても必要になってくるのかなと。ですから、若者住宅とかいう話は、これは、所得の関係も当然あるかと思いますが、なくて、入れるところがなくてというよりは、まあ、今のところは選択肢はあるから良いのかなという気はしております。

次に、放課後児童に関してですけども、そこで一つ問題になってくるのは、んじゃあ、これは除雪のオペレーターとかスクールバスの運転手と同じなんですけども、今まで児童館に関して言えば、先ほど言ったように、放課後ですので3時、4時くらいから7時くらいまでとか、そういう対応をしていたわけなんで、それが朝7時から対応をしろと。人数が半分くらいしかいないというふうな状

況があったとしてもですね、児童クラブを運営している方からすれば、そこに人員を割かなければいけない、それがどの程度の負担になっているのか。果たして、人員がそこで足りているのかっていう実態は当然把握しなきゃいけないのではないかと。もしかしたら臨時を雇って、またそこに加配をしている可能性だってあるということであれば、除雪、スクールバスの運転手、オペレーターの部分と同じようにですね、ある程度手当てをする必要はあるのではないのかなと。全て、児童館運営しているところに全て任せますよというような形で本当に良いのかどうか、そのへんの考え方はどういうふうになっているのかお願いしたいと思います。

それから、除雪のオペレーターに関しては、まあ、今回の一つの例という形の中で、今後、万一こういう状態がまた起きれば対応していくというお答えだと思いますので、そこは、まあ、良いのかなと。ただ一つだけ、まあ、ちょっと外れるかもしれないんですけども、町長の考え方をお聞きしたいのは、今現在除雪作業っていうのはほとんど道路維持管理組合にお任せをしている。以前は、各3工区で入札をして、除雪をお願いしていたわけなんですけど、現在は6社ですかね、確か、道路維持組合をつくっている。ただ、ここで私、ちょっとうーんって前から思っているのは、道路維持組合は良いんでしょうけども、道路維持組合に対して随契ですね、億を超えるお金で随契をしているっていうのは、随契から考えて億の随契ってのは普通はあり得ないのかなと常々思っているんですけど、そのへんの整合性はどういうふうに考えてらっしゃるのかお伺いしたいなというふうに思います。

昔はあの、余談でしょうけども、町で全て雇入れて公営でやっていたということもありまして、それがだんだんと今の状態に変わっていったと。私がちょうど居なかった、議員でなかったときに道路維持組合をつくって除雪を委託をし始めたので、その、作られた経緯を私は分からないんですけど、それを作って億の金で随契を行うということが、本来、正当性が取れるのか、整合性が取れるのか、そのへんちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

それから、スクールバスの、あるいは、先ほど言った児童クラブ、まあ、運転手、先生への手当てというか、それは、現段階では町独自でどうのこうのは考えられないというか言えないので、国の動向等がはっきりしてからでないとは対応できないというお答えで良いんでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

学童保育、放課後児童クラブに関しては、現場のことも、もちろんそういった時間延長することによって、どういったことがなっているのか現場の方で把握していると思いますので、それは福祉課長の方から答弁させます。

あと、除雪の随契は整合性が取れるのかということでもありますけども、ちょっと経緯ももちろん、あの、町で個々に、工区ごとに、やっぱり、全部段取りするとか、そういうのはやっぱり、かなり時間的、仕事のにもかなり厳しいものがあったのかなと私は思います。それで、そういったことも含めて道路維持管理組合にお願いしたいというふうなことの中で、だいたい毎年、除雪、排雪、お願いする内容は概ね決まっていたはずで、今回のような突発的なことがない限りは、まずは整合性は取れているのかなと思います。

あとは、コロナに関しての、出そろったというか、うちだけが先走ってやっちゃいました、あとで、そこで、申請はそっちから国の方に直接業者からやるんですけど、だからもう駄目ですっていうふうなことにならないためにも、そこはちゃんと見極めて対応するということがあります。

1. 議長(芳賀清君)

保健福祉課長 高橋 慎一 君。

1. 保健福祉課長(高橋慎一君)

現場で人が足りているのかという観点かと思うんですが、まず、3月2日の児童クラブの利用状況なんですが、147人に対して63人が利用しました、だいたい40%ちょいくらいですかね。で、3月3日が41人、だいたい30%くらいでしょうか。先ほど、本多教育長のお答えのとおり、自宅で見れるところは自宅で見えていただいているというのが実態かというふうに思います。国の方では、時間枠拡大したところについては、最大で1万3000円でしたかね、加算をやりますよというふうな方針は示されているのですが、例えば、車でも良いんですけども、マシーンに燃料を詰め込めば詰むほど機械は動くんですけども、動いた分だけ劣化していくと。人間も同じで、いくら賃金という燃料をつぎ込んでも、人間というのはいつかは疲弊してしまうというふうなところを、たぶん大山議員さんはおっしゃりたいのかなというふうに思います。その点については、確かに長時間労働とかになってしまって、じゃあ、「新しい人すぐ雇いましょうか。」と言ったところで、なかなか難しいというふうなところで、毎日毎日現場の方と連絡を取り合って、マンパワーが足りないという判断になれば、私の方で教育委員会と相談して、そのへんは子どもたちに迷惑というか、支障のないように教育委員会と連絡を密にしてやっていくしかないというふうに考えております。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大山 二郎 君。

1. 7番(大山二郎君)

3回目ですので最後です。まああの、児童クラブの方に関しては、今課長言われたとおり、どうしてもマンパワーが必要な部分になってくるかと思えます。人数が例えば半分になろうがですね、そこに配置する先生方ってのは同じなんですね。まあ、増えれば、もしかしたらもっと一人が二人になったりとかする場合もあるかとは思いますが、少なくとも、一人しか来なくても、そこに必ず一人は先生は行かなきゃいけないということもあって、やっぱりある程度の負荷はかかってくるんだろうな。そのへんの対応をしっかりとしていただきたい。当然、コロナウイルスに罹らないための方策をしっかりとしていただくのが大事なんですけども、やっぱりそれに関わる人たちのこともある程度考えていただいて対処をしていただきたいなというふうに思います。

それから、もう一つだけ、教育委員会の方にちょっとお聞きしたかったのは、今中学校もお休みしてますけども、んじゃあ、部活の状況はどうなってるんだろうな。学校休みなんだけど、部活をやっているのかやっていないのか、それも全て中止をして、止めさせているもんなのか、そこちょっと確認させて下さい。

それから、先ほど町長が言われた、今の体制になっているという話ですけど、私が聞いたものに答えてないところは、1億以上の随契という体系は、本来いかなるもんならうと。これは、何ら問題ない、法的にも何ら問題ないというふうな解釈の中で今までずっと行われてきているものなのか。そのへん、町長分からなかったら総務課長でも誰でも良いです。これは、何ら問題のない適正なやり方ですと言えるのか。あるいは、町特殊な方法だということになるのか、そのへんいかがですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

んじゃあ、あの、総務課長の方からお答えさせます。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 二藤部慎一君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

契約の一般論です。やはり、大山議員おっしゃるように、除雪費7千万いくら、排雪費2千万いくらという、それほどものを随契というものがいかなものかと言われればかなりの違和感があります。ただ、地方自治法の施行令の中で、随契できる項目っていうのは167条の2にあるんですけども、その中で、価格が、だけではないですよ。いわゆる特殊な作業で、例えば、例えばの話なんですけど、そういう業者さんが他にもいて、どんどんどんどん除雪はできるけども労力が下手で、安いけども労力が下手で、あちこちの消火栓を壊したりとか、そういう、大石田における除雪力っていうのがどれだけ丁寧に上手に効率的に掃かっているのを求められているんですね。要は、掃くだけじゃなくて、「今年のオペレーター下手くそだよ。」ってよく聞かれますけども、それほど事故がなく、安全で効率良くっていうのを求めているところからすれば、その項目に当てはめて、随契というのが決して違法とかではないというふうなことでさせていただいております。

1. 議長(芳賀清君)

氏名間違えましたので訂正して下さい。教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

あの、部活動の件についてでありますけども、結論から申し上げまして、学校が休校しているときに部活動をしているっていうことはあり得ないっていうふうに、今は部活動は中止となっております。じゃあ、子どもの居場所はどうなるんだ、子どもはどこで運動するんだ、それは全国全てが悩んでいるところでもあります。昨日、高校野球は「無観客試合」ということを、11日に正式にね、判断することではありますけども、物凄い苦渋の決断だったろうなというふうには思います。

今、全てのところでそういう決断が迫られている状況にある、見えないものと戦っているわけありますので。ですから、「うちの元気良いがら、スポ少も野球したいんだ。」って、よくきます。んでも、ここはこらえて欲しいというふうに、全てを、一つを認めると全てがどういうふうにもなっていくことなので、結論から申し上げましたけども。休校しているという状況の中では、部活動は行いません。それが、解除されたらということになるかと思えます。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

それでは、2点お伺いします。17ページ、18ページです。8款1項、あ、すいません、8款の2項ですね、3目道路除雪費に関してです。今、大山議員からあった質問の続きになるのですが、実はその、道路維持管理組合というのは、基本的に任意な団体かと思えます。ということは、その構成企業を見ると、過去にずっと長年除雪を請け負ってきた企業が中心となって作られているのかなというふうに見えます。で、実は、あの、実績もあり、やりたいという企業がそれに参加したいと言われても弾かれるという声をいただく、前からいただいております。そのくせに、後から混ざった企業もあってっていう言われている事実があるので、例えば、これがあの、町内の関係する企業、やりたい企業がなくて、全ての企業が円満で作っている団体であれば問題ないと思うんです。今言ったみたいに、例えば、技術もある、道具もある、スキルもある、だげんと混じえでもらえないっていう企業出たときに、ちょっとどういった形で正論立てて説明できるのかなというふうなことがあるので、まあ、そのへん頭に置いた上で、ちょっと今後の考え方っていうものを、ちょっと町長にお伺いしたいと思います。

もう1点、21、22ページです。あ、ごめんなさい、すいません、この次になります。23ページ、24

ページです。10款5項1目8節報償費8万1千円です。これあの、大変増えてくるっていうのはありがたいて毎回私言ってますけども、やっぱり、大石田町の子どもたちの生徒、児童のポテンシャルの高さが伺えます。どんどん増額なるようなことになればなというふうに思っております。

それで、教育長に1点だけ、ちょっとお伺いします。実はあの、奥山華波さん、齋藤元希さん、いわゆる、日本を代表して、ジャパンしよって、世界で戦う町民が出てきてます。なので、これももちろん、今まで全国大会、東北大会の出場要項は私も何度もいただきましたので恩恵を感じます。もうワンステップ上の、国際大会での結果に基づくような要項も、もう希望値を持って設けるべきではないのかなというふうに、教育委員会サイドからにゃ、財政部局の方にアプローチする時期ではないのかなと思いますので、そのへんに関して教育長のお考えをお伺いします。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

道路維持組合が設立したときに、私も議員でありましたので、結構、まあ、ある意味規約の内容が、そういった、議員がおっしゃるような内容になっていて、経験のないものはもう全く駄目なのかとか、あとは、条件、道路維持管理組合で道路の補修が何たら、なんかいろいろな規約があったと思いますけども、そこはやっぱり、道路維持管理組合に入るための規約ですので、そこはそっちの方でちゃんとしてもらうようにというような、たぶん指導はしたと思うんですけども、現在に至っているのかなということで、もちろんそういったことの声があるのは重々承知でありますし、道路維持管理組合の中においても、本当に任せて大丈夫なのかというのも、やっぱり見極めた上での、やっぱり組合員になってもらっているかと思っておりますので、そのへんはもちろん話はしていきます。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

スポーツ大会出場激励金のことについてでございますけれども、岡崎議員おっしゃるとおり、ポテンシャルがすごく高くなっているのかなというふうに、私自身も感じております。学校現場から行政現場に今年来て1年、激励金を渡す機会に何度か同席させていただきました、町長さんと共に。いい顔をしていますね、皆。本当にね、素晴らしい態度で、ああ、こういうふうな子どもたちをこれからもっと育てたいものだなというふうに改めて思ったところです。

それに加えて、今度は一般的な華波さん、それから、元希君もこれからおそらく。これまで、元希君につきましては、いろんな大会、国際大会に対しても7万円ですかね、しております。ただ、奥山さんに対しましては、規定の中で、30年か29年度にアマチュアという規定が入ってるんですね。ですから、今回のような対応になったかと思っておりますけれども、そこはまだ1年か2年前に立てたっていうことだったので、奥山さんプロでありますので、そこに対する教育委員会としての規約の下でいえば、そこは対象にならなかったということがあります。でも、そういうことを踏まえて、世界で活躍する選手が、やっぱり出てくれればもっともっと後援会組織もしっかりしてくるでありましょうし、やっぱり、教育委員会としてもそういうふうな場で活躍できる子どもたちをより育てていければいいなというふうに思っているところでございます。財政当局にこうするというの前に、規定の方がそうになっているっていうことを踏まえて、今後のことは、ちょっとまた考えてみたいというふうに思います。やがて、齋藤元希君、パラリンピックの朗報が聞けるものと、5月に伸びてしまいましたけども、それを楽しみにしているところでございます。

1. 議長(芳賀清君)

4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

まず、今町長の方からありました、道路維持管理組合、今まさに町長が説明したとおりです。やっぱりあの、そういった、やりたいという企業、優良企業が存在するのも事実ですので、きちんとした正論の下で整理できる、対応できるような体制ってのは、やっぱり求められるのかなって思いますので、これ、引き続き、ちょっと凜とした対応っていうものの態度、また、条例、政令に基づいた正論っていうものも準備して対応していただきたいなと思いますので、そのへんの考えを改めて一言いただきたいと思います。

また、今教育長からありました、まさに描いたとおりの答え、ありがとうございます。それで、町長にお伺いします。今あったとおり、奥山華波さんはプロです。なので、教育委員会サイドの規定では当然対象にならない。であれば、町民として、町でそういった規定を設けるっていう、そういうひとランク上の発想もありなのかなと思いますので、そのへんに関して、町長、どうお考えになりますか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

まああの、激励金を出せばいいのかってそういう話じゃないと思います。あの、やっぱりスポーツ大会、全国大会、世界大会で活躍できる子どもがいるっていうのは本当に誇らしいことであり、感動すらもちろん覚えるわけでありますので、そこはまだ、今は彼らの質問だけでしたので、町長交際費の中から激励金は送りましたけれども、これから、パラリンピックでも活躍するようなことがあれば、もちろんもっとレベルアップした激励の仕方っていうのも考えていきたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

かなり、まあ、ある業者に関しては、運搬業で入っている項目があるのかなとか、あの当時見た内容もありますので、そのへんはやっぱり整合性、ちゃんと正論が通るような話になるように、今一度確認しながら進めていきたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

除雪の件はそういうふうをお願いしたいと思います。

あの、今言った、プロスポーツプレイヤーに関する規定というのもの、なので、今あったとおり、教育委員会の要綱とは別に、もう、希望的観測から言っても、設けててもいいのかなというふうにも、もちろん、ただ単に東北大会に行きました、全国大会に出ましたレベルではなくて、今言った、もうワンランク上のシチュエーションっていうものを想定したのも、まあ、今のところは町長の、いわゆるあの、個人的な判断でやっていると思うんですが、そういった規定を考える時期なのかなと思いますので、是非そういったことも、前進的な考えで検討していただきたいと思います。最後それに対してお願いします、町長。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

やっぱり、町を上げて応援できるような体制というものを、やっぱり構築しなきゃいけないと思います。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

歳出の3ページ、4ページで、2款1項6目19節の移住支援金300万円減ですが、人口減少の続く中、移住政策はとても大切なことだと思いますが、今回も移住者がゼロということで、このような減額となったとお聞きしました。現在、地域おこし協力隊を中心に、移住政策の方を進めていると思いますが、現在の移住政策だけでは物足りない、なかなか移住者が、こう、来てくれないという状況の中、今後どのような展開をしていきたいのか、町長にお伺いしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

一般質問の中にもありますけれども、今、やっぱり、移住セミナーとか、あるいは直接出向いて講演、講演っていうか、あの、町のアピールとかもやっていますけれども、なかなか本気、本気でっていうか、移住してくれる方が少ない、少ないっていうかいない状況でありますけども、空き家バンク等をしっかりアピールしながら、そこは進めていかなければいけないのかなと思います。あとは、やっぱり、大石田に四季折々の、今年残念ながら雪降らなかったんですけども、すごくメリハリの付いた四季、あるいは、食文化なども大きくアピールしながら、移住者を集めるというふうな方向はこれまで通り、プラスしながらやっていきたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

なかなか難しいことだと思います。で、ちょっと私たちが見るには、地域おこし協力隊員にですね、依存しすぎかなという部分がありますので、こう、オール大石田で取り組めるように町主導で、もう少しこう、移住者を募るような、こう、連絡協議なんかを交えまして、オール大石田で取り組まなければいけないのかなと思っております。そのへんの考えをお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

もちろんあの、依存しすぎかっていうことも見られましようけれども、もちろんまちづくりが窓口でありますので、そこはちゃんと連携しながらやっています。もちろんあの、プラス、いろんなアピールの仕方もあるかと思います。例えば、ふるさと納税なんかは町のPRの、本当に一番良い、お金が入ってくるようなシステムでありますので、そういったことも広く、広域的に話ながら進めていくべきだと思います。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

本当に難しい問題ですが、なかなか移住者っていうのは来づらい部分もあると思いますけど、本当に人口減少が進む中、大切な事業なので頑張っていってほしいと思います。答弁は結構です。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。5番 村 形 昌 一 君。

1. 5番(村形昌一君)

同じところですよ。歳出3、4ページ、2款1項6目企画費の中で、地域おこし協力隊いろいろ出てきます。今月で香坂さんと遠藤さん退員っていうことで、3年間勤めあげられました。まず、この3年間の感想を、町長の感想を聞いてみたいと思います。

あと、歳入1、2ページの1款、一番下、入湯税、現年課税分で661万円の減ということでありまして、このような形を見ますと、やっぱりあんまりいい形じゃないのかなというような気がします。6月、決算してくるんでしょうけれども、この、赤字の額っていうのがだんだん見えにくくなるような、まあ、粉飾決算とまでは言いませんけども、そういった懸念も持つような気もしますんで、やっぱり違った形で、裸の数字を出したほうが良いのかなと思いますけども、そのへんの考え方、どのようにお考えになるかお伺いさせていただきます。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

まず、地域おこし協力隊でありますけども、本当に3年間「KOEnoKURA」の運営、あるいは町のPR、あるいはいろんなイベントで人を呼ぶというようなこと、本当に、それはそれで本当に良い仕事をしてもらったなと思います。プラス、移住、定住してもらえれば最高の形なのかなと思いますけども、今現在も当人たちが悩んでいるようで、様々な仕事とか、話はしながら、まだ最後の詰めがちょっと迷っているというふうな状況でありますけども、これからまず、ギリギリまで定住していただけるような形を進めていきたいと思います。

あとは、入湯税でありますけども、昨年6月の定例会で、それは減免するというふうな話になったわけで、今回、もう間もなく3月の締めなれば、どれくらいの数字なのかなということで、社長が代わって、私も12月から就任、社長の方に就任してから、様々見させていただいた中で、かなり今まで見えてなかった部分、もちろん議員の時代も最後に報告書、決算書が出てきて、駄目じゃないか、駄目じゃないかというようなことばかりだったんですけども、実際中に入って、社長として中身見た場合にですね、かなりの点で改善すべき点があり、かなりきつい言葉を持ちながら、やっぱり、常務、あるいは支配人等にも叱咤激励かけてまして、意識も少し変わってきているのかなと思います。加えて、これまでマイナス、マイナス、マイナスを3期連続、まあ、多分今期も赤字運営になってしまうのかなということでありますけども、様々な手立て、思い切った手立てなのか、あるいは今の現状でどうしても駄目な、ああ、これ一般質問あるんですけども、どうしてもやっぱり、今の状況で変わらない、個々の職員が頑張ってもなかなか数字が上がらない。ましてや今回、コロナウイルスでとんでもないキャンセル出てまして、3月は本当に、まあ、2月途中からかなり厳しい状況が続いていますので、雪が少なくて良かった分もかなりあったんです。例年より、1月、2月の数字はすごく良かったんですけども、3月の、まあ、送迎、歓送迎会シーズンを迎えて、大きな団体さんの入込も多くキャンセル、外人なんかほとんどキャンセルというような状況でありますけども、是非とも、まあ、V字回復させれば良いんですけども、そういった意識改革も含めて、あとは、あるいは外部の、本当にプロフェッショナルの意識を、やっぱり植え付けないといけない時期なのかなと思っているところであります。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 5番(村形昌一君)

決算では分かりやすいような数字を出していただくように、まずお願いしたいと思います。

その上で、町長が一生懸命振興公社にてこ入れしているのを非常に今興味を持って聞かせていただきました。近い将来、副町長就任という話もあるのかなとも思いますが、その時、町長、社長退任なさって副町長に譲るのかどうか、そのへんの考え方をお聞かせいただければと思います。

併せて、地域おこし協力隊、まあ、こういった活動報告書、私も見させていただきました。私もあの、協力隊のような制度、いち早く当町で導入すべきだというふうに提言してきた中で、初めての協力隊、任期満了まで私もしっかり頑張っていたなどというふうに思っております。この、協力隊の良いところというか、は、まあ、結果、先ほど今野議員あたりも言いましたけども、結果は伴いませんでしたけども、何をすればこの町に人が来てくれるのか、何が良い手立てなのかとか、一生懸命考えることだと思うんですよ。担当の職員さんあたりも一生懸命考えてくれたと思います。そういった、頭を使うことが私は何よりも必要なという、思う中で、今あの、2名、大野さんたちが今度引き継いでいくわけでしょうけども、もっと多くいても良いのかなとも思います。そういった考え、どのようにお考えなのかお聞かせいただければと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

あつたまりの件は、もちろん、私から代表としまして、同じ名前でもやり取りっていうのは、まあ、普通おかしい話ですので、まあ、副町長が就任すれば副町長にやるのか、そのへんはやっぱり代えなきゃいけないと思ってます。

あと、協力隊は募集しています。なんぼでも増やそうというふうな思いはあります。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村形昌一君。

1. 5番(村形昌一君)

是非、協力隊員、どんどん拡充していただくようお願いして、まあ、一つこれからも、二人じゃなく、4、6とお願ひしたと思います。いけそうですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長、最後に答弁お願いします。町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

国の目標もあって、何千にまで増やすとかあるんですけども、たぶん、行政視察とか行って分かると思いますけども、多く採っているところも、はじめの、人のレベルとは言いませんけども、本当に、だんだんだんだん、そういった、望むものと、望むような人が集まらないというのが現状なのかなと思います。あとは、やっぱり、定住してもらおうような、最終的にはしていただければ良い、やっぱりそういう想いを持った人を探していかなければいけないということで、かなり人的な要求に合致するような人がなかなかいなくなっているのが現状なのかなと思います。

1. 議長(芳賀清君)

暫時休憩します。11時10分再開します。

休憩 午前 10時 59分

再開 午前 11時 00分

1. 議長(芳賀清君)

再開いたします。

ご質疑のある方の発言を許します。8番 遠藤宏司君。

1. 8番(遠藤宏司君)

町長の施政要旨の中で、1ページ目に、「就任直後の不祥事の対応を含め、無我夢中で公務にあたってまいりました。」というくだりがあるんですけども、副町長の汚職事件ですけども、一つは町内業者が絡む1,099万円の看板の問題、それから、分署、消防署、2億6千万円ありますけども、(芳賀議長:「議案の審議で頼むや。」)議案、これ、町長施政要旨、議案。(八鍬局長:「補正予算。」)(芳賀議長:「議案第2号を今やっています。」)どごで聞くどいいんだや、汚職についての問題どごで聞くどいい。(八鍬局長:「補正予算。」)予算で。予算で聞くどいい。んだが。んじゃあ、これは予算で聞くどごにして。

まああの、いろんな条例も普及したわけですけども、18歳までの無料化、子供の医療費の無料化、あるいは、国保引き下げ、これもこの次が。(芳賀議長:「一般会計補正予算だけな、一般会計補正予算。」)条例も含めて駄目が。(八鍬局長:「補正予算の審議。」)(芳賀議長:「ページ数、款項目言って。」)

学校の休校はどごで聞くどいい。(芳賀議長:「休校。」)(八鍬局長:「補正予算に関すること。」)(芳賀議長:「どごでいいべにや、どご。」)あの、先ほど来、教育長も答弁されておりますけども、とにかく全国で混乱になってると。スクールバスや学校の給食関係、いろんな問題が出てくるわけです。んで、まあ、早い話が、通常に戻したら良いんじゃないかと。今日の、あの、9時ころのワイドショー見ますと、339の学校が休校を取りやめしたらしいんです。取りやめすれば通常に戻るわけですけども、そうしないと、給食の食材の弁償どが、これは、いろんな飲食店の業者の、前もって発注した謝恩会どがの損害補償どが、スクールバスの運転手も含めて大変な事態がくるわけです。休校戻す、これ、学校の設置責任者は町長であり、教育委員会は教育の中身の専門分野ですけども、戻した方が良いんじゃないがっていうことを、町長いかがですか。

1. 議長(芳賀清君)

今日よ、遠藤議員よ、あの、コロナ対策については時間を割いてやる予定です。そんぞき聞いて貰わんねが、そんぞき。今日、今補正予算だから、補正予算の審議だから。(遠藤議員:「コロナ対策はどごさ出てくる。」)これ終わってから時間取ってやります。

他にありませんか。9番 齋藤公一君。

1. 9番(齋藤公一君)

議第2号、15款2項4目、あの、ページでは4ページ、あの、社会資本整備総合交付金、(芳賀議長:「歳入。」)歳入だな。(芳賀議長:「3、4ページ、はい。」)いいがっす。この、社会資本整備交付金っていうのは、特にあの、土木関係の仕事が多いわけですが、聞くどごころによりますと、予算はちゃんと取ってあるんだげんとも、実際、政府の方から金こなかったというどごで、大変な減額というどごで、当初予算がな、なってるわけですが、これあの、計画立っている段階で、国あたりど、こう、連絡取った中でやってんのがなっちゅうな感じもするんですけども、どうしてこういうふうにな。何か、聞くどごころによると、課別審査では2割ちょっとぐらいしかこなかったというような話なんですけども、これはあの、どうしてこういうふうにな少ないのか。あるいは、また、私は予算組んだ以上は、やはり国からできるだけ多くね、2割あてどご言わないで、やっぱり、できるだけ多く金を、予算的に貰うべきだと、こういうふう思うんですが、町長どうですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

何回も、これまでも何回も話している内容だと思います。100の仕事をするために、100の予算組みます。国からくるのが、このうちの、例えば、交付金がここまでしかなかったから町の予算もこれで落としているということでもあります。もちろん、国交省にも、要望にも何回も行ってます。

1. 議長(芳賀清君)

9番 齋藤公一君。

1. 9番(齋藤公一君)

予算がね、立てているわけだから、結果的には金こなかったんではよ、何のために予算作ったのというような感じもするんで、予算作った以上は、やはり、できるだけ国から社会資本整備総合交付金を貰うということに、やっぱりもう少し努力するべきじゃないかなと私は思うんですけど、町長もう一回。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

少ない予算を組んで、ギリギリの線で予算を組んで、本当はもっとできたっていうことはならないように大きな予算、満額の予算を組んでるということです。

1. 議長(芳賀清君)

よろしいですか。他にありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員賛成であります。

よって、議案第2号「令和元年度大石田町一般会計補正予算(第8回)」は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3. 議案第3号より、日程第8、議案第8号まで、以上、6件を総括して議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。5番 村形昌一君。

1. 5番(村形昌一君)

4号、次年度簡易水道、歳出1、2ページ、2款1項1目、あ、違う、歳入の1、2ページ、1款1項1目水道使用料36万円の増。これ、何で増えたか聞いてみますと、そば屋が流行って増えだっというごどでありました。今、本当に次年度地区に観光客来てんのかなとも思います。町長の公約にも、「そばに応じた観光振興」というようなこともありますし、ここで、町としてももう一手打っていいのかなとも思います。そういった考えあるかないかお伺いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

もちろん、民間のそば屋さんをお願いするのは当然でありますけども、そのへんは連携した、例えば、そば街道、あとは、もっと広域的に3市1町、あるいは、絆街道とか、そのへんも全部含めた、やっぱり、PRの仕方、あるいは、振興公社あたりでも新たなそばの開発、開発ってか広がっているのも考える時期なのかなとは思ってます。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 5番(村形昌一君)

テレビ報道で、次年度のそばってのがだいぶ有名になったのかなと思います。その恩恵が町内にもきてても良いのかなとも思います。そういった中で、次年度地区は高齢化率も高い地区でありますので、是非、新しくそばをやりたいとかっていう人が住むような施策とか、そういった点からもご検討お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

まあ、ある意味、例えば、香坂さん夫婦にそういうふうになってもらいたいとか、例えばです、それもありなのかなと思います。やっぱり、大石田を見ている人、そういったことにはどんどん、やっぱりPRすべきだと思います。

1. 議長(芳賀清君)

よろしいですか。他にありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。起立は、採決により行います。お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第3号「令和元年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)」は原案のとおり可決されました。

これより、議案第4号を採決いたします。採決は、起立により行います。お諮りいたします。議案第4号は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第3号「令和元年度大石田町次年度簡易水道特別会計補正予算(第2回)」は原案のとおり可決されました。

これより、議案第5号を採決いたします。採決は、起立により行います。お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第5号「令和元年度大石田町学校給食事業特別会計補正予算(第3回)」は原案のとおり可決されました。

これより、議案第6号を採決いたします。採決は、起立により行います。お諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第6号「令和元年度大石田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3回)」は原案のとおり可決されました。

これより、議案第7号を採決いたします。採決は、起立により行います。お諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第7号「令和元年度大石田町介護保険特別会計補正予算(第4回)」は原案のとおり可決されました。

これより、議案第8号を採決いたします。採決は、起立により行います。お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第8号「令和元年度大石田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)」は原

案のとおり可決されました。

次に、日程第9. 議案第16号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。採決は、起立により行います。お諮りいたします。議案第16号は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第16号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10. 議案第17号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。6番
小 玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

この、まあ、全協の中でチラシを貰ったんだけど、これ見るとですね、「意思能力のない、有しないもの」って、これ、誰が判断したらいいのかなっていうふうに、役場の職員が判断できるんでしょかって思うんです。そのへんのところお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

町民税務課長から答弁させます。

1. 議長(芳賀清君)

町民税務課長 土 屋 弘 行 君。

1. 町民税務課長(土屋弘行君)

誰が判断するのかというふうな質問でございますが、印鑑登録をする際に成年被後見人と、その後見人の方が一緒に来町して印鑑登録の申請をするというふうなことになります。んで、その2人の方と、やはり、あの、職員の窓口の方がですね、まあ、その後見人の方とも合わせましてやり取りをした中で、やはり、その中でそういう意思能力があるかどうか、これを判断するしかない、今の現状ではそのようなことで考えております。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

よろしいですか。他にありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。採決は、起立により行います。お諮りいたします。議案第17号は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第17号「大石田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11. 議案第18号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第18号を採決いたします。採決は、起立により行います。お諮りいたします。議

案第18号は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第18号「大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12. 議案第19号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。採決は、起立により行います。お諮りいたします。議案第19号は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第19号「大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13. 議案第20号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。7番 大山二郎君。

1. 7番(大山二郎君)

一つお願いみたいな感じになるんですけども、この旅費規程に関して説明を受けた段階で、町内、まあ、出張に関して、宿泊を伴わないものには出さないということになるんですが、職員の健康面等を考えて、無理な出張命令は避けていただきたい。いわゆる、東京日帰りでも当然出ないって話ですので、まあ、新幹線で行く場合には、別に体力的に大変ではないんでしょうけど、隣県、あるいは福島、そのへんまで車で行って帰って来る、運転手付きになるのかどうかそのへんは分かりませんが、ならば、就業時間内で帰って来れるような体制で出張命令を出していくべきであろうと。それを超えるようであれば、無理に7時、8時になって、帰って来れるような出張命令は出すべきではないと思うんですね。その場合は、やっぱり宿泊を伴うような形にやっていたかないと職員の健康が守れないのではないのかなというふうに思いますが、そのへんお願いしたいと思いますが、いかがですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

当然、日帰りできないような時間帯とか、当然、会議の時間とかあります。泊まらなきゃいけない、宿泊しなきゃいけないものは宿泊して、もちろんそういった対応になるかと思えます。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大山二郎君。

1. 7番(大山二郎君)

是非そうしていただきたいんですけど、例えば、県外で研修があったとか、なんか会議があった、その会議が長引いちゃったと。本来は、3時とか4時くらいには終わるはずなのに、5時過ぎまでかかっちゃった、6時までかかっちゃったというケースがないとは限らない。そういった場合の対応、急遽という形になりますけども、命令としては帰って来いってことなので、無理に帰って来るとか、急遽そこで宿泊を、まあ、手配できるかどうかも分かんないけど、そういう場合ってのはあるものなのか。あった場合はどうするのか、そのへんいかがでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 二藤部康暢君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

職員の日帰り出張のパターンですけれども、まあ、「たれば」を申し上げますといろいろなことできるんですが、まあ、就業時間より過ぎちゃいました、ほんで帰って来れるか来れないかというふうなシチュエーションについては、やはり、首都圏かと思いますが、首都圏については、まあ、基本的には始発で行って最終で帰って来れるまでは、それは日帰りの範疇だと思います。なので、それで帰って来れないというのはなかなか、まあ、その、電車が冬止まりました、私も急遽止まったこともあるのですが、その時は、連絡をいただければ出張命令の変更という形で宿泊も認めるものだと思います。でも、通常分かる範囲内の中では、始発で行って最終で帰って来れるのであれば、これは日帰りの命令の範疇だと思っています。

1. 議長(芳賀清君)

7番よろしいですか。他にありませんか。4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

今の質疑の、まあ、延長になるんですが、要は、常識ある柔軟な判断が求められるのかなっていうお願いです。と言いますのも、私今、広域行政事務組合の監査している中で、村山市から福島県の郡山市のイベントへ出張、車で自分で運転してそこへ行きました。夜帰って来ました。翌日も行きました。2日間通ってたんです。まあ、そういった事例はちょっとどうなのかなっていうふうなことがありますので、まあ、常識的に考えた柔軟な判断っていうものもお願いしたいっていうことで、改めて町長の答弁をお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

今のようなケースっていうのは、たぶん大石田町では行わないと思います。

1. 議長(芳賀清君)

よろしいですか。他にありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号を採決いたします。採決は、起立により行います。お諮りいたします。議案第20号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第20号「大石田町一般職の職員等の旅費に係る条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14. 議案第21号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

国民健康保険税の税率の改正ということで、前の町長の時からずっと安定運営させるためには、ある程度一定額の基金を構築しなければならないというふうな話の下でやってきました。今までは、要は、貯め込んでた時期、これがだいたい安定運営が見える基金高になったのかなということ踏まえた上で、水平運用、いわゆるレベル運用を見据えた、まあ、税率の改正なのかなというふうに思います。大変ありがたい結果だと思いますが、ここで求められるのは、要は、上げるにせよ下げるにせよ、もちろん、負担者は下げただけであれば助かるのはもちろんなのですが、あまり煩雑に上げたり下げたり、上げたり下げたりしてしまうと、当然、担当の職員の無駄な労務が発生することも然り、税負担者に困惑を与えるのも然りなので、ある程度先を見据えた、これからはレベル運

営っていうものを安定した、安心した運営というものが求められると思いますが、そのへん、まあ、お願いという点で、町長、ご答弁お願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

もちろん、町民にとっては安い方が良いわけでありますので、その中での、今回のこういった、まず、値下げということですので、上げ下げ激しいということがないようにやっていきたいと思えます。

1. 議長(芳賀清君)

4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

今回の、コロナウイルスの件のような予期せぬ大きな出来事っていうものももちろんないとは言えませんので、難しい運営になるのかなとは思いますが、そこは努めて、できるだけの情報を収集して、まあ、先を見た運営ということにあたって欲しいと思えます。答弁は結構です。

1. 議長(芳賀清君)

その他ありませんか。8番 遠藤宏司君。

1. 8番(遠藤宏司君)

資料をいただいて協議したわけですけども、非常に見やすい資料といいですか、これを見ますと、改正後、それから改正前、改正前は医療分、後期分、介護分で4万6千円のもの、改正後は3万6千円だっつうごどで、1万円引き下げ、これ自体、非常に町長としては思い切った予算だと思えます。ただ、いろいろ資料もおあげしてるんですけども、あの、県内35市町村ありますが、この表、この表町長見てますよね。これですと、1万円下げても35市町村で2番目に高いっていう実態が変わらないはずなんですけども、そのへんの認識町長ありますでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

もちろん、所得とか、ある意味所得が高い町民が国保に入っているということの証でもあろうかと思えます。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠藤宏司君。

1. 8番(遠藤宏司君)

1万円引き下げでは、ちょっと順位変わらないんです。まず、基金の状況を、当然町長の政治判断してもらいたいわけですけども。子どもの均等割の資料もお見せしましたけども、まだこれはごくわずかなんですにやっす。東北でも福島、あるいは岩手なんかでも1、2の市町村がやっておられるんです。ただ、これは一つの流れどして、子どもの均等割の廃止の方向が流れどして出てくるのかな。ですと、その流れが出てくる中では、やっぱり、先んじてやった方が非常にこの、子育て支援頑張っているっていうふうには町民も思うし、そういう印象になるかなと思うんですけども。いわゆる、今回1万円の大変な英断のほかに、更にそういったところまで考えていく必要があるんじゃないかっていうことについては、町長いかがでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

今回の条例の改正は、まず、全く違ったものとして考えてもらいたいと思いますけども、そういった流れがあるということは分かりますけども、たぶん、社保との公平性とか言ったら、かなり、すごく差が出るのかなと思います。そのへんは、ちゃんと考えながらやっていくと思いますのでよろしくお願ひいたします。

1. 議長(芳賀清君)

よろしいですか。他にありませんか。6番 小玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

今、遠藤議員から1万円っていう話が出たので、ちょっともう一回確かめたいんだけど、昨日の全協の中でですね、まあ、話を聞いたときに、1人あたり約1万5千円が1世帯、たぶん、3万円の減額になりそうだっていう話を聞いたと思うんです。それで、山形県で今回引き下げなんのはどこかって聞いたら、2つくらいしかない。でね、北村山の方は東根はアップするとかそういう話を聞いたんだけど。それで、俺聞きたいのはですね、この、1世帯当たり3万円くらい安くなる可能性があるって話になったんだけど、それを加味しての全体、山形県のレベルでどれぐらいなるものかなと。そんなことを聞いたかったこととですね、今回、たぶん山形県で大石田と庄内町ぐらい、2つだけが下がるような話をしていました。是非ね、そうなるとう新聞にでかかると出るんじゃないかと思うんだけど、そのへんのことはどういうふうに判断してんのかお願ひします。

1. 議長(芳賀清君)

保健福祉課長 高橋 慎一 君。

1. 保健福祉課長(高橋慎一君)

確かに、平均でだいたい、1人平均で1万3千円から5千円くらい、平均的な家庭で1世帯あたりで3万円ほど安くなるだろうというふうな予測は立ててはおります。で、県内では2つくらいしかないということなので、先ほどの遠藤議員さんの質問ともダブってしまうようなお答えになってしまうんですけども、今回の税設定において、令和6年度まで歳入と歳出を試算してみました。そういったところ、この税率で6年度までは2億円という不測の事態用の貯金を残すと、6年度まで運営できるというふうな分析が出ましたので、こういった数字になったところですので、たぶん、でかか出たときには、いや、5年後まで推定した結果ですよ。ただ、あの、新型コロナウイルスじゃないですけど、そうなったときはまた別個の問題だというふうに捉えざるを得ないのかなとは思ひます。

1. 議長(芳賀清君)

6番 小玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

3万円安くなるっていうか、まあ、それでも県内でトップクラスなんですか。

1. 議長(芳賀清君)

保健福祉課長 高橋 慎一 君。

1. 保健福祉課長(高橋慎一君)

統計ってすごく面白くて、これは、30年度のデータをご紹介したいと思います。一人あたりの医療費が一番高いのは小国町です。医療費が一番高いので、それだけの負担料も高くないと釣り合いは取れないんですけど、何故か小国町は最下位です、保険税の納付額が。何故かという、所得が低いからです。所得が低い分、国から交付金がいっぱい入ってくるので所得が低くても医療費との釣り合いが取れてしまうというふうな現象があるので、一概に保険税だけの金額の大きい少ないで順位付けしてもあまり意味がないことなのかなというふうに私は捉えています。(小玉議

員:「分かりました。大石田は金持ちがいっぱいいるっていうこと、以上です。結構です。)」

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。(議員:「なし。)」ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。)」討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。採決は、起立により行います。お諮りいたします。議案第21号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第21号「大石田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15. 議案第22号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。)」ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。)」討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第22号を採決いたします。採決は、起立により行います。お諮りいたします。議案第22号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第22号「大石田町地域福祉基金条例を廃止する条例の設定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16. 議案第23号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。7番
大 山 二 郎 君。

1. 7番(大山二郎君)

指定管理者についてですね、大石田駅都市施設、これを例年のように地域振興公社にということなんですが、ここ数年赤字経営をしてらっしゃる地域振興公社。ここに指定管理者としてまたお願いするというのはどうなんだろうな。考えようによっては、あの、「ふうりゅう」が振興公社の中で利益が上がっている部門なので、そこを乗っ取られるとかえって赤字が増えるのかなという気もするんですが、基本的な考え方として、赤字会社に指定管理者を任せるっていうことに、ちょっと違和感を覚えるんですが、そのへんはいかがですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

言うとおりの、振興公社全体では赤字ですけども、言うとおりの、あそこはプラスになってます。あの、どこの自治体も結構、ここは赤字でここでその分補填してるんだっていうふうなあります。振興公社自体もそういったことも含めて、やっぱりお願いしなければいけない。あとは、町の玄関口、あとは、顔でもありますので、そこは是非、町の振興の意味合いも含めてやってもらいたいという想いがあります。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。4番 岡 崎 英 和 君。

1. 4番(岡崎英和君)

大石田駅都市施設というところですので、説明の中で、今、敷地内に灰皿が置かれてあり、外に、喫煙場所としてありましたが、撤去になりますという説明がありました。ちょっとお伺いしたいんですけども、これは町の判断なのか、JRの判断なのかだけ教えてください。

1. 議長(芳賀清君)

町長、どうですか。町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

JRのちゃんとしたっていうか、駅に外れてるのが大石田駅です。ちゃんとしたところは、全部今度は、構内に喫煙所を設けるらしいです。その中で、町の判断でやっているということでもあります。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。採決は、起立により行います。お諮りいたします。議案第23号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第23号「大石田町都市施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17. 議案第24号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第24号を採決いたします。採決は、起立により行います。お諮りいたします。議案第24号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第24号「大石田町クロスカルチャープラザ『桂桜会館』の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18. 議案第25号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論であります。人事に関する案件でありますので、これを省略いたします。

これより、議案第25号を採決いたします。採決は、起立により行います。お諮りいたします。議案第25号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第25号「人権擁護委員の推薦について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19. 発議第1号を議題といたします。これを、事務局長に朗読させます。議会事務局長 八 鍬 誠 君。

1. 議会事務局長(八鍬誠君)

それでは、朗読をさせていただきます。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次に渡る特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨、地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料、水、エネルギーの供給、国土、自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的、公益的機能は、国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的、公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実、強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立、推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心、安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心、安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実、強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月5日 山形県大石田町議会議長 芳賀清。

内閣総理大臣 安倍晋三 殿、総務大臣 高市早苗 殿、財務大臣 麻生太郎 殿、農林水産大臣 江藤拓 殿、国土交通大臣 赤羽一嘉 殿。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第1号を採決いたします。採決は、起立により行います。お諮りいたします。発議第1号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、発議第1号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20. 予算特別委員会の設置を議題といたします。お諮りいたします。議案第9号より、議案第15号までの7議案については、議長を除く9人で構成する予算特別委員会を設置し、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、議長を除く9人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、関係議案の審査をすることに決定いたしました。

日程第21. 予算の特別委員会付託であります。ただ今、設置されました予算特別委員会に、議案第9号から議案第15号まで、以上7件を一括して付託の上、審査していただくことにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、議案第9号より議案第15号まで、以上7件は「予算特別委員会」に審査付託することに決定いたしました。

本日の会議は、これをもって散会いたします。ご苦労様でした。

散会 午前 11 時 52 分

第4日目 令和2年3月6日(金) 本会議 午前10時 開議

1. 議長(芳賀清君)

お早うございます。

出席議員数も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、総務課、小玉総務主幹欠席のため、栗田財政主査が出席いたしますのでご了承願います。

また、本日町広報、それから、議会広報担当者による、また、マスコミ等の写真撮影を許可しておりますので、ご了承下さい。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。日程第1. 町政一般に関する質問を行います。先に通告を受けており、発言の順序も決めておりますので、その順序により発言を許可します。許します。2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

お早うございます。

それでは、通告に沿って質問させていただきます。私からは4件の質問をさせていただきます。

まず第1点、「子育て世代の支援強化、今後の展開は」要旨としまして、子育て支援として今年度から実施しているインフルエンザの予防接種、修学旅行費の助成事業についてどのように評価しているか。更に、新たな施策を考えているのか、町長に答弁をお願いいたします。

続きまして、「小学校統合をどう考えるか」要旨としまして、小学校の統合を策定するとしているが、統合までのプロセスや課題をどのように捉えているのか。具体的にはいつ頃を目途に統合を目指していくのか、町長の答弁をお願いします。

続きまして、「町産業の課題をどのように取り組むのか」趣旨としまして、高齢化、後継者不足など、若い担い手と連携し、課題を解決するべきでは。インバウンド客へのビジネスアクションを起こすべきでは。商工会館老朽化問題を商工会と協力して解決すべきでは。大石田まつり花火大会の今後の運営を考える時期にきているのでは。町長に答弁をお願いします。

続きまして、「持続可能な開発目標SDGs大石田町でも取り組むべき」要旨としまして、世界のみならず、日本、山形県でも取り組み始めているSDGs、各自治体でも取り組んでいる中、大石田町でも第6次大石田町総合振興計画と照らし合わせて取り組むべきではないのか。町長の答弁をお願いいたします。なお、答弁の後に詳細の質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

「子育て支援策として今年度から実施しているインフルエンザの予防接種、修学旅行費の助成事業について、どう評価しているか。更に、新たな施策を考えているのか。」との質問についてお答えします。

最初に、子どもへのインフルエンザ予防接種に対する助成事業について申し上げます。12月末現在での助成件数は603件となっており、1件につき1,900円ですから、合計で114万5,700円の助成となっています。助成金を利用して予防接種を行った子どもは、13歳以上が81人で接種率は53.2%、13歳未満で2回とも助成金を利用して接種した子どもは232人で45%となりました。併せると、約半数が助成金を利用して接種したという結果となりました。同様の制度を実施している他市町村の接種率は40%前後と聞いておりますので、比較的接種率は高いと言える

かもしれませんが、今後も制度周知の徹底と予防接種の勧奨をとおして、更に接種率の向上に努めていく必要があると考えております。

小中学校の修学旅行に参加する児童生徒の保護者へ資金援助する子ども応援金制度につきましては、総数として94人に対し総額265万円を助成しております。保護者の方々からも好評でありましたので、来年度も継続して実施するよう予算措置したところでございますが、今後、保護者がより利用しやすいよう意見を聞きながら対応してまいりたいと思います。

新たな施策ということでございますが、予算を伴うものについては財政事情を考慮する必要がありますので、具体的な施策は申し上げられませんが、当町の未来を担う子どもたちへ最大限の支援を行うためにも適正な財政運営に努めてまいります。

続きまして、小学校の統合についてのご質問ですが、これまで、学校統合についての質問に対して、総合教育会議の中で検討しながら進めてまいりますと答弁させていただいたところであります。今年度の総合教育会議は、私と本多教育長が入り、新たな体制になり、その中で検討してまいりました。その会議の中で議論いたしましたが、町の財政事情、当面の児童数の推移、複式学級に対する対応、地域の活性化事情等を勘案し、当面は3校存続で状況や推移を見ていきたいという結論に至っております。しかし、小学校の統合は将来避けては通れない問題ではありますので、統合に向けた基本的な考え方を明確にした上で、計画策定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、町産業の課題についてのご質問であります。最初に、後継者不足の問題についてであります。少子高齢化や、人口減少による後継者不足は全国的な問題になっていますが、町でも農業、商工業の後継者不足には危惧しているところであります。しかしながら、農業の後継者不足対策としては、農業次世代人材投資資金を利用して新規就農者がわずかではあります、就農している状況にあります。また、6次産業として、そば営農組合とそば街道振興会が価格の提携を結び、「来迎寺在来種」を提供しております。このように、農業と商業が連携できるような仕組みを検討していかなければならないと考えておりますので、ご理解お願いいたします。

次に、インバウンド対策です。銀山温泉への海外旅行者は、2月から4月にかけて多く、その大多数は、台湾、中国、東南アジアの観光客であります。年間約44万人訪れていますが、銀山温泉の12軒の旅館は定員が667人です。宿泊できなかった観光客は天童市や村山市、東根市、そしてあつみランド等に宿泊する状況であります。観光客の目的は、議員の言うとおりの銀山の冬景色や夜景を見に来る客が多いと聞いております。その観光客を少しでも多く町に滞在していただくために、地域振興公社や観光関係団体と連携を図りながら検討していきたいと考えておりますので、ご理解下さるようお願いいたします。

続いて、商工会館の件ですが、商工会館の老朽化に伴う事務所の移転については、町では把握できていません。空き家情報や空き地情報などの情報提供はできると考えます。移転候補地や建設等に関する事項は、商工会における検討委員会で決定するのが本来の解決方法と考えますので、ご理解下さるようお願いいたします。

続きまして、花火大会の運営に関するご質問ですが、まず、大石田まつり花火大会の花火の募集や協力企業の勧誘については、商工会員の皆様には特段の協力をいただいていることに感謝申し上げます。大石田まつりの運営については、実行委員会で協議を重ね、詳細について各小委員会で検討しているところですが、議員の言うとおりの、確かに花火の申し込み数については減っているのが現状であり、見物客の安全対策等に年々経費が多くなっています。町でも負担金を増額していますが、運営はギリギリの状況であります。100年近く続いている大石田まつり花火の

持続のために、駐車場の値上げや栈敷席の販売、露天商の申込金の値上げなど、これまでいろいろ工夫を重ねてまいりましたが、なかなか経費の増額に追いつかない状況であります。花火の内容なども花火小委員会などで検討しながら持続できるよう考えますので、ご理解下さるようお願いいたします。

最後に、持続可能な開発目標についてのご質問にお答えいたします。SDGs(エス・ディー・ジーズ)については、議員おっしゃるとおり、2015年9月に国連で開催されたサミットの中で、世界のリーダーによって決められた国際社会共通の目標であります。この長期的な開発目標の達成に向け、優れた取り組みを提案する自治体を「エス・ディー・ジーズ未来都市」として選定したことで、こうした取り組みが広がり始めているところです。当町におきましても、総合振興計画や総合戦略の改定の中で、エス・ディー・ジーズの理念を取り入れながら、今後の施策に生かすよう検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

それでは、子育て世代の方から質問させていただきます。来年度から、18歳までの医療費が無料化が始まります。保護者から、それは負担も減り、すごく助かる、大変ありがたいことだなと実感しております。これも一重に、先輩議員の皆さん、町当局の皆さんの努力と、議会と町が同じ方向を向いて実現しているのだなと実感しているところでもあります。私も、昨年11月から議員となり、その一員となりました。まだまだ未熟で新人ではございますが、これからいろいろ勉強させていただきます。一人前の議員として活動できるように頑張りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まずは、インフルエンザ予防接種の助成について質問します。全体での最終的な接種率は50%ということでしたが、目標のパーセンテージがあったのなら教えて下さい。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

これは、あくまで任意の接種ということでもあります。様々な理由で、もしかしたらしたくない人もいるはずですが、実際にいるみたいです。例えば、予防接種をしたことによって本当に体調が悪くなった経験のある親などは、たぶんさせたくないような気は、私個人的にだと思いますので、そこは、当初の目標は100%などという目標は立てていないのが実情であります。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

告知の方法なんですけど、どのようにやられたんでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

まあ、ご案内のとおり広報紙、あるいは、ホームページ等で告知しております。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

接種率を上げるには、まあ、任意だからということですが、上がった方が良くことでありまして、学校側の聞き取りでは、学校でのプリントの配付などはしていないということだったんですが、対象者が子どもということで、学校をとおしての文書の配付というのはできないものなのでしょうか。お願いします。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

文書を配付するという事はできるかと思えます。ただ、受けろとか、そういったことの指導は、さつき町長の答弁であったとおり、それは強制になるといけないなど。学校からなると「強制」という力が働くということが考えられるんですね。そういった点もあるので、今までは、学校では配付をしていないという状況があるかと思えます。ただ、あの、そういう状況を踏まえた上で、これは町からの文書ですっていう形では、これは可能になるかと思えますけども、先ほどの件はご了承下さい。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

なかなか、強制的になるということなんですが、まあ、こういう助成があるよというお知らせであれば何の問題もないと思えますので、是非とも周知するためにもそういった対応をお願いしたいと思えます。

続きまして、保護者からの聞き取りで、助成金は金額は全額できないのかとか、もっと期間は長くできないのかという要望をよく聞きました。まあ、任意接種なので、なかなか全額負担とかいうのは難しいというお話でしたが、子育て世代の支援を掲げているところでもありますので、複数子どもがいる親には少し免除してあげるとか、そういった、もう少し、まあ、子どもいるだけ負担になるわけですから、そういった対応ができないのか、ちょっと質問させて下さい。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

もちろん子育てもそうなんですけども、高齢者に対しての助成もあります。そのへんの整合性もありますので、今現在はそういった形でやってるということです。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

期間の方も11月15日から12月31日までという、まあ、早期で受けて下さいという要望でした。ですが、ワクチンの効果は3か月、約3か月といわれております。早期に受けた中学3年生などは、公立の受験が3月の前半にあるんですが、ギリギリに切れてしまう恐れもあると思えます。1か月ぐらい延びればだいぶ助成の使い勝手も良くなるのではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

大山議員の質問にも全く同じようなことかと思えますけども、まあ、厚生省の方で言っているインフルエンザ対策においては、12月中旬までにワクチン接種を終えることが望ましいというようなこと

もありまして、様々な理由があつて、例えば、2回目どうしても受けられなかったから、やっぱりそういったことに関しては、そういった要望があれば医師会等とも話しながら、延ばすことは全然問題ないかと思ひます。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

先ほど資料いただきまして、1回目を受けた方が290で、2回目232と、58名が漏れているというところで、1回目受けたら2回目も助成するなど、そういった柔軟な対応をお願いしたいなと思ひます。また、医療費の無料化が高校生まで引き上がりました。インフルエンザの対象が中学3年生までとなっております。高校3年生も人生の岐路に立つ大学受験、就職活動など一番大切な時期になると思ひます。せつかく高校までの医療費無料化ということなをなさっていますので、是非ともインフルエンザの予防接種も年齢を18歳まで引き上げてみてはと思ひますが、どのようにお考えでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

検討してまいります。

1. 議長(芳賀清君)

よろしくお願ひいたします。

次に、修学旅行助成について質問させていただきます。修学旅行の助成はどのような経緯で決まったのか教えて下さい。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

前の町長の、まあ、やったことです。そのへん教育長も分かっていると、教育委員会も分かっていると思ひますので。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

詳しいところまで、ずっと日にちとか言われたら、私はちょっと存じ上げておりませんが、ただ、保健福祉課、子ども・子育ての方から動き始めたというふう把握しております。ただ、私就任したときに、これは学校に関わるものなので福祉課だけではこれは難しいものがあるだろうということで、とにかく学校との関わりを取るためには、やっぱり教育委員会も関わらなければいけないということで、課の連携をして今年度実施をいたしました。んで、あ、ここまでで良いですかね、まずは、そういうことでございます。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

そのことは分かりました。ただ、保護者からとか、学校側からの要望はあったのでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

要望があったからこの制度が生まれたということは把握はしておりません。ただ、子どもたちを、やっぱりさっきのインフルエンザもそうですけども、しっかり育てるために家庭に補助をしたいという考え方が町サイドにあったことは間違いないというふうに思います。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

本当に、私の子どもも今年中3と小6がいて、すごく助かったんですが、小学校は中学年から、中学校は1年生から修学旅行を見据えて積立てをしているわけです。本当に助かるんですけど、必要性としては、積立てで計画しているので、あまり必要性を感じないのかなという。もっと、それよりも、就学時期の、進学時期の一番お金がかかる学生服だったり、体操着だったりを買ったりする、そういった補助金の方に回した方が喜ばれる気がするんですが、村山市の方でも高校生就学応援金として5万円分の商品券をお渡ししているということを聞きますので、そのへんはどのようにお考えなのか、お願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

あの、修学旅行が分かりやすいっていうか、まあ、もちろん村山のやり方も確かにそうです。それで、今回の修学旅行の決済、決済、あとは個人との対応とか、要保護者、準要保護者、いろいろなことがあって手続きが結構時間かかります、個人的にやるものですから。結局、だいたい年明けてからぐらいかな。だから、今に丁度やんばいって言えば、ある意味丁度良い塩梅な時期に、そういった点ではなっているのかと思いますけども。まあ、様々意見を聞きながら、この利用しやすいような方法、あるいはやり方っていうのも考えていきたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、助成金の支給がだいたい年度明けてからになったわけですが、(芳賀議長:「年明け。」)ああ、年明け、すみません。年明けになったわけですが、支給が、各個人からの振り込みの口座を書いた申請書を提出して、助成金を振り込んでもらうという、とても手間がかかるお渡し方なのか。もう少し簡潔にお渡しができないものなのかと思います。そのへん。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

まあ、今言ったとおり、要保護者とか準要保護者、あるいは、町から子どもにやるっていうふうな、やっぱりスタイルですので、学校によってそこから分けろっていうような体質のものじゃないです。そこはやっぱり、そういった、やってるような状況がしょうがないのかなと思います。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

でも、申請しないと貰えないというのは、ちょっと使い勝手が悪いのかな。100%、たぶん申請

されたと思いますけど、で、そのへんの方をちょっとお考えしていただきたいなと思います。何故なら、今回に限ったこととなりますけども、新型コロナウイルスのため、来年度の中学3年生は沖縄旅行は中止となったそうです。現段階では、秋ごろに代替の修学旅行を予定しているそうですが、行楽シーズンに入るわけで、たぶん、積立てで間に合うところに行く予定にはなってるんでしょうけど、もしかしたら足りない場合も想定されます。その場合には、前倒して、まあ、規定が旅行代金の半額で上限が4万5千円ということですが、前倒してお渡しするなんていうことは対応できるのかどうなのか。是非、柔軟に対応して欲しいのですが、そのへんどのようにお考えですか。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

あの、まずもって、修学旅行にした理由としては、ばら撒きではないということですね。結局、村山市さんもうどうだってそんなこと言えませんけども、ただばら撒くのではないと。何に使われるかがきちっと明確である、そういう補助の仕方を考えてこの制度は生まれたものと思います。ですから、申請もきちっと、しかもお金ですので、ただ貰えるというものではない。あと、なんでしょう、今年は私の耳に入ってきているのは、ちょっと手間取りましたね。初めてですので、これは制度的にすんなりばいっとばら撒くよりは手間取るのは当たり前かというふうに思います。ただ、楽しみに待っているという保護者がいっぱいいました。特に中学校の方でしょうか、4月でしたから、「いづくんなや、いづくんなや。」っていうな、当然ありました。でも、やっぱり、そこはきちっとした段取りを踏まえてしないと、お金ですのでね、そこは、行政としてはそこはきちんとすべきであるという中で段取りを踏んだということがございます。

それで、4万5千円で半分っていうことですが、これ沖縄9万円以上かかっているんですね、人数少なくなると。私も去年いましたので分かりますけども。その半分というのは本当にありがたいものだなと、あの、校長としては感じておりました。んで、それいらないやっという人はいないのではないかと思います。準要保護、あるいは特別支援の人たちは別の形で修学旅行補助いただいていますので、全てに、ただ、行かない場合は、これはお金かからないわけですので、それは補助はしないということでもあります。そうしたときに、中止になったら、段階的なやつは、2年目になるとスムーズになると思います。今年は初めてだったので、ちょっと手間取った部分はあるんですけども、2年目はスムーズになるかと思えます。ですから、1年で手間取ったから止めるじゃなくて、やっぱり、2、3年続けてみないと本当の効果が分からないんじゃないかと私は考えます。

ただ、今回のコロナのような災害については、そこはちょっと考えてみるところはあるかなというふうに思いますので、今ここではっきりしたことは言えませんが、そういうふうな答弁にさせていただきます。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

まあ、修学旅行にという明確な補助だということですが、本当に今回のコロナがどう終息するか分からない中、最悪の場合、修学旅行自体が中止になる場合もあります。で、その学年だけ補助を受けられなかったというのもなんとなく可哀想な気はするんですが、是非柔軟に対応していただければと思います。どのようにお考えでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

あの、その学年だけ補助を受けられないという考え方はどうなのでしょうかね。なんていうか、修学旅行をするから、まずは補助をするという考えが前提なのではないかと私は思います。そこから発想してきた、だから、ばら撒いてくれるわけじゃなくて、去年やったのに今年はやりませんよっていうわけではないわけですよ。その事業に対して補助をしているということですから、保護者はそれを負担しなくて済むわけですよ、お金だけを考えると。子どもの気持ちを考えたら、これはとっても辛いことだと思いますけども、趣旨はそこだというふうにご理解いただければありがたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

はい、分かりました。まあ、修学旅行を行けることを祈って、是非ともお金出していただければと思います。

続きまして、小学校統合について質問させて下さい。子どもの数も、やっぱり年々減り、昨年が28名、出生数が28名という、大変厳しい状態になってきたなと思います。私が役員をやっている頃、平成33年に統合するという情報が前ありまして、いつの間にか白紙になっていたというような状況で、保護者には何の情報も降りてきてない、現状把握できていないという状態ですが、そのへんの問題点はどのようにお考えかお聞かせ下さい。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

33年という数字も、もちろん一応は出たんですけども、いろいろ経緯、推移、子どもたちの推移を見ますと、もちろん出たり入ったりあって、複式学級をまず解消するのが中学校の時も、ああ、中学校じゃねえな、はじめ3つにする時もそれがまずメインでしたけども、それが上手く兼ね合いあって、ほとんどずっと同じような感じで、今現在見ているのが、平成7年ぐらいまでは同じような流れでいってるというふうなこともありまして、やっぱり、コミュニティスクール等も、まずやり始めて、地域に根差した、やっぱり、学校とか、あとは、地域、子どもは地域で見るとか、そういった観点からも当面はこのままでいくということでもありますけども、もちろんいろんな子どもたちの意識の情勢とか、あとは、地域の考え方とか、そういったことを踏まえて早急に策定は、やっぱりしなきゃいけないと感じているところです。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

是非、策定の方を急いでいただきまして、今どの段階まできてるとか、いずれはだいたい何年後ぐらいに統合するという目途というものを、是非示して欲しいなと思います。よろしく願います。(芳賀議長:「答弁は。」)あ、んじゃあ、願います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

本当に、今、教育長は、本当に子どもたちのことをまず第一に考えた統合の仕方っていうことを考えております。そういったことも踏まえて、今現状がどうしてもすぐすぐ来年しろどが、そういった

状況ではないということですので、ちゃんと計画的に、まず、やりながら策定したいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

是非、持続可能な未来の大石田町には子どもたちの力が本当に大切になります。質の良い平等な教育を、環境をつくることも我々の仕事だと思いますので、是非とも早くに、こう、情報を開示していただきまして、皆さんでそういう問題を共有できればと思います。是非、教職員、保護者、地域住民の3者が介するコミュニティスクールなどで、小学校統合について議題とした熟議なんかを行っていただきまして、その結果を皆さんに公表しながらやっていただきたいと思いますが、どのようにお考えかお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

ありがとうございます。あの、29年度の総合教育会議で白紙にするということが話し合われています、去年、2年前ですかね。そのときのことは、あの、どうなんでしょう、保護者に伝わっていないってことでしたが、学校、学年運営委員会の中で前布川教育長が話をしていました。ですから、そこにおられた委員の方々は知っているというふうに思っております。ただ、そこから一般の方に、もしかしたら詳しくは伝わっていなかったのかもしれない。そこは、謝らなければいけないところかなというふうに思います。

んで、今後の方向につきましては、来年度、今すぐ統合というわけなこといきませんので、統合に向けた準備をちょっとしていきたい。それは、横の連携を強化していきたいというふうに思います、3校のですね。ですから、1学年同士、2学年同士、3学年同士、そういった連携を1年の中で1回か2回持ちながら、勉強をして切磋琢磨する機会を設けて、それを積み重ねていって一緒に統合。前回の統合、若干急ぎすぎたのではないかという反省もありますので、そういったことを踏まえた上で、それからさっきおっしゃったように、学年運営委員会で熟議として皆さんの意見を聞いて、それを広く町民の方にも知らせていって統合に向かうという流れで進めていきたいというふうに思います。貴重なご意見ありがとうございました。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

是非、そういった形で皆さんと問題を共有できるようにしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、町産業の課題の方に移らせていただきます。先ほどの答弁にもありましたけど、本当に後継者不足、すごい悩ましい問題ではございますが、私が商工会青年部長をやっている頃に、役場職員の若手、商工会青年部、農協青年部が連携をして問題定義なんかをやっていたわけですが、最近、たぶんそういった会もなく、横の連携がだんだん薄くなっているような状況だと思います。もちろん、町全体の大きな課題の一つでもありますので、町主体でそういった若者の交流だったり、勉強会だったり、そういったものを主導していくべきだと思うんですが、どのようにお考えかお聞かせください。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

それはもちろん良いことだと思います。あと、やっぱり考え方として、町が、んじゃあ例えば、商工会の人たちを集める、農業後継者を集めるっていうこともありなんでしょうけれども、どこかでたぶんいろんなことやっていると思いますので、そこはやるからどうだどが、こっちがやるからどうだとか、そういった関係性を持ちながら様々な会議は進めて、あとはいろんな集まりを設けた方がいいのかと思います。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

町長がおっしゃったとおり、個々はすごい頑張っていて活動しています。なかなか、その、連携が取れていないとか、すごいもったいないなど。町長は第6次産業の方も注目されていますので、そういった情報交換は若い人たちがしていくべきだと思いますので、是非、まあ、あんまり町が「来い、来い」って強制するのはよくないことでしょうけど、最初のきっかけづくりのようなものをやっぱり町が主導していただいた方がいいんじゃないかと思いますので、そのへんどのようにお考えか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

そのへんは、もちろん情報をいただきながら情報を発信する、あるいは企画するというのは、本当に大変良いことだと思います。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

本当に、こういった課題はオール大石田で解決していく問題だと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、銀山温泉の旅行客のお話ですが、旅行客はやっぱり写真だったり、お土産だったりということで、温泉に入りに来る銀山温泉のお客さんは本当に少ないとか、特に、夜景の写真撮りたいということでたくさんの方が行っているそうです。夜間に銀山温泉に行くということは、宿泊拠点が、やっぱり大石田駅周辺にあった方が良いと思います。あったまり温泉も活用されているということですが、それを天童市だったり東根市に宿泊のお客さんが持って行かれるということは、経済効果的にも大石田町に何にもお金が落ちていないということになりますので、そのへんどのように課題解決していくのかお聞かせ下さい。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

12月にあったまりランドの社長になって、そのやり方も少し提案しました。前面に銀山温泉の夜景出して、まあ、思わずシャトルバスじゃないけども、まあ、どういった料金体制になるか分からないんですけども、そのへん少しまずやってみなさいというようなことももちろん言いましたし、実際そんでなったかというと未だにホームページにもアップされていないような状況でありますけども、そういったことは逐一進めるように、まあ、進めながら。せつかく、大石田町いるほとんどが銀山温泉を目指してきているというようなことですので、そこはちゃんと進めるようにします。

あとは、やっぱり、インバウンドの人たちが残念ながらお金を落としていないっていうのが本当に

現状なのかなと思います。まあ、前のあたりにラーメンを食べるとかそういったぐらいなのかなと思います。そういったことで新たな展開と、町中を歩くような形っていうのを進めるように指示はしています。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

なかなか、やっぱり大石田町でお金を落とす仕組みができていないのかなというところが課題だと思います。例えば、朝市のようなイベントをやってみるとか、また、写真を撮りにくるわけですが、写真映えするものを、アートを置いたり、こう、また、先日の青少年育成町民会議の中学生がプレゼンしていたようなスタンプラリーなんか面白そう企画なので、そういったことを、こう、まあ、若者なんか集めて企画をお願いしてというふうな、まずやってみろやという、失敗してもやってみろやというような、なんかこう、駅前を賑わいを創出するような企画、イベントを計画できないのかなと思うところでありますが、どのようにお考えかお聞かせ下さい。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

本当に、あの、中学1年生、いろんなPRの仕方とか、あとは町の課題とか、そういったものが本当に上手くできていて、すぐ子ども議会もできるような形になっているのかなとすごく感心したところでもありますけども、大石田町に、駅に降りる人を、やっぱりどうやって町中に引き込むかっていうことが、本当にまずもったいない、資源があるのになかなか回っていないのがありますけども、実際話してます、中で。例えば、ふうりゅうでそばを食べたら、そっから、んじゃあ、割引券の連鎖みたいな、チェーンみだいなとか、もちろんスタンプラリーもそうですけども、食に関しても前のお店さんとか、もちろん「KOEnoKURA」さんとか、あとは「パンドラ」さん、「最上屋」さんとかいろいろあるわけですから、まず、近場だけでもそういった遊び心を使いながら、割引券を出すとか、あとは、スタンプラリー的なものをするとか、それを更に今度は歴史的な、下の方に降りていくような流れ、もちろんあと、団子屋さんなんかもあります。あと、こっちの方に今度新しくケーキ屋さんもできたというふうなことで、そういったこと全て網羅したような形、あるいは様々な面白い企画なども、実際、中の方で話しながら進めておりますけども、それを具現化するためにも、もちろん商店の人たちの協力も必要ですので、そのへんは進めていきたいとは思っております。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

是非、まあ、いろんなことを試さないといけないことかとは思いますが、思いついたことを即実践して、そのあと課題を出し、解決しながらより良い方向に持っていければいいなと思います。なかなか、写真映えのする場所を設定するというのも難しいし、アートを建てるというのもなかなか難しいことでしょうけど、今の、やっぱり旅行者の目的というのは、写真を撮って「いいね」を貰う旅行のような感じもありますので、そのへんも加味しながらいろんな企画だったり、いろんな名物、名所を造って行って欲しいなと思います。

続きまして、商工会の老朽化の問題ですが、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、商工会における検討委員会の方で課題解決、まずしなければいけないんじゃないかということでしたが、まあ、会館の現状を言いますと、昭和51年に建築されまして、本当に老朽化進みまして、昨日もち

よつと顔を出したんですけど、昨日の強風で会館揺れてました。んで、2階に会議室があるんですが、会議室に上るだけで2階のフロアが揺れるっていうような状態です。そういったところからも、平成27年に大石田町商工会整備検討委員会を発足し、会議をしまして、また、町の建築士に依頼しまして診断してもらった結果、やっぱり基準に満たない危険な建物と診断されたそうです。そして、平成30年に町の方に実情と情報の共有ということでお願いにあがったそうですが、まあ、なかなかその後進展がなかったということで、どのようにやっているのかということで、ちょっとお聞きしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

まああの、事務方の方もそのへんちょっと把握してないというふうなことで、もちろん様々な場所の話とかは、まず、私も分かりますけどもしているようです。その場所が良いんじゃないとか、役場の前の場所が良い、ある施設が良いんじゃないとか、そういう話は聞いてますけども、実際、んじゃあ町が斡旋するとかは、まず、紹介制度しかないのかなと思いますけども、そのへん課長、何か分かっていることあったら。

1. 議長(芳賀清君)

産業振興課長 鈴木太君。

1. 産業振興課長(鈴木太君)

商工会館の建設関係については、前の課長からも引継ぎを受けておりませんし、そういった情報はございません。まあ、町としては、やはりあの、先ほど町長からの答弁にもあったとおり、空き家情報とか空き地情報などを提供できればというふうに思っております。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

私が聞きとりしたところ、平成30年に前副町長と、あと、二藤部総務課長さんと、実行委員、整備検討委員会の会長の、会長さんと、商工会長と事務局でお伺いしたことがあるというお話を聞いてきたんですけど、そのへんはどうなのでしょう。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 二藤部康暢君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

突然のご指名なんですけど、それがあの時のあれなのかといわれると非常にあれなんですけど、確かに話を伺ったことがあります。それで、要は財政担当というか、町の財産も担当しているので、町有地がないとか、それから、良い情報を持たないかというお話はありました。んで、まあ、事務局長さんも町出身、職員出身なので、会えばどうこうという個人的なお話もしてますし、町長直接は申し上げなかったんですけども、まあ、役場の前にある施設とか、本町通りにあるお宅とか、等々にいろいろ検証を重ねて、それから、そのお家の造りですね、皆さんが、会員の方が全員集まれるような造りになっているのかどうか、いろいろそういうお話はしたことがありますが、要は、町としてそういうボールを受け取っているんだという認識はありません。そういう話は随時、情報交換だという意識で「何がしてけんねが。」というふうに町が受け取ったという認識はしてないので、まあ、町長おっしゃるようないろいろ情報交換しながら、お互いに考えていかなければならないことだと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

すごく分かりました。まずもって、やっぱり情報の共有がなくなってなかったのかなという、そこがちょっとまずかったのかなと思います。商工会側の方にも声かけをしまして、また、検討委員会をより良く活性化するためにも、町の担当課の方だったり、有識者の方に入っただきながら検討会を充実させたものにしていただき、是非とも、本当に危険な建物ですので、早期に移転できるような体制を取りたいなと思うところでありますので、そのへんの協力お願いしたいのですが、どのようにお考えでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

答弁で申したとおり、町が主導してどうだこうだというのは、まず基本的にはないということで、いろんな情報を提供するかそういったことはもちろんいたします。よろしくお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

ちょっと、言って良いのか分かんないですけど、前副町長さんが「小学校統合したら小学校が空くから、そこ入ってみたら良いんねが。」っていう声もかかったそうなんです。まあ、そういった面で、町の持っているものに変えるということも一つの手だと思いますので、そのへんの方の情報提供なんかもよろしくお願いしたいなと思います。答弁は結構です。

続きまして、SDGsについて質問させて下さい。先日、大石田若者応援隊の中でもSDGsの勉強会というものをやらせていただきまして、私もまだ勉強中ではございますが、本当に、今、国会議員さんだったり、県知事さんだったり、まあ、各議員さんたちもSDGsのバッジを着けて、やっぱり、そういったことに取り組んでいこうという姿勢を出しているところでもあります。国でも、「SDGsアクションプラン2022」を展開して、3本柱の一つにSDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくりを推進しています。なかなか難しい問題ではございますけど、先ほど町長からお話あった、「SDGs未来都市」として認定を受けている都市も東北の中で、秋田県仙北市、宮城県東松島市、岩手県陸前高田市、福島県郡山市などがあります。当県の山形県では飯豊町がSDGs未来都市になっております。そういった、未来都市になると国からの助成も受けられるということで、なかなか狭き門ではございますが、上限で3千万円でしたかな、3千万円の助成が受けられるということで、6月に交付受付を、7月下旬に交付されるような事業となっております。まあ、今からやってできるものではないと思いますが、やっぱり、そういった全体的の流れで、まあ、SDGsを取り込もうという、こう、環境になってきていますので、大石田町でもやっぱり取り組んでいくべきだと思っています。

まあ、今ある振興計画や「大石田まち、ひと、しごと」創生総合戦略などに照らし合わせて造っていくわけですが、そのへんどのように展開していこうかというところをお話いただければと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

まああの、これやっぱり17項目あり、世界をどうしていくかというような話の中の、まず、目標かと思えますけども、総合計画、あるいは振興計画戦略の中で、ある意味当たり前のことを当たり前にする、それがやっぱり世界を良いものにしていくというようなことだと思います。まあ、ざくっと言うと、それは、やっぱり計画の中に入れながら進めていき、それで、合致するものは様々なそういった利点があれば、そういったものに取り組むのは当然だと思います。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

是非、本当に仕事があれば人が集まり、町が活性化していく。町に魅力がなければ人も企業も去っていくという、そういった循環をトータルで、こう、良くしていこう、んで、2030年には思い描いた未来の大石田町になっていこうということです。是非とも、経済、社会、環境の総合的な取り組みをして、継続的な開発と町づくりを進めていくべきだと思いますので、是非ともそのへんよろしくお願ひしたいと思います。(芳賀議長:「答弁は。」)答弁、んじゃあ、お願ひします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

やっぱり、高い目標を持ちながら町づくりというのを進めなきゃいけない、もちろん、現状に、やっぱり、ちゃんと把握しながら、解決すべきものを解決しながら、高い目標を持ちながら進めていくというふうな気持ちでおります。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

まあ、なかなかこう、17も項目あって、すごい幅広い分野ありますけど、そこから1つ、2つ拾ってすることも可能ですし、是非ともそういったゴールを設定して、ターゲットを絞って、数値目標を出して、そういった3段構えの取り組みを是非ともして欲しいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。大変時間余りましたけども、私の答弁はこれにて、ああ、質問はこれにて終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

1. 議長(芳賀清君)

以上で、2番 今野雅信君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。11時5分再開いたします。

休憩 午前 10 時 54 分

再開 午前 11 時 05 分

1. 議長(芳賀清君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、町政一般に関する質問を行います。順序により発言を許します。8番 遠

藤 宏 司 君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

通告してあります件で町長に質問いたします。

まず、1番目といたしましては、前副町長の汚職事件への対応でございます。①といたしまして、ここ8年ぐらいですけれども、元町長や今回の副町長、更に、元職員の金銭の着服事件など、汚職事件が頻発したと私思っております。町民から信頼される町政を取り戻すための対策をお伺いします。

2つ目は、前副町長が制度化した入札監視委員会、あるいは他にもありますけれども、そうした制度、廃止を含めた抜本の見直すべきと考えるがどうか。

それから、今年は少雪といえますか、まあ、50年に1度くらいというふうに私思っておったんですけれども、80代のお年寄りの方も経験がないということを考えますと、100年に1度とも言える雪の少ない冬で、除排雪業者に具体的な支援が必要な状況だが、町長の考えをお伺いいたします。

それから、先ほど来も質問ありましたが、少子化支援の施策を更に強化する考えについてお伺いいたします。

1つ目、①といたしまして、国民健康保険税の子どもの均等割は、人数の分だけ負担が多くなる仕組みになっています。これについての、まあ、全国的にぼちぼち始まっているんですけれども、改正する自治体が出ておりますが、当町といたしまして、町長は廃止することは考えられないと。

②といたしまして、小中学校の給食の無料化についての町長の考えであります。これもまた、子どもの人数分だけ負担が増えるわけでありまして。これについての町長のお考えをお伺いします。そして、まあ、これは学校給食でありますので、教育委員会は学校給食の無料化について町長に建議を出す考えはないか、答弁をお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

職員による汚職事件のために、貴重な一般質問の時間を費やしてしまう事態を招き、まずはお詫び申し上げます。

さて、当町ではこの8年間に職員による不祥事が相次ぎ、私の就任前の事件ではありますが、町長として責任をもって対応していかなければと思っております。「町民から信頼される町政を取り戻せ」との質問であります。巷間言われるように、信頼というものは地道に時間をかけて積み上げるものであります。失うときは一瞬であります。まさに、今般の事件も8年間重ねてきた信頼関係があつという間に瓦解してしまったものであります。

今後の信頼回復については決して近道はないと思っておりますので、これまでどおり少しずつ実直に町政を行っていくことしかないと考えております。私が政治信条とする町民目線のまちづくりを基本に、職員一丸となって日々の業務にまい進することこそ信頼回復への道であると考えております。

続きまして、入札審査委員会についてであります。当該委員会については入札の透明性を図るため、平成23年度に町内外の有識者をもって検討を重ね、県内市町村では初めて制度化されたものであります。平成24年度から毎年2回ずつ開催し、毎年の入札の執行状況や抽出した案件の個別調査を行ってきたところであります。

当該委員会が設置され、定期的に外部の委員に入札状況等を説明することによって、職員の入札事務執行にかかる知識や姿勢が向上したのではないかと評価しており、現段階で廃止は考

えておりません。しかしながら、より一層入札制度の透明化、適正化に向けてはどのようなことができるか、現在委員とも意見交換を行っているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして少雪対策についてのご質問にお答えします。暖冬による少雪を踏まえ、1月30日に議員の皆様を除雪待機料について支払う方向で検討する旨を説明しておりますので、支払いについては一定のご理解をいただいているものと考えております。そして、近隣市における除雪待機料支払いの考え方等、調査を前提に町道維持管理組合との協議を行ってまいりました。

その結果、最小の稼働時間、つまり最低保証時間を150時間とし、それから実稼働時間を差し引いた時間数相当分を待機料としてお支払いしたいと考えております。待機料の内訳としましては、オペレーター賃金、除雪機の維持管理に要する請負業者の経費を考えております。除雪事業においては、継続的な冬期間交通確保のため、除雪オペレーターの育成確保にも必要でありますので、ご理解をお願いいたします。

「国民健康保険税の子どもの均等割は、人数分だけ負担が重くなる仕組みだが、廃止することは考えないか。」との質問にお答えします。平成31年第1回定例会、令和元年第2回定例会でもお答えしましたとおり、国民健康保険税法施行令第29条の7の規定により、均等割は廃止できません。

続いて、小中学校の給食費の無料化についてのご質問についてであります。学校給食費については、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、学校給食に従事する職員の人件費及び学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費は、義務教育諸学校の設置者の負担とされております。そして、それ以外のいわゆる学校給食費、賄材料費等については、児童又は生徒の保護者の負担とされております。

議員から学校給食費の助成や無料化等については、従前から同様のご質問をいただいておりますが、財政状況も勘案し、現行法律の規定に従って、町と保護者の負担は従来どおりと考えております。また、補助についても、将来を見通した財源確保の問題、他の支援施策との関係や優先順位等様々な課題があり、現状では時期尚早と考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

町給食費の件に関して、「教育委員会から町長の方に建議することは、考えはないのか」という質問についてでありますけども、先ほど町長の答弁にあったとおり、教育委員会の考え方としましても、まだ現状では建議、つまり無償というか補助するということについての建議は考えておりません。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

最初の質問であります。副町長の収賄事件であります。町長は今定例会での町長施政要旨の中で、「就任直後の不祥事の対応を含め、ここまで無我夢中で公務にあたってまいりました。」と記載しております。述べております。先ほど町長の答弁にもありましたが、この8年間、本当に町長、副町長という町の最高幹部の不祥事の直後の就任であり、大変な、何というか、不必要な過重な思いの中で町長の任務を果たされてるのかなと思ったところであります。まあ、そうした中で、この副町長の事件は町内業者ですね、看板設置の業者、更には、消防分署の建築という2つ

の問題、それぞれで裁判進行中でありますけども、ここでいろんな、あの、負担、町で負担しなければならぬ事態が出てくるのかなというふうに思っているところです。まあ、そこで、私も新聞報道ぐらいでしかなかなか知ることできないわけですけども、新聞ではちょっと聞き慣れない、いわゆる普通の贈収賄だけでなく加重収賄罪というのが出ておりますけども、この報道についてご存知の件あるかないか。そして、その、なんていうかな、普通の収賄とも違うのかなと思うんですけども、何か知ってる点ありましたら説明をお願いします。(芳賀議長:「意味だが、この加重収賄罪の意味。」)うん、ちょっと、普通の収賄とも違うんだべなどは思うんですけども、分かっている範囲で良いです。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 二藤部康暢君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

加重収賄というのは、普通の収賄より当然罪が重くなるというのはもちろんなんですけども、収賄を、収賄ってどうか、物事をいただいた見返りに何かをしたというのがセットで加重収賄です。ただ貰っちゃったというのが収賄なんですけども、そのことに対して便宜を図ったという行為が合わさって加重収賄なので、罪も非常に高くなります。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

そういう罪で、まあ、裁判が進む中で更にいろんなことが分かってくるのかなとは思いますが、先ほど言いましたように、今のところ分かっているのは2つの業者との関係でありますけども、町内の案内看板の入札は1,099万円の入札額、更には消防分署は2億6千万円ということです。それで、先ほど出ておりました8年前といいますか、2012年の元の町長の汚職事件での賠償請求損失額は、当時の新聞が見つかったんですけども、1,047万円の返還を求めると。これに比べますと、非常に巨額な損失になる可能性が出ております。んで、まあ、政府からの補助金などへの返還額や、あるいは本当に起債等もあったと思うんですけども、そのへんの金額などの見通しについてどの程度分かっているのか。これ、非常に大きな町政にとっての問題になってくると思うんですけども、そのへんの認識も含めて町長の答弁をお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

官製談合になって本当に起債ができないなどとなった場合は、本当に町も大変なことになるのかなと、なるにやっす、実際。そこは、まあ、ちゃんとした経過が分からない状況です。もちろん、あと、起債の状況もこれからですので、その都度やっぱり対応していかなければいけません。最悪の状況になった場合は、あるものみな払い出して払わなきゃいけないのかなと思います。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

ちょっと、この時期といいますか、課長さん方も3月いっぱい定年される方もおられるわけで、時期として非常にこう、この事件への対応、前のことが分かっておられる課長さん方がいなくなるってなると、ちょっと対応が非常に大変かなと思うんです。金額もべらぼうな金額の返還請求ってどうか、そういうふうな来るか来ないかも今のところ分かってないわけですけども。このへん、まあ、町長自

身も大変な感じを持っておられるようですけども、この時期として町長の今の考えをちょっとお伺いしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

起債どがほういうごどがな。(遠藤議員:「いや、じゃなくて、2つの事件で、こう、起債の不許可ともなれば事件の中では、先ほど言った入札価格に対応した返還を求められるような私は思ってるんですけど。」)まあ、もちろん分かりませんが、最低の事態は指示してます、どうやるべきかっていうのは。(遠藤議員:「そこまでですか。いろいろ、今担当課長だちも時間的に大変なんなんねがなど。その後の方がやればいだけの話がもしないけど。ちょっと。」)(芳賀議長:「時期っていうのはいつの時期。」)(遠藤議員:「いわゆる、12年前の事件見ますと、ああ、8年前の事件見ますと、いろんな起債なんかも返還求められたりしてんのね。そういうふうなものを数字を出していかなければならないんですね。そのへん、課長さんだちが代わる時期なもんだがら、大変なるんじゃないかっていうふう思うんですけど。」)

1. 議長(芳賀清君)

指示すんべにゃ、町長。町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

財政の方には指示してます。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

まあ、犯罪は個人のモラルだっていう言い方もありますけども、私もこの8年間で犯罪そのものについては私も見えないわけですけども、業務の遂行の中で非常に欠格なものがあつたちゅうごどで、何度と質問してまいりましたし、今回逮捕された副町長においては村岡町長の前の町長が就任したときに、犯罪、有罪確定した町長がら任命されるっていうのは不自然だということを言っていました。

まあ、その過程で、村岡町長の前の町長は良いんだっていうごどでなつたちゅうごどでありましたけども、その後も度々議会で質問しまして、犯罪を犯した町長の時2回か3回くらいがにゃつす、任期が延びてきて、その都度質問してまいりました。こうした方が副町長に在任する、それは極めて不自然だったというごどを何度か質問したわけですけども、村岡町長は議員でその間おられたわけですけども、その副町長の不自然な在任の仕方、いわゆる、今になってみれば犯罪者になったわけですけども、そのへんについての何か考え、まさにそうした中での毅然とした対応を求めていきたいと思うんですけども、不自然な在任の仕方についてなんか考えありましたら答弁して下さい。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

私見は申し上げるべきでないと思います。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

私見というよりも、私の感覚では、その度ごとに犯罪を犯した副町長が野放しにされた。あるいは、そういう在任の仕方で副町長、犯罪を犯した副町長が何でもできる権限を持ったというふうに副町長が考えだのではないかと。そういうところに、私は一議員としてのある意味での責任を感じますし、まあ、私見というよりも、罪を犯した人には罪にきちんと向き合わせていくべきではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。(村岡町長:「罪を犯した人には何。」)きちんと罪に、判決出た場合、判決に従って罪に立ち向かう、いわゆる、かばったりするんじゃないかと、村岡町長としてはそれをできる立場にあるんじゃないかと思ってるんですけども。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

もちろん、判決に対して当人ももちろんそれは当たり前のことです。町としてどうするかっていう話があるんですけど、でもない。(遠藤議員:「まあ、町長としてんだにゃ。」)あの、それは公判で決まったこと、判決が出たことに対してはもちろん当人の話ですので、あとは、官製として町としても関わっていたということになれば、まあ、今は容疑で逮捕なんですけども、それは本当に判決が出た場合、対応すべきことはするようにします。もちろん、そういうことは弁護士と相談しながら進めてまいります。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

2日の日でしたか、あの、入札監視委員会に弁護士、顧問弁護士が来ておられましたので、わずかな時間でしたけどもいろいろ伺いすることができました。まあ、私もそういった問題、犯罪については全く分からないわけなんですけども、私なりの考え方として、公務員の守秘義務違反、そういうものがあつたんじゃないか。ちゅうごどで伺いしたら、弁護士は、それは告発できると。ただ、他のものいろいろ重なってるものだから、いわゆる、守秘義務違反なんてのは罪の重さからいくと非常に軽いです。そうすると、別の重いものが出てくるっていうことになると、まあ、それをやるかやらねかは、まあ、その時の考えでやるしかねんじゃねえかっていうふうな意味の話です。この、なんだ、入札状況を漏らしたっていうこと、恐らく、いわゆる、業者側も町の、副町長の非について追及してくるであろうと、そういう話すっかなというふうにはあつたんです。いわゆる、官製談合という言い方ありますけども、そのへんについての、町長の今の時点のお考えを聞かせて下さい。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

まだ今は容疑で逮捕ということですので、それ以上は何も申し上げることはできません。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

まああの、消防署の分署の方はまだ全くの容疑なんですけども、町内業者との間でのものはかなり進んでると思いますので、あとは、町民から見て「なるほど、そういうことか。」って理解得られるような対応をとるべきだと思うんですけども、どうですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

もちろん、やるべきこと、やらなければいけないこと、あとは、業者、あるいは職員に対してもある意味見せしめではないんですけども、そういったことをやらなければいけないことは、まず、弁護士さんと相談しながら進めてまいります。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

とにかく、町民からも理解得られるような対応を、是非とるべきであると思います。そうした上でですけども、副町長、犯罪を犯した副町長の下でいろんな、これまた前の町長ですね、8年前の町長の汚職を受けて、本来であればそういったごどが起きないような形の制度として入札監視委員会ですか、そういった制度や、あるいは、業務の部分に関しても、道路維持組合どが、そういうふうなものをこの副町長の下で作られたんだというふうに私は感じております。この入札監視委員会、現段階で廃止は可能でないと答弁、町長の答弁でありますけども、そのまま良いのかどうか。いわゆる、本来であれば、こういった贈収賄事件が起きないために作ったはずなのにそれが起きで、まあ、廃止とまではいなくても、いろんな面から考える必要があるような気するんですけども、どうですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

この間の説明会でも申したとおり、監視委員会の目的っていうものは、罪を暴くとかそういうものじゃなくて、結果について様々な意見、どういった、これはおかしいんじゃないかとか、といったことを監視する場です。どこの監視委員会もそうかと思っておりますけども、そのへんは、やっぱりやって良かったというふうな意味合いはあると思いますので、これからも続けていくということになります。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

まあ、監視委員会っていうのは罪をどうこうするっていう場所では当然ないんですけども、本来っていうか、委員会ができていく過程は、こういった犯罪の起きないようにという指針が強かったと思うんです。ですが、起きてると。この事態についてはいかがですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

犯罪を起こさないために作ったとか、そういったものではなく、入札を適正にやっているかということ監視する審査会です。犯罪が起きたっていうのは、やっぱり個人も、例えば、副町長の行動を見ているという話じゃないので、そこはご理解いただきたいと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

ちょっと話が違くなっている気がするんです。これは、前の、元の町長の犯罪を受けて作って私認識しておったんですけども、町長は違うということでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

そのへんも全て網羅して、入札の制度が悪いことはないかということの後で見る審査委員会でありますので、もちろん、8年前のそういったこともあって、入札の内容もルール変えているのかと思いますけども、それとこれは別。そして、今回こういったこともあったので、2日の日に臨時に審査委員会を開いていただきながら、今回の不祥事に対しての様々な意見を聞いたということであり

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠 藤 宏 司 君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

こういう犯罪が起きた場合、何ていうんですか、行政側っていうのは、何ていうかな、町民あるいは議員なんかに対しても「知らしむべからず由らしむべからず」みたいなところが常に出てきますけども、是非とも町民からの理解を得られるきちんとした態度でいただきたいと思います。

それで、次ですけども、先ほど言いましたように、雪の少ない年になったわけですけども、先ほど町長が答弁されたとおり、特に除雪の業者やオペレーターに対する手当て、これするっていうことであります。んで、何年か前にもいっぺん行ったという話聞いておりますけども、今後のオペレーターの、町長の答弁のとおり、育成とかも考えれば非常に重要であり、良い方向にもいくのかなと思います。それである、県の方もこの事態に対する対応をしておるようですけども、まあ、近隣の自治体の方でも調査しているって町長答弁しておりますけども、県の方の対応なんかでも比較はできれば比較したところで答弁というか、お知らせ願いたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

建設課長でお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

建設課長 遠 藤 秀 樹 君。

1. 建設課長(遠藤秀樹君)

近隣の市については直接お邪魔をして、どういった形で対応しているかについてはお聞きはしております。県の状況については、現在、市町村についてどういう対応をしているかっていう調査はしてます。で、それを集計した段階のものについては、具体的に何時間とかというような結果はきてません。担当の北村山に確認している現在としては、まず1点目、市町村と違うことは、県道の場合には待機命令を出せるっていうふうになってます。んで、待機命令を出した場合についても、既に待機料は出るというふうになります。当町の場合は、待機命令ということはありません。そのへんが県と市町村においては違います。尚且つ、県においても広範囲なため、「どういった形でやれるかについては具体的な案は現在提示できない、市町村の判断である」という考えでございました。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠 藤 宏 司 君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

詳しい説明ありがとうございます。まああの、町長が最後に述べられましたように、オペレーター

等の、雪ってというのは今後もずっと続くわけでありますから、オペレーターの育成、まあ、オペレーターも高齢化どがそういうふうながありますし、そういう支援がなければ若い方が就きにくい状況になるわけで、これは、かなり大きな前進かなというふうに思います。

まあ、ちょっと私個々のオペレーターの状況わかりませんが、高齢化や、あるいは、その後継ぐような若い人をきちっと育てる、そういった点について町長の考えなり現状なり、あるいは希望なり、ちょっと、最後に述べていただきたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

もちろん、遠藤議員も思っているとおり、やっぱり若い、若いっていかまあ、熟練も良いんですけども、やっぱり、育成するっていうのは非常に大事であります。この、当町にとっては雪は、今年には本当に少なかったんですけども、必ず降るといふものでありますので、そこは育成確保ということをはしていかなければならないとは思っています。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

私も過去に、雪の除雪、除排雪については、今年は本当に昨年以上ぐらいの少雪でありますけども、必ず降る、いわゆる、冬の公共事業的な色彩もあるんじゃないかと、私個人的に思ってるんですけども、であるが故に、いろんな除排雪の機材や、あるいはオペレーターの配置、十分な予算を取った対応すべきだというふうに従来思ってきたところであります。まあ、今年たまたまこういう状況になりましたけども、是非そのへんは豪雪の地でありますから、今後は特に対応しなければならぬ事例ってこととしてお願いしたいと思えます。

次に、国民健康保険税の子どもの均等割、それから、学校給食なんですけども、これ先ほど質問しましたように、人数の分だけ負担が減ると。均等割も2人よりも3人、給食も2人より3人、2倍、3倍と負担が重くなると。まああの、今ある制度の中でちょっと難しいとか、今やっている給食なども今のやり方の中で、従来どおりの負担だということですが、それ以前のこの少子化の時代、人口減少が続いている中で、子どもが多いほど負担が多くなる、これは、やっぱり行政として対応していくべきでないがなと思うんですけども。まあ、国保については町長、それから、給食については教育長、ちょっとこれ非常に、本当に2倍、3倍、下手すれば4倍と負担しなきゃならない、こういう状況への対応は、やっぱり今の時点から考えていくべきかと思うんですけど、いかがですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

国保の、まず、均等割は、国保に限ってやっちゃえば、他の保険の方との整合性は全く取れません。ですからできません。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

あの、先ほどは単純明快な答弁をしてしまいましたけども、給食費については議員のおっしゃるとおり、できればは最高だというふうにも思いますが、ただ、準要保護、つまり人数がいっぱ

いい、家計が大変ちょっときついなっていう家には給食費は補助になっております。

もう一つ、無料化した場合に試算をしてみますと、年間2,400万円かかります。これは、始めたら1年で止めるっていうわけにはいきません。始めたら、やっぱりずっと続けなきゃいけないのではないかというふうに思います。そういった財政措置も考えないと、簡単に「はい、無料化します。」とか、半分でも1,200万円かかります。給食費は、小学校290円、現在、中学校は320円、平均して300円、年間約200日になってますけども、大変給食は美味しいという評判ではございます。そういうことも踏まえて、出来る限りの対応をしていると。んで、今後のことも考えると、現状でこの対応をするのは難しいのではないかという判断にしているところでございます。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

今定例会を前に、国民健康保険の均等割に対する市町村の対応についての、私なりに手に入る資料をお渡ししておりますけども、制度上、均等割は廃止できないという考え方ですけども、今全国でまだまだごくわずかですけども、岩手や福島あたりでいくつかの市町村でこれを廃止する方向が進んでいる、それを渡しているはずですけども、状況等を、全国の状況等を、町長なり担当課で掘っている範囲で説明をお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

廃止ではなくて減免をしているというような考え方かと思えますけども。まあ、1,741あんのかな、自治体、うちの貰った資料では30自治体、この中身見てみましても、東北、東日本か、大震災で被災にあった地区の、やっぱり、国保加入者が困窮しているのかなとか、あとは、本当に潤沢な財源があり、国保の割合が本当に少ない自治体に限ってそういった減免措置をやっているのかなと思います。そして、今さっきも言ったとおり、他の保険と国保の公平性が全く取れなくなると思えますので、そういった特殊な事情でないこの大石田町にとっては、その、まず、減免も駄目なのかなと思います。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

まあ、出てきている均等割を減免なり廃止している自治体が出てくるっていうことについては町長も理解されているようです。

んで、学校給食ですけども、これ、隣の尾花沢市、半額補助かなと思うんですけども、そういうことについて、教育委員会が掘っている実態、それから、隣同士の自治体で違ってきていることについての町長なりの政治判断、そういうふうなものについて答弁をお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

まあ、聞くところによりますと、ふるさと納税等が本当に将来、未来永劫、確実な財源でないものを使ってこういったことに充ててるというふうな話も聞きます。そういったことでは絶対駄目なので、当町の今の財政状況から言ったらできないということでもあります。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

私は、今の人口の減少、少子化の進展の中で、やはり、住民の負担軽減、財政を全面に立てられますと、財政については町長が準備するしかないわけでありますから、財政を全面に出された議論になりますとこれ以上議論が進まない状況になってくるかとは思うんですけども。この流れですにゃっす、流れというか、その、向かっている方向、全国の自治体、隣の自治体で向かっている方向、こういった方向を町長も目指すべきではないかと考えるところがあります。

まあ、その前に、今定例会で先ほど来の質問の中でも出てまいりましたけども、村岡町長の下で高校生までの医療費の無料化進みました。それから、国民健康保険税も基金、積立金、あるいは、今年度の不用額等をいろいろ話した中で引き下げる方向という前進面、これはかなり大きな前進面だと思いますけども出ております。そうした流れの中での国民健康保険税の子どもの均等割、あるいは、学校給食、方向性として今言ったように、全国では減免は廃止、あるいは、隣町では給食も半額補助出ております。是非、流れを先取りするといいますか、そういったことの方が1,700も自治体ある中で評価されるのかと思うんですけども、先取りした方が評価されるのではないかと思いますけども、そのへんについては町長いかがでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

均等割に関しては、本当にこう、公平性から言って全くないものですので、そこはできないと、まあ、私の任期中にはしないということで、何回聞かれてもそこはそういうことですので、そこは断言します。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

断言されるということですけども、全国みな均等割がなくなっても大石田だけ残る、これは学校給食が補助なっても大石田だけ残す、(村岡町長:「均等割は断言します。」)そういうふうなわけですね。まあ、実際出てるわけですけども、やっぱり、ちょっと、断言の仕方違うんじゃないですか、町長。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

例えば、社会保険が9割で、1割の自治体、国保が1割の自治体だったら、かなり大きな政令都市とかないがで、本当に少ない場所だったり、あるいは、さっき言った、東日本大震災で被災者が国保には加入していて、本当に困っているというようなところがやっているのかなと推測するわけであります。当町においては、その均等割をしたことによって、よその、減免されない、差ができるでしょということで、そこだけはまず断言します、やりません。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

それぞれの、議員にしても、議員もそうでありますけども、ましてや首長、町長、市長、村長の政治姿勢といいますか、そういうもので行政は決まっていくわけで、まあ、町長の判断基準は住民に

とってちょっと厳しいかなと思うわけでありすけども。まあ、そうした中で進められるものは進めるべきだと。私は、今回、国民健康保険の運営協議会ですか、入らせてもらいまして、いろいろ資料をいただいておりますけども、1人当たりになると1万円ぐらいですか、2人、3人ってなるとその倍、3倍ぐらいの減額なる家庭もあるかなと思うんですけども、そこらへんはやっぱり大英断だったといえますか、更に高校生の医療費についても3割ぐらいですか、住んでるのが。そうした中で、住んできているわけで、まあ、だからこれは、県内においても誇れる方向かなというふうに、まあ、5割ぐらいですか、医療費の無料化、ですから、半分、5割ちょっとぐらいですか、まあ、今全市町村で定例会の中で更に進まったと思いますけど、その中で大きな決断だったと思います。そういった方向を更に強化していただくことで、この人口減少に対応し、町の自治が住民にとって非常に良いなと思ってもらえる地方自治を目指していただきたい。最後に、町長の答弁をお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

本当に、もちろん私の公約の中の、まず第一に子育て支援等も入っております。潤沢な財源のある自治体と同じような競争をしていては、絶対叶うわけありませんので、違った部分で、例えば子育てのしやすさとか、その四季折々の季節の良さとか、あとは、コミュニティの良さとか、そういったものを、本当に、協働の町づくり、まさに共助、そういった気持ちを持って子育てをするような、そういった町にしていければと思います。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

質問を終わります。

1. 議長(芳賀清君)

以上で、8番 遠藤宏司君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。午後1時再開いたします。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午後 1 時 00 分

1. 議長(芳賀清君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、町政一般に関する質問を行います。順序により発言を許します。5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

それでは、通告により質問をさせていただきます。

透明な入札制度ということでありす。ちょうど8年前にも同じような質問をさせていただいて、また8年後に同じような質問をするのは、非常に私も忸怩たる思いがありますが、よろしく願いした

いと思います。

8年前、入札制度改革に取り組み、これで大丈夫だろうということでやったわけですが、また同じような不祥事が起きました。改善策はないのか。また、現在行っておる入札監視委員会、どう評価しているのかということで、まあ、遠藤議員に引き続きではあります但質問させていただきたいと思ひます。

山交バスの乗車率の向上をということでありまひす。現在、山形交通のバスが当町を通過して公立病院まで尾花沢から走っているわけですが、昨年末に町が負担金を出して運行していただくというふうな説明がありました。そして、この度の3月の予算委員会に新年度予算ということに計上なっているわけでありまひす但、この山交バス公立病院線運航負担金を拠出することになった経緯と今後の見通しはどうかお伺ひさせていただきます。

最後に、民間活力を導入し、子育て応援住宅の整備をということでありまひす。庄内地方にありまひす庄内町では、民間活力を導入した住宅を町が借り上げ、子育て世帯に低廉な価格で貸し出しているという話を聞きました。まあ、町長、よく公約などでおっしゃられる子育て支援策いろいろあるわけですが、当町でもどういったものかなということにお伺ひさせていただきます。

答弁をいただいた後に再質問させていただきます。よろしくお祈ひします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

初めに、入札制度についてのご質問にお答えいたします。町の入札等に絡んだ不正事件が引き続き起こってしまったことは、大変申し訳ありません。8年前の事件を教訓に改正した入札制度については、「入札事務は副町長と総務課長に分散し、町長を除外すること」「業者選定に町長決裁をなくすこと」「関係書類の管理を徹底すること」など、より不正が入り込まないようなシステムに改善いたしました。しかし、入札事務から町長を外して、総務課長まで分散させても、結局その事務を行っている副町長が不正を行ってしまったという、職階はどうあれ入札に関わる以上誰でもそのリスクはあるものと認識せざるを得ません。どのような優れたシステムを構築しても、最終的にそれに関わる職員の認識次第で不正に関わる恐れは排除できないと考えまひす。これには、あくまでも職員の地方公務員としての矜持と法令順守の精神が重要であると思ひまひす。今回の事件は、一言でいえばモラルの欠如以外、何物でもないと考えまひす。

この改善策とのことですが、今回の不正事件は予定価格を意図する業者に漏らしたという点にあります。そして、予定価格については、設計書と予定価格が同額という性格上、発注前段の設計書に決裁する者については、予定価格を事前に知り得るため、どんなに厳重に金庫に保管しても、漏れる可能性を排除することは難しいと考えまひす。ただ、これはあくまでも職員のモラルの問題ですので、研修をとおして資質の向上に努めたいと考えてお祈ひまひす。

また、入札監視委員会については、遠藤議員にもお答えしたとおり、設置目的のとおり手続きの公正の確保に有効に機能してきたと考えてお祈ひまひす。皆さんがお考えのような、町が行った入札等に関わる不正を見破るというような組織ではありません。

過日、臨時の委員会を開催し、今回のような不正が起これにくいやり方はないものか、などご意見をいただきました。その中で、現在行っている公共事業に関して、指名競争入札と一般競争入札の併用と予定価格の公表の方式の検討などについて意見をいただきましたので、今後検討してまひまひす。

次に、山交バスの運行に対し、負担金を出すことになった経緯と今後の見通しについてお答え

いたします。経緯といたしましては、山交バスの方から、赤字路線のため国、県の補助が打ち切れ、運行できないので廃止したいという申し出から始まっております。

北村山地区にまたがる路線でありますので、3市1町で話し合いを持ち検討した結果。住民の大切な公共交通機関であるという認識の一致から、自治体が補助し、運行を存続していくこととしたものであります。この路線バスを利用している方は、公立病院へ通院する高齢者の方や、通学の高校生、そして、特別支援学校の生徒などであります。このようなことから、今後の見通しとしても楽観はできない状況にありますので、推移を見ながら3市長とも話し合いをし、検討を続けていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、民間活力を導入し、子育て応援住宅の整備についてのご質問にお答えします。人口減少に歯止めがかからない現状において、子育て世代が必要とする住宅の整備にはわが町にとって最優先課題の一つであろうと考えております。そのため、民間活力による住宅整備についてはこれまでも検討を行っており、暫定ではありますが振興実施計画にも計上いたしております。

具現化にあたっては、民間アパート経営を圧迫するものではないこと、子育て世代が望む住環境を整備すること、需要数に対応できること、持ち家者との公平性を保つこと、遅滞の無い家賃収入が望めるものなど課題もあります。今後、課題の整理や長期的な財政運営を視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村形昌一君。

1. 5番(村形昌一君)

それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、この入札制度改革の経緯をお話させていただきますと、阿部元町長がですね、この入札に対して指名外しをして、まあ、町長は町のトップですから絶大な権限があった。んで、入札指名などに関してやりたい放題やったということの後に贈収賄というようなことがあって、まあ、てんやわんやして、んで、入札制度改革が当町において急務な課題であるというようなことが8年前にあったのかなというふうに理解しています。で、阿部元町長がですね、逮捕となったときに横山前副町長がですね、涙を流しながらこういった職員の不幸事というか、こういったものに対して涙まで流して、その、テレビに取られたわけですよ。その映像が今も公開されているわけですけど、あの涙はというふうに町長理解しますか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

その当時は、もちろん涙の出るような想いで会見したのかと思います、その当時は。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

当時もですね、あれは嘘泣きじゃないがなっていう話もありまして、んで、今回泣く人は誰もいないんですけど、この答弁にあったようにですね、「不正に関わる恐れは排除できない、職員のモラルの問題」というようなことで片付けますとですね、やはり、この、んじゃあ、この役場の組織っていうのはどういったものなのかっていうふうにもなってくるのかなっていうふうに思います。それを、「県、市を通して資質の向上に努めたい」というようなことでありますが、例えば、副町長よりも偉い人っていうのは町長しかいないわけでありまして、研修するときに、まあ、上司が部下に研修しろって

うのはやりやすいでしょうけれども、例えば、課長以上になるとそれなりに、まあ、管理職になりますから、どういった研修の形が良いのかななんていうと、資質の向上とか難しくだんだんなってくるのかなというふうに思うわけです。そうした、その研修を通しての資質の向上ってどのようなお考えもってらっしゃるのか、ちょっとお伺いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

まあ、今回、法令順守、コンプラの研修、まずは本当に基本の基本かと思います。加えて、もちろん研修の中では様々な事例なども聞きながら研修、今回も私も行きました。そういったことを、やっぱり繰り返し繰り返しやって、絶対やってはいけないこと、あるいは、それによって本当に家庭、家族、あるいは、その地域に居られなくなるような事例もあるというようなことを繰り返しやっていくしかないのかなと思います。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

この度の事例で言いますと、言葉としては、たかが10万円もらったために退職金カットという事例が、まあ、分かりやすい事例があるわけでありまして、そういったところを、やはり何度も何度も積み重ねていくのが資質の向上にはつなげていくのかなというふうに思うわけです。

ただ、一方ですね、8年前に涙を流した横山前町長が、いつのまにか全く同じことをしていたという、そういった事例もやはり現実としてあるわけでありまして、そういったところを見ると、なかなかこの、不正っていうのは、やはり権力を持てば見ず知らずのうちにやってしまうのかなというような危惧もするわけでありまして。横山前町長はですね、入札の実質トップとしてやっておられました。で、私も8年前に入札制度改革で提言させていただいたのが、庄司前町長が全く行政経験もない、良くいえばクリーンな民間出身の町長だということで、手足をもう何もできないような形の入札制度にしたという経緯がある中で、町長の権限がさっぱりないのはいかがなものかと。ある程度、こういった悪いこと、不正の芽を潰すのであれば町長がチェックして、不正が起きないようにすることも必要なのではないのかなというように8年前に言いました。まあ、今、入札制度改革っていう中でどうするかっていう動きは今のところまだ具現化しておりませんが、やはり、村岡町長も新しく町長になられて、で、その資質向上がっていうように、そのクリーンな町にしたいという意気込みがあるのであれば、この入札制度の中に村岡町長も入ってですね、責任感を共有して、そして、しっかりとした入札制度をしていっていただきたいなと思いますが、そのへんどのようにお考えになりますか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

今のは指名審査委員に入れっていうことかな。 (村形議員:「要は、判子もびだびだ付ぐどごろさ。」) まあ、執行者としてはもちろんですので、そこは関わる部分はありますけども、何といてもやっぱり、繰り返し繰り返し、例えば、本当に8年前からもしかしたらそういう教育がなかったのか、もちろん、本人は重々分かっているはずですが、はずだよ、分かっている、もちろん誰しもが、そういった結果になってしまったごど、そごを、やっぱり、繰り返し繰り返しやるしかないのかなと私は思います。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

町長の責任はどうか。同じ、入札に関して責任を負うような立場になったら如何かなというふうに私思いますけども、どのようにお考えですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

あの、全て、まあ、例えば、もちろん私は任命責任もありますので、そこは、本当はあるはずだとは思いますが。任命したことについても、その人が不正を起こしたことについても、やっぱり任命責任はあるのかなと思います。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

まあ、任命責任はもちろんなんですが、やはり、中に入るべきがなと、私は思います。んで、今の状態では副町長をトップに、あの、なっている中に、町長も副町長とダブルトップのような形で入っていただいて、そして、入札業務をしていただく方が良いのではないかなと思うわけです。そういったところはどうでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

前のやり方が悪くて今の状態になっているというようなことも踏まえて、今の、結局、結局っていうかまた同じような、まあ、トップが偉くなったから今度違うトップが出てきたみたいな話ですので、そのへんはもちろん、自分たちももう一回入りながらすることも考えられるのであればそういったふうに考えていきたいと思えます。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

考えた後、議会の方にも是非どんな考えなのかお示しいただければなというふうに思えます。

3月2日の入札監視委員会を経てですね、新聞記事になったのが、「非公開で協議を行った中で、一般競争入札導入を提起」というようなことで記事になっております。今後の対応について、総務課長が「条件付きの一般競争入札の実施を町長と検討したい。」というようなことでありますが、これは、だいたい新年度からこういった形になっていくのかどうか、そのへんどのようになられますか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

一般競争入札の性質上、本当に町内業者ができるものはそういったものじゃなく、とんでもなく大きな仕事、たぶん、財政的にかなり厳しいということで、次にくる本当に大きな仕事っていうと統合小学校なのかなと思います。そういったことから、一般競争入札も含めた考えは持ちながら、やっぱり入札はしていきたいと思えます。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

ここはまあ、一つ悩ましいところでありまして、やはり、町内業者育成という観点と、公正な入札、一般競争というようなこともすると、やはり町外の業者から全部仕事が取られてというようなことが懸念されるわけでありまして、そこで、私が、やはり、前に言ったことがあるんですけども、大きい仕事はJV組んでいただいています。それ以外は町内で良いんじゃないかなというふうに思うわけです。町長も町長になって4か月ぐらい経つ中で、町内の産業育成というようなことをずっと考えて町長になられたと思うわけですけども、そうした、町内業者育成と公正な入札の両立論、上手くいくのかどうか、どのようなお考えなのかちょっとお聞かせいただければなと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

公正な入札で町内の業者を育成する、そういう形が一番良いと思います。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

それが一番良いと思いますので、そうした中でですね、頑張っていたいただければなというふうに思います。

そこで、先ほどの遠藤議員の答弁の中で、「入札監視委員会は継続してやりたい。」というような答弁ありまして、そういうふうに理解しました。私も、以前、入札監視委員会について質問させていただいたときは、総務課長も監視委員会の中では、「会議の中で汗びっちょりかきながら、すごい緊張感の下入札監視委員会の人たちと接触している。」というようなこととお伺いしましたけども、今回の委員会、3月2日、この副町長の件の後、この委員会では、不正が起きた中でどういった話がなされたのか、ちょっとお聞かせいただければなというふうに思います。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 二藤部康暢君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

今回の監視委員会については、年2回の他の臨時扱いになったんですけども、まずもって、私冒頭に申し上げたのは、町長からもありましたけども、世間では今回の事件についてはいかにも入札監視委員会の力不足でなってしまったような、そういうふうなニュアンスがあったんですね。なので、「そういう組織がありながらこういう事件が起きてしまって大変申し訳ない。皆さんのせいではありませんから。皆さんの組織の目的は暴くことではないし、我々職員を育てるための組織であって、不正を防止するような組織ではないです。だから、あなた方のせいではなかったんです。いかにもあなた方が力不足だったような報道とか雰囲気があることについては申し訳なかった。」というふうに謝らせていただきました。その上で、彼らから、「提案できる意見等はないでしょうか。」ということいろいろご意見をいただいて、新聞にも書いてありますように、入札制度、かねてから一般競争入札は町でも財務規則にも載っててできるんですけども、あえて採用してこなかったと。

今、町長がおっしゃったんですが、一般競争入札をしようと思っても、なかなかそれだけの球が何年に1回しかないんですね。そうするうち、ちょっとスルーしてしまうという、ああ、っていうふうな

話になったんだと思います。そんなこともあって、委員の皆さんからは、「悪いことを分かってするのであれば、悪いことをしたらこれだけの罰があるんですよと罰を示して、それを抑止力にできないんですか。」とか、そんな、いろんな意見がございました、でも、大石田町については、他と特別違ったやり方をしていたわけでもなくて、大きな改善なんていう、ちょっと大きな、大げさな言葉が言えるような中身はやはり出てこない。「職員研修しっかりしてね。悪いものは悪いからね。」っていう研修はなかなか難しいんですけども、「少しずつやっていくしかないね。」という話でした。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

8年前の入札制度改革の目玉が入札監視委員会の設立だったと理解しています。話、まあ、当時の話では、「県ではこういった委員会を設置しているが、市町村で導入するのは我が大石田町が最初である。」というようなことでありました。それから8年間、ずっとそれなりの経費をかけて、委員の皆さんからも足を運んでいただいて、改革に取り組んできたわけであります。まあ、ここで一度総括はやはり必要なのかなというふうに思うわけであります。私の立場として、通告文ではもういらぬんじゃないかなというようなニュアンスを込めて書かせていただきましたけども、まあ、今後もまた必要であるというふうなことであります。何故まだこれからもこの委員会を設立していきなきゃなんないのか、その理由をお聞かせいただければと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

今回の事件があったから必要じゃないという考えじゃなく、やっぱり、こういったことも全て網羅したような内容の審査委員会に、これからは、やっぱり、話もしながら、指導も受けながらしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

同じ質問、総務課長にもしていただきたいと思いますので、お願いします。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 二藤部康暢君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

ご案内のように、経済界、それから法律、技術、見識者、4部門から来ていただいて、本当に我々が想像できないような質問もたぶんにあります。「ほだな当たり前だべ。」って我々行政マンが思うようなことを平気で質問してくるようなこともあって、勉強になる、驚きになることが非常に多いです。そのために、前にご質問いただいたとおり、我々脇の下に汗かいて対応してるっていうのがほとんどなんですけども、着目できない指摘、指導、たぶんありますので、今後とも是非必要であると私は考えています。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

はい、分かりました。まあ、これから、不祥事が起きた後なので、しっかりとですね、襟を正す時

期なのだと思います。しっかり襟を正して新年度を迎えるようにしていただきたいなというふうにお願ひさせていただきます。

山交バスの乗車率の向上ということで質問させていただきます。これ、新聞記事に載ってるんですけど、どこも地方バスはですね、苦肉の路線再編ということで、まあ、世の中人口減少として採算なったということで、赤字路線だいたい増えてるようなことであります。公営のバスを一旦民間に移したものを、また公営化したとか、区間を減らしたというようなことで様々やっているそうなんですけど、全国の路線バスの赤字額は拡大傾向だと、ずっと。大都市以外の赤字額っていうのがやはり大きいようで、東北地方とか山陽、南九州あたりはだいたい赤字路線が多いというような記事でありました。

その中で、その地方の赤字補填をする自治体というのがありまして、ちょっと読みますけど、「地方の人口減や、少子高齢化に対応した公共交通網を確保するため、国は2014年に地域公共交通活性化再生法を改正。自治体が関係者と協議の上で、地域公共交通網形成計画を策定できるようになった。それを、今年の2月、見直し対象の路線で20年10月以降、赤字額の半分以上を国が補助するため、今年の2月に同法改正案を閣議決定。原則として、全国の市町村と都道府県に努力義務として、地域公共交通計画の策定を要請する。」というようなことでありました。この、地域公共交通計画の策定には当町は入ったんでしょうか、ちょっとまずそこをお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 間宮実君。

1. まちづくり推進課長(間宮実君)

地域公共交通については、県全体で確か組織されておりまして、そちらの方で計画をつくっていたのかなと思います。各市町村、1自治体ごとに作っているものではなかったのかなと、そういう認識をしております。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

私もですね、国の当初の資料を見て勉強しました。そもそも、去年の12月の話ですと、国と県の補助金がもう終わりなんで、関係北村山市町村で負担しなきゃなんないというような説明でありましたけども、中身を見ますと、1日1便で15人バスの中に乗っていれば国や県の補助が出る。ところが、現状はそれ乗ってないんで、市町村で負担しなきゃなんないというようなことのようにあります、分かりませんが。ただ、答弁ではですね、3市1町で話し合いをしてこういったことを決めたというような答弁あります。これ、話し合いは町長したんですか、課長したんですか。担当者、お願いします。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 間宮実君。

1. まちづくり推進課長(間宮実君)

首長が最終的に判断しました。首長が一堂に会して協議したものではなくて、それぞれの担当課長さんが、それぞれの首長さん、市長さん、町長さんに、それぞれ意思を確認をして、そして、課長が集まってその意思確認をしたというような経過でございます。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

課長が政治判断っていうのも随分、ほんで238万円出すこと決まったわけですからね、負担割合をちょっとお伺いさせていただきます。村山半分って聞きましたけども、他に尾花沢と東根はどういった割合になっているのか、ざくっとで結構です。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 間 宮 実 君。

1. まちづくり推進課長(間宮実君)

各市町村の負担割合については、路線の延長で決めてます。それで、東根市は4%、村山市が56%、大石田町が28%、尾花沢市が12%ということで負担割合になってます。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

一番多いのがやはり村山であります。村山市としては、やはり地域住民の足なので大事だから残しておかなきゃなんないというようなことも理解するっていうことであります。尾花沢の人に聞くと、尾花沢から大石田駅までの路線は尾花沢市民無料だっていうふうなことも聞きました。まあ、どれだけ乗っているかは分かりませんが、それもやはり尾花沢市民の足だというような理解で市は補助をしているのかなというふうに思います。そこで、当町のことになっていぐわけですけども、やはり、福祉バスもずっと走らせている中で、なかなか乗る人もいないっていうふうな話は、福祉バス関連議員がいるころはだいぶ話にもなりまして、乗車率の向上策っていうふうなことになったわけです。

今回の山交バスもですね、答弁書の中では廃止を申し出された。「もう止めたんだよ。」って言われたんだけど、「いやいや、是非補助金出すから残してくれ。」というような経緯があったのかなというふうに理解しましたが、そのへんの廃止と存続の話は、山交バスとはどんなことだったのかちょっとお聞かせいただければと思います。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 間 宮 実 君。

1. まちづくり推進課長(間宮実君)

あの、町長の答弁にもありましたように、山交バスさんの方から各自治体に対して廃止をしたいというような申し入れがありましたので、それを受けて担当課長がその要望を受けましたので、各首長さんにどうしましょうかのご相談をして、そして、「いやいや、急に無くされても住民は困るので、それは存続しましょう。補助金をそれぞれ出し合って存続をしていったら良いんじゃないでしょうか。」という、そういう合意形成の下で負担金を払って運行を続けるというような経緯になったわけです。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

分かりました。やはりこの、残す意味でそういった協議をしたのも理解します。そこで、先ほど私言った、国交省の基準という、国、県の補助というような話になっていくわけですけども、1路線あたり15人乗れば県や国からの補助があるわけですよ、2分の1補助。それを目指していく必要があるんじゃないかなというふうに思うわけです。乗車率の向上をというような質問項目はここに出るわけでありまして、例えば、今の時点ですと、尾花沢から北村山公立病院までです。それを、東根市役所や、イオン東根店とかまで伸ばせば、買い物の人たちも増えるかもしれません。そうした路

線延長、また、本数もずっと、今、朝から晩までやっていますが、通勤、通学の時間帯だけに集約する要因も、その、例えば、日中なんかもどんどん減らして便数を減らせば、向上率は向上すると思うんですが、そうした導線、便数についての協議はなされたのかお伺いさせていただきます。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 間 宮 実 君。

1. まちづくり推進課長(間宮実君)

ありました。あの、この赤字路線ですけれども、増便になりました。あれですね、高校生は特に、学生さんのために利便性を向上させるということで、1便増便になりました。ただ、路線がですね、今回の路線は尾花沢から公立病院までと、そういう路線でなってるんですけども、更に、そのバス路線っていうのは、そこからまた、東根から神町の方へ向かうバス路線ってのがありますので、それは別路線にはなってますが、恐らく続いて、乗り換えすればですね、乗れるんじゃないかなと思うんですが、今回その赤字路線として支援されたのは尾花沢から公立病院までの路線は赤字だということで廃止だと。議員さんおっしゃるとおり、15人乗れば何とかかなと。しかし、実態としては1日5人程度だということで、それをクリアするにはどういった方策がいるか非常に厳しい状況ではあるんだろうなというふうには思っているところです。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

是非、協議の中で、まあ、課長は今年定年になるのかもしれませんが、乗車率の向上をですね、3市1町、知恵を出し合ってやっていかなきゃなんないのかなというふうに思います。今後の見通しとしても楽観はできないというようなことでありますので、財政負担も生じる中で、もう止めだらいいなねがはというようなことが出たら、すぐ立ち行かなくなる事業かなというふうに思います。そうした路線継続に向けての3市1町の協議、しっかりお願いしたいということに関して答弁お願いしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

ご存知のとおり、やっぱり特別支援学校や、様々な、おおげやきとか、そういったところに町から乗車をする人もいらっしゃいますので、そこは、利用者が少ないから駄目だというものじゃないと思いますので、そこはなるべく、乗車する人がいる限りは続けていくような形は取っていかねばと思います。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

乗車する人がいる限りはというよりは、国、県の補助を満たすような基準まで路線の乗車率を高めて運営していただくような方向でやっていただきたいなというふうにお願ひしたいと思います。例えば、仙台、山形なんかは、山形線なんかは「ドル箱路線」っていうぐらいにお客さんも乗って黒字なるわけですから、その公立病院線も黒字する策は何らかしらあるのかなというふうに思っておりますので、頑張ってくださいというふうに思います。

続きまして、子育て応援住宅の整備をということであります。町長の施政要旨にもですね、定住対策というようなことで載っております。町長も、若者子育て世代が、やはりこの、子どもを産めるよ

うな環境にしなきゃなんないというようなことで考えてらっしゃるんでしょうけども、この施政要旨を見ると、何ら新しさが無いのかなというふうに思います。こういった、施政要旨に関して、今までと同じなのかどうか、町長にお伺いさせていただきます。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

この施政要旨と併せてですけども、この、今質問いただいている内容といたしましても、振興計画の中でもお伝えしたとおり、そこは計画の中に入れ込んでやっていくつもりであります。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

はい、分かりました。となりますと、これは振興実施計画に組み込んだというようなことであれば、これは駅前の福島さんから寄贈いただいた土地などを考えての実施計画というようなことで理解してよろしいのでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

はい、そのとおりです。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

はい、分かりました。まあ、あそこも議会側の方から、何するんだ何するんだというような突き上げ、だいたい町長もあって悩ましいのかなというふうに思いますけども、そうした財源なんかも含めてやるというようなことであれば、是非軌道に乗せていただきたいなというふうに思うわけであります。

そうした中でですね、私は庄内町の件を今回質問させていただきましたけれども、庄内町で、この、子育て応援住宅のパンフレットとか出してやるんです。町長ご覧になられました。これを見ますとですね、民間活力を導入した良質な住宅を町が借上げ、子育て世代の方々に最適な環境と住宅を低廉な価格でお貸しするものだというようなことを謳っておられるようなことであります。中身を見ますと、18歳までの子どもが1人の場合、月額4万7千円、18歳までの子どもが2人は4万2千円、18歳までの子どもが3人以上は月額3万2千円というふうなことで、民間よりは少し安くなってんのかなというふうに思うわけであります。この事業の惹かれるようなところは、金融機関と民間業者が上手く家を建てて、融資なんかもして、それを町が借上げるような形で、3者が手を結んでやっている事業なのかなというふうに思います。

例えば、町独自でやるよりは、金融機関と民間を入れてタッグを組んでやったほうが幅も広がるでしょうし、リスクも減らせんのかなというふうに思います。町長の答弁を見ますと、「民間アパート経営を圧迫するとかですね、そういった課題なんかもある。」というような答弁をいただくと、やる気もないのかなと思うんですけども。町長にとって、子育て応援住宅のような形は、自分の公約など、施策の中で優先順位でいうとどれぐらいなのでしょう。高いんですか、低いんですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

高いです。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

高いんですからね、やはり何とかこの、とりあえず任期は4年あるわけですから、この間に具現化させていくべきかなというふうに思うわけです。あの、大石田町はですね、職人の町っていうふうに言われているわけです。建築業者も多くなります。大工さんも良質な大工さんいっぱいいますし、議会だよりの広報では職人の町っていうことでいろんな大工さんとかも紹介してたりとかもします。そういった人たちに、子育て応援世代に良い住宅を造ってくれて言ったら、頑張っ、私は良い住宅を造ってくれるんじゃないかなと思うんですけども、そういったところがですね、やはり職人の町としてもですね、是非こういったもの良いなっていうものを私も見てみたいと思うんですけど、具現化について、んじやあ、どのようにお考えですか。財政の事情もだいぶ厳しい中で、いづごろやりたいどがありましたらちょっと教えていただきたいんですけど。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

振興計画の中にも明示してますとおり、まずは形も具現化しながらやっていきます。そういった事例ももちろん勉強しながら、どういった、もちろんそれは民間のやり方ですので、ほとんど町内業者とかが残念ながら下地造り、造成とか、それぐらいしかできないのかなと思いますので、そういったことではなく、そういった事例も踏まえて様々な町内業者が参入できるような形とか、そういったことを今考えているところであります。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

申し訳ない言い方になるんですけども、振興実施計画とか、重要事業の要望なんてのは私はいつになんのが分かんないものだというふうに思うどごがありましたんで、是非ですね、町長の任期中に具現化してやっていきたいというふうに思うわけであります。

先ほど、町内業者の話で、あんまり刺さらぬような言い方されましたけど、頑張っ、私はやると思うんですよね。家建でんのは町外に行って建でてる大工さんもいっぱいいますし、まあ、そうした職人の町っていうんであればこれからはずっとたぶん言うんでしょから、そうした人たちの雇用確保、技術の継承などにとっても必要なのかなというふうに思いますんで、その考えてらっしゃる住宅、町内の大工さんに建ててもらいたいと思うことに関してはどうにお考えですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

今、前言ったことはまさしくそのとおりで、そういった、ハウスメーカーのやり方もあろうかと思えますけれども、できれば町の業者が設計して、町の業者が、例えば一人でできない数字も大きな建物であったりしても、できるような形もまず混ぜて、見比べるようなスタイルは必ずしたいとは思ってます。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

町長から前向きな答弁いただいたので、非常にこれから楽しみになりました。まあ、いろいろ私も分からない中で聞いてみましたが、とりあえずルールには乗ったのかなというふうに思っております。まあ、これからいろいろ金融機関なり民間の業者さんなり、様々な人たちと検討会などを含めてですね、是非良いような政策をしていただくようなことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

1. 議長(芳賀清君)

以上で、5番 村 形 昌 一 君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。午後2時再開いたします。

休憩 午後 1 時 46 分

再開 午後 2 時 00 分

1. 議長(芳賀清君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、町政一般に関する質問を行います。順序により発言を許します。6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

それでは、質問させていただきます。入札制度も3人目でしてね、今日はこれで最後ですけども、そろそろ、あんまり良い気分じゃないでしょうけどももう少し我慢して下さい。

今から8年前に、2011年にですね、この入札の監視委員会ってできたわけけども、その時に、町でこんなふうな、これは町報ですけどもね、入札制度改善に踏み出しましたという文章がありました。この時は、その、区長さんとかいろんな人が入ってですね、それで、いわゆる入札の監視委員会っていうのができたってことだと思います。残念ながら、またせっかく作ったのにも関わらず同じようなことになってしまったということに対してですね、やはり、何かしら考えなきゃいけないことがあるんでないかということで今回質問させていただきます。

もう一つ、新型肺炎の話ですけども、実は、この締め切りがですね、2月の19日だったものから、そんなにまだ騒いでなかった時期だと思います。それで、たぶんこの入札と談合の話ばかりになるんじゃないかと思ひましてですね、ある意味ティータイムの時間かなと思って質問する気でいました。今考えてみると、逆になってしまったかなと、一つの町だけじゃ済まないような話になってしまったんですけども。明日、学校関係のことについては二藤部議員も話するようでありますので、学校関係以外のことで今日は質問したいと思います。

あともう一つですね、ここに僕書きましたけども、銀山あたり中国人、今回来てないようですけどね、やっぱり中国人に対していろいろこう、八つ当たりとかいろいろあるんだと思ったんですよ。ところが今聞いたら、アジア人が、日本人がとかいろんな外国行っていじめられてるとかいう話があって、逆になってきましたけども、やはりそういうこともやっぱり考えなきゃいけないかなと。今度解禁されて、中国本土の人が来た時に、なんかね、大石田駅でなんか事件があったってことないよ

うに、そんなことを考えながら質問させていただきます。よろしくお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

はじめに、入札制度に関する質問ですが、遠藤議員、村形議員の質問でも答弁いたしました。今回の不正事件については入札監視委員会では防ぎきれない案件であり、そもそも入札監視委員会の職務の範疇を超えたものであります。

しかしながら、小玉議員さんのおっしゃるように、個人のモラルハザードの防止だけで良いのかということ、もちろんそうではありません。公共の福祉に関わる以上、不正に加担し、公共の秩序を乱す行為は決してあってはならないし、そのような土壌も有してはならないと考えております。今回の事件が加重収賄、官製談合など、入札に関わる不正行為であったということは、業者との間に何らかの共通の思惑があったものと考えます。どちらが先に不正を仕組んだとしても、不正を仕組めないシステムを導入することに努力すべきと思っております。

これは、現在の委員会の目的となっている「透明性、公正性の確保」とはまた違い、我々行政側ができる不正の入り込めない環境の構築になると思います。そのための一つとして、不正な状況を生み出す環境をできるだけ排除するよう検討してまいります。

続きまして、新型肺炎に対する対策についてのご質問にお答えします。

JR 大石田駅を利用する中国人観光客は、平成30年において約900人と伺っております。外国人に対する新型肺炎対策については、第一義的に、国による水際対策であると考えておりました。しかしながら、現在それは全く機能せず、新型肺炎は既に国内いたるところで発症し、今後も終息が見えない未曾有の事態となっております。当町におきましても、「大石田町新型コロナウイルス感染症対策本部」を核として予防対策を講じておりますが、無症状病原体保持者も確認されている中、外国人に限った来訪規制を行うことはできないし、するべきではないと考えます。政府が公表した基本方針の中にもありますが、人権への配慮も十分に配慮して対策に取り組んでまいります。

現在行っている具体的な予防策としては、町側の都市施設においてアルコール消毒液を設置し、手洗い消毒の徹底を図っております。なお、JR東日本株式会社においては、主要な駅以外の大石田駅については、駅員にマスク着用を義務付けている程度と伺っております。今後国の動向を注視しながら、町としてできる対策を検討してまいりたいと考えております。

1. 議長(芳賀清君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

今回の不正事件っていうか、について少しだけ、考えてることを質問したいと思います。

最初に、12月のはじめにですね、看板の仕事のことで、第一回目横山さんが逮捕されるってことありました。それで、その後新聞記事なんか読んでみますとですね、何ていうのかな、業者さんが本当に甘いんだと、業者に対して法律がですね。片っぱはそれこそ簡易裁判所で罰金払ってそれで終わってしまったと。それは、悪いことをしている前副町長に問題あんのは当たり前でしょうけども、それにしても、法律ってそういうものかなと、自分、法学部出身でありますけども、そんなふうに、ちょっと差がありすぎるかなと思って考えておりました。横山さんと同じようにね、業者さんも本当に大変な思いしてるのかどうか分かりませんが、別にあの、その後、3月1日から来年の2月28日まで1年間、県の建設業法かなんかでストップくらっているようだっていうことで。別に、

出稼ぎでも行けば働けないわけでもないべし、横山さんのように、まあ、「さん」って言って良いのかどうか分かりませんが、彼のように、大変な思いしてるってことはないだろうと思う。そういうの考えますとね、ちょっと業者さんに甘いかなという気がしますね。これは別に、町でどうのこのじゃないからしょうがないことだけでも、ただ、その時に俺一つ考えました。

今回その、指名の停止1か月ってありましたけどもですね、町の指名停止の要綱見ますと、だいたい、例えば、町の役職の人が逮捕されて、同じ事件のことで逮捕された場合なんてことを考えると、まあ、読んでみますとね、最高12か月って書いてありましたよね。だけど、その、なんつうのがな、ちょっとあくどいって場合には2倍にすることができるっていうふうに書いてあったと思うんだけど、なぜね、その、県と合わせて1か月で済んじゃうだろうと。まず、そのへんのことをもうちょっと、当事者である大石田町はね、例えば1.2倍でも2倍でも、できる範囲でできたんじゃないかと思うんだけど、そのへんのことは、まずその、看板屋さんの話からお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

今回の1か月っていうのは、やっぱり県に準じた内容になっているかと思います。そのへんの、ちょっと詳しいことは、もう少し込み入ったことは総務課長。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 二藤 部 康 暢 君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

指名停止要綱をご覧になったのでしょうか。町の指名停止要綱の別表というのがあって、その別表には、予め収賄とか具体的な罪名まで、罪名というか不正事件まで書いてないんですね、大石田町については。業者として不適正な行為があった場合というのに入ってきて、それを今度県の別表に照らし合わせて、県ではどうするんだろうかというのを今まで、それは準用して行ってまいりました。今までのほとんどが県の例に従って行っていることが多く、おっしゃりたいことは、町が舞台なんだから、町としてもうちょっとできたんだろうというご意見かもしれませんが、まあ、残念ながらこれまでどおりの慣習に従ってしまいました。

1. 議長(芳賀清君)

6番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

やっぱりね、考えてみたって、法律だってその業者さんを殺すために作ってるわけでもないから、仕事をしてもらうためにもある程度抜け道っていうのが必要なんだと思います。同じようなことです、今回の山形建設の話にしても、2月の10日に、なんですかね、指名審査委員会かなんか特別にやったんですよね。それで、新聞に「県と同じように1年間停止をする。」というふうに新聞に載ってたと思うんだけど、これ俺読み違えたのかどうか、ちょっと間違えたってのはすいませんと思うんだけど、県よりも1日遅れて出てたと思うんだけど、そこはどうなんですか。

やっぱり、どうしてもその、なんであえてわざわざその、別に県に従う必要があんのかな。先ほど、ここが当事者だって俺が言ったんだけど、やはり、別に県は困っているわけじゃないわけ、大石田町の問題なんだから、やっぱり大石田町が自分で発動権っていうかな、指揮権を持ってやってもおかしくないんじゃないかと思うんだけど、1日遅れたってのは俺の間違いですか。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 二藤 部 康 暢 君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

停止期間は1年で、県と同じです。ただ、県は明日からというのを町は今日からだというふうなで、1日ちよつとずれて、大石田町が早かったという。(小玉議員:「大石田が早かった。」)

1. 議長(芳賀清君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

県の方のも見ってみました。町の指名停止の要綱っていうか別表を見ますと、例えば、割と町の方が罰則規定が小さく、小さくなってるんだなというふうに感じました。それで、このへんね、やはり、今回例えば、3月の2日の日にかな、臨時の入札監視委員会やったって言ってましたけど、その中で、今回のその4人のメンバーっていうのは、弁護士さんと司法書士と公認会計士ともう一人は誰、どういう地位の人なんでしょうかね。

先日、会議録っての読ませてもらいました。んで、どんなこと、やはり、流石に専門家の意見だなと思って聞いてたんだけど。例えば、見積り貰うんだったら3社以上貰って、公売するには2つの業者にしなさいとか、まあ、これは公認会計士あたりが言った言葉だろうなと思うんだけど、やっぱり、そういうことを書かれてね、その後、んじゃあ、意見をどういうふうに、町っていうか職員たちに下ろしてるんだろうかと。ただあの議事だけで終わってしまうのかなと。そのへんのところ、まずお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 二藤部康暢君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

委員ですけども、公認会計士と、それから、弁護士と司法書士、それから、技術分野ということでは県の技術センターから、その人が、もう、県の建設部局のOBとか、そういう方々からきた方です。その方が具体的に、まあ、県のやり方等々をご指導いただいているんですけども。んで、後段の指摘あったことについてというのは、まあ、私たちの指名審査会というのは、実際に工事をほとんど行っている課長のメンバーですので、「この前こういうごどを言わったのよ。ちゃんとしてけるな。」というふうな、まあ、文書通知はしておりますけども、課長を通じて適に指導をしているところがございます。

1. 議長(芳賀清君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

先ほどの議員の質問のところですね、入札監視委員会の人たちに総務課長謝ったとか言ってましたですけどね、やはり、弁護士さんと司法書士ってのはある意味法律の専門家ですからね、やはり、彼らだって忸怩たる思いがあると思いますよね、自分たち別に、自分たちが捕まえるんじゃないなんてこと、それこそ弁護士さんってのは分かっているわけなんだろうけども、自分たちがやってこんなことされたんじゃ、やっぱりたまらないなって思うと思うんですよ。

それで、今回この答弁書貰いました。見ますとですね、「不正な状況を生み出す環境をできるだけ排除するために、町長とか副町長室の入室っていうのをチェック」、読んでなかったか、何で読まなかったんだっけここ。ああ、そうか。んで、この前の新聞を見ますとですね、例えば、一般入札にするとか、それから、設定価格を知らせた方がいいんじゃないかって話もあった。先日の議員の控室で話になったときに、設定価格を教えたなら町のね、職員たちがそれに不正になるなんてことはないわけだけでも、限りなく高くつく可能性があるという話、そのとおりだと思うんですよ。や

っぱり、もしそうなったら町の職員に緊張感なんていらなくなるんじゃないかと、悪いこともする必要ないけども。そしたら、まあ、言い方悪いけども業者さんやりたい放題ですよ。別に、設定価格なんか見たってそれ以上は高くすることなんてできないことはないわけでしょ。あの、横山さんとか前の町長を見ててもですね、生まれたときから悪い人間でもないわけだし、自分もね、ここにいる皆もそうだけでも、そういうような状況になったときには本当にどういうふう人間は転ぶか分からないんだと思うんですよ。自分が言いたいのは、そういう罪人とか作らないで欲しいなっていうことなんです。

んで、新聞によるとですね、今回、3人の相関関係みたいな新聞の記事が載ってましたけども、年に片っぽは4回から、もう一人の方も5回ぐらいずつ、1年間に10回くらい副町長室に入ってたなんて答えがあったけども、それを見てて普通さ、何かおかしいってたぶん思うと思うのよね。なんか、見るからにいかかわしいような人もいたみたいだったし。そうしたときにね、やはりおかしいなと思ったときに、ちっちゃめのうちにやっぱり言わなきゃいけないんじゃないのかなと思うんですよ。そういうところ全く感じなかったもんだらうかと。

んで、俺がもしその、例えば、職員としていた場合の話だけでもね、どうすんだらうかと考えたときに、「この人は気に食わないから捕まっせ。」とか、それとも、でなければやはり、ちょっと怪しいなと思ったら「なんかやってんじゃないかな。止めた方がいいぞ。」とか言うべきなんじゃないかって気がするんだけど。特に、総務課長なんか隣にいるわけだ。部屋、見えないわけじゃないんじゃないかと思うんだよ。そのへんのところ、まあ、あなたも、間宮さんもあと20日ぐらいでいなくなるかもしれないなんて、やっぱりこれ責任逃れちょっと酷いんじゃないかっていう気がする、これ冗談じゃなくてですよ。我関わり知らずでは、やっぱりこれなんか、新聞で「5月20日の次の入札の監視委員会までに何とかしたい」って書いてあったけども、誰にさせんのっていうふう思うわけですよ。やっぱり、タダ働きでも何かしてもらわなきゃいけないかなというような、これ冗談じゃなく本当にね、そう思うこともあります。

どうですかね、町長、やっぱり、ちゃんと責任取ってもらわなきゃっていう気がするんですよ、道義的な話ですけどね。全く感じなかったんでしょかね、今まで5年、8年間も経ってずっと。二藤部さんの前の課長が後ろにいるようだけでも。やはり感じるよね、人間。元々ね、前の副町長が悪人だったらね、顔にも出さないかもしないよ。だけどね、皆普通の人間だもん、見てたって。だけど、何かのために人間は弱いから誘惑には負けるだろうし、そんなふうになったときに、そういうのってのはどうなんでしょうかね。役場の中でも別にその、犯罪を隠して罪人を作るなっていうふうじゃなくて、また、それと同じ、逆にね、警察にして密告しろっていうわけでもなくてさ、同じ仲間として、やっぱり怪しいなと思ったときになんか考えなかったんだらうかということを知りたいです。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

もちろん、町長、あるいは副町長に限らず、職員が、例えば、そういった噂とかあったら、そういった指導はしてると思います、すると思います。もちろん、課長が部下に対してそういった、例えば、悪い輩とは言いませんけども、例えば、評判の悪い、あるいは、素行の悪いとか、そういったことに関しては指導はしてます。もちろん、あの、そういったことあったのよ、こういったことあったのよっていうのは、課長からも職員に対する内容は逐一報告受けてます。残念ながら、副町長にそれが総務課長として言えたかっていうと、そういう立場上どうなのかなとは思いますが。そういったこと

も含めて、ないようにするっていうのが、やっぱり、明るく、まあ、透明な行政なのかなと思いますけども、そういったことはないような形に進めて、この答弁書はなんか、そっちから目線で書かっていますけども、私の答弁ではありませんので、その部分は。

1. 議長(芳賀清君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

この事件に絡んでね、前の庄司町長さんのコメントみたいな載ってたけども、やっぱりちょっと、はっきり言って無責任だよ。何か、元町長ってのは、やはり町の代表者だった人間だからね、「何だそんなことあったのか。」ぐらいで、もっと嘆き悲しめよと言いたくなるぐらいなものだと思ったんだけどね。やっぱり、簡単に元町長でしたっていうんじゃないかって、責任取られて意味じゃなくてさ、もっと憤りを感じろっていうふうな感じがするわけよ。これから、今度新しい、もしかすると副町長も来て、町長と二人三脚でやっていくにしてもね、やはり、言い方悪いかもしれないけども、業者さんってのはやはり我々、皆さん方役場の人間はどっちかっていうと純粋培養だろうから、まあ、俺もそうかもしれないけども。でも、ばい菌にはすぐ捕まってしまう可能性があるわけよね。だから、十分に注意してもらって、そりゃあね、当たり前の話だけど、本当に、二人で、まあ、どういう副町長が来るのか分かりませんが、そりゃあ、課長だからってたって、やっぱりね、何にも町長、副町長に言えないってことはないよね。最高責任者だよやっぱりね、総務課長だったら。そのへんのところ、あと20日で終わるっていうんだけど、これ、あなた方2人どう考えてんでしょうかね。4月1日となったらもう関係ないのかな、これ。何か、本当に出向してもらいたいような気がしますよね。ちゃんと、入札の改革とかいうのができるんだらって話だけでも。じゃあ、まずちょっと、2日の日にあった臨時の入札審査会、監視委員会の中で、先ほども村形議員さんにも答えてましたけども、それを聞いて、何かこれは良いなと思うようなところとか、町でこれはやるべきだと思うみたいなどころあったら話してみてください。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

先ほども何回も言っていますとおり、指名業者入札に限らず、入れるべきものを、とてつもなく大きな事業ってのは本当に限りなく少ないんですけども、そういった部分では、やっぱり一般競争入札なども入れるべきかなとは思っています。

1. 議長(芳賀清君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

これから、裁判はまだまだ続いているわけでしてね、半年、1年かかってしまうのかどうか分かりませんが、まあ、いずれにしても、まず、その、談合のために町が被ったところのものは、やはり、業者さん、山形建設さんにきちっとお話し、もらえるものはしてもらわなきゃいけないですし、もし、どういう形であるにしても、まあ、悪いことに手を染めてしまった横山さんにも責任があるものがあるれば、やはり、損害賠償の請求とかをしていくべきだと思うし。まず、この質問とですね、先ほど、職員に対してモラルのってか、法律のことについていろいろ話したって言いましたが、どんなことをね、誰が講師として話したのか、その2つをお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 二藤 部 康 暢 君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

職員研修については、県職員研修の専門の会社「インソース」という会社から、専門の講師を招いてお話していただいたところです。個人名要りますか。(小玉議員:「どういうことを、中身なんだよ。」)基本的にはですね、我々の意図したところは、「悪いごどすつどこんだけのひどい目遭うんだよ。一生を棒に振るんだよ。」というふうなことを、本当は生々しく伝えたかったんですけども、今回のやつは、本当に、地方公務員法の順守というふうな、「当然のことですよ、あなた方。」というふうな話になりました。まあ、一般的な職員でしたので。(小玉議員:「んじゃあ、業者さんと、それから、裁判が決着してからの損害賠償の話についてはどういうふう考えてるか。」)

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

決定した内容によってかと思いますが、まだ今は容疑で逮捕されているという状況でありますので、たぶん、官製で、もちろん、前副町長、あるいは、業者側の両方にそのへんはしっかりと、まあ、しなければいけないのかなとは思いますが。

1. 議長(芳賀清君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

なんか、先ほどの議員の質問の中で、官製談合になると町の責任も問われるような話ちらっと、なんか答えたような気がするんだけど。そんなのは別に関係ないですよ。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 二藤部康暢君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

入札監視委員会の中でも、「たれば」の話でその話がありました。当然、8年前にそういうことに関わってくれた伊藤弁護士さんが当然いますので、伊藤弁護士さんからすれば、「当然まず契約書の約款に載ってあるとおり、談合を行った場合は有無を言わず2割の違約金ですよ。当然ですよ。」と。当然、2割なので計算できるわけです。その他に、8年前の事件については、交付税算入分を損害賠償としていただいたわけですけども、今回はまだ借りてないわけですから、一部借りてますけども、借りる前ですから、想定されることはいろいろあるのですが、単なる談合であれば全部業者さん、官製となった場合は官の方1名ですね、になるので、その、何割っていうあんだや、請求割っていか、山建からすれば、業者さんからすれば、あっちだって、あっちから来たんだからさとか言われると、ものすごくやっぱり裁判沙汰なるんだそうですね。なので、非常に難しいよと。それを、入るのはやっぱり弁護士をとおして、裁判沙汰になるのでちょっと難しいかなというふうな話でございました。

1. 議長(芳賀清君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

やっぱり、町の職員にしてもね、そんなの最初から悪い、憎たらしい人が入ってくるわけじゃないんだから、ちゃんと、まあ、自分が山形で店やってるときに、よく司法修習生っていう人がよく来てました。見るからに頭よさそうなやつらだなと思って見てただけ。それで、たまたまそこに山形県出身の人がいてね、今山形県で弁護士さんやっている人が、ちょっとした知り合いです。彼が俺に言ったことはね、「人間はほとんど死ぬまで弁護士さんとか警察の厄介になるなんてことは

まずない。」、まずないんですよ、自分の事件でですよ。自分みたいに知り合いとかそういうんじゃないで、事件のために弁護してもらおうとか、警察に捕まるとか、そんなことはまず普通ない。弁護士さんと知り合いだっているのは良いことじゃないよって言われたけども、そういうもんだと思うのよね。ほとんど関わらない世界なわけですよ。それを考えたら、やっぱり、その、管理職である課長さんたちが、まず下の方をね、そんなくだらないことで厄介にならないようにまず見てもらいたいことと、上の方だってやはり、考えてみればあなた方の先輩でしかなかったわけだから、言えないような言葉ではないよ。特に町長は別格の人間だし、ばんって言うてもらわなきゃいけないね。

せっかく、何でその、たまたま大石田だけが見つかったのかどうか知りませんが、一番厳しくやっている大石田がなんでだっているような感じになるんだけども、やっぱり言われるわけよね。別に、だから、俺自分が思うのはね、例えば、もっと罰則を重くしなきゃいけない、内規みたいな話でね。今みたいに、もしそうやって犯罪に加担して捕まった場合、損害賠償は必ずしますよというような形を、例えば作れるもんなのかどうか、町で。それは、我々だって同じだよ。我々も特別職の公務員として、殺人とかいうのは、それはまあ、個人の問題だから関係ないだろうけど、町のことにに関してなんかやった場合には、当然損害賠償しますよみたいな内規とかそういうものっていうのは作れるもんなのかどうか。そういう話ってのは、今回の監視委員会の中でもっと、例えば、停止期間を長くしたら良いんじゃないかって話があったって聞きましたって言ってましたけども、そんな話は出ませんでしたかね。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 二藤部康暢君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

ありました。これは、町に望むことではないんですけども、世間一般に罪が軽すぎると。贈収賄にしても、収賄は重いけども、贈賄はいとも簡単、それから、談合にしても単なる談合期間の、なんだ、単なる談合だと短いんですけども、官製談合だと、その、まだまだ消えないというか、そういうのがあって、世間的にもものすごく刑が甘すぎると思うと。なんか中国の例え話されてて、中国の大都市は駐車違反全然ないんだそうです。何でだかっていうと、警察が取り締まるんじゃないでカメラが付いていて、カメラでそれが判明した時点でその番号のやつところに黙って罰金がいく、有無を言わず取られるから、要は、罰則が強ければ強いほど誰も罪を犯さなくなると、なので、どんどん強くすればいいのにと話で言われました。

1. 議長(芳賀清君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

人間は悪いことするんだっていう前提の話だけでも、まあ、そんなふうだね、中国人と違って日本人はそんなに悪くないですよって、なんか変な話だけ。案外、道徳とか人の目を気にしながら生きている人種だと思います。なんか何言うか忘れてしまいましたけど、ちょっと待って下さいね。例えば今回、さっきの話だけでも、その、我々に、例えば、内規の中で、だから法律、今回の横山さんに対する損害賠償なんてのは、これは民法みたいな話だから、別に町でどうのこうのって問題、作らなくてもいいわけですよ。それとも、必ずやるというような話をコンプライアンスの勉強会のときに言っていくのかどうかなんて話もあるんだろうけども。んで、せっかくだから、ちょっと、町長答えてませんよって今言ってたけど、どうなんでしょう、こちら。だいたい、今までチェックしなかったなんてのは変な話だよ、んでも。はい、じゃあお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 二藤部康暢君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

私ちょっと筆が急いでしまって、進んでしまってここまで書いていたしました。この3行は二藤部目線というか、反省から書いたのですが、要は、小玉議員さんから、「隣さ変なやつとかいろいろなやつ来て不思議に思わなかったのか。」というようなお話ありましたが、思わなかったかどうかは答えませんが、それを言わずに済むようにチェック、客観的に自分たちでチェックできるシステムを作らないきゃいけないなと思ったんです。「いや、来らなくてもちゃんと総務課がら何時何分までいながらみんな見らっでっからね。」というふうな、自動的に自制心が働くようなシステムがないと駄目なのかなと。これまで、町長室の部分については全部記録してるんですが、副町長室はオープンで何も記録残しておりませんでした。それで、そういうものがあつたのかなというふうに思います。「町長室さ入って行くど名前書がれっから町長室さ行がねんだ。」っていう人もいたように聞いておりますので、今度からは、まあ、職員の負担増にもなるんですけども、いちいち、出来る限り入口でチェックをして、名前もずっと記録できるようにしたいなと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

あの、例えばですね、我々町長とか副町長室に入るなんてことでもそんなにないですよ、普通ね。最もこういうふうに、例えば、記録したからってつたってそんなところで悪い話なんか普通しないんだろうけども。でも、やはり、さっき課長が言ったようにね、普通の人なら自制心が働くよね。最初っからやろうと思っている人は何やっても駄目かもしれないけども。まあ、だいたい人はやばいなって思ったら何か考えるでしょう。是非、村岡町長にもこのへんのところ、ちょっと今急に読んでもらってどう思いますかね、このへん。是非、やれるんじゃないか、これでもまだ足んないかもしんないけども、そのへんどうでしょうか、町長。今の、ちょっとこのところをね、私の意見ではないって言ったようだけど、3行読んでもらって。これからやっていくような気がありますかってことを質問します。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

チェック体制とかは、今総務課長が言ったようなことをやるというような話でももちろん進めてますので、あとは、これまでは副町長なかった部分も、そこはちゃんとチェックして、細かく何時から何時まで、まあ、そのへん話せることであれば、もちろんどういった内容で来ました、あるいは、悪い輩じゃないですけども、思えば、一緒になって議事録を取るとか、そういったこともあるのかなと思います。

1. 議長(芳賀清君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

人物にランク付けして、怪しいとか怪しくないとか、こう、本当に、今回、だって俺、3人目の人捕まったって話新聞で見たときに、1年か2年くらい前に1回会ったかなって感じがする、ここでね、誰か2人と確かいました。秘書辞めて何してたんだろうなというふうに、ちらっと話ただけだったけども。まあ、そんなことが関わってるんだなと思うと、やっぱり世の中は怖いよね。まあ、あくまでもこんなの過程の問題でしかないわけけども、どう見たってね、町の職員の方からよろしくお願

いしますなんて言うわけないんだから。まあ、残念な、馬鹿なことをしたなど彼は思ってるでしょうが、横山さんはね。そういうふうにならないように、是非、本当に、下の方の職員を、こう、法律的にいろいろ公務員の方の勉強会なんかしたときに、彼らだっっていずれ、もしかすると副町長、町長なんかになっていく可能性もあるわけだね、そういうとこにしか権力はないんだから。一般の職員にね、悪いことはないでしょう、せいぜい使い込みぐらいなもんですから。それは別に個人の問題で、何ともないと思うんでね。

だけど、やっぱり、町長とか副町長とかなれば、やっぱり誘惑もあるしアタックも多いよ。当然の、当たり前の話でね、そこらへんの、まあ、横山さんがなんで8年の間に変わったかどうか分かりませんが、彼だっといういろいろ心が揺れ動いてたんだろっと思いますけどね。そういうふうに嫌な思いしなくていいように、やはり、今度町長、新しい副町長もそんなふうにさせないようにね、是非、やってもらわなきゃいけないし、課長たちもですね、管理職として下はもちろん、上の方の人たちにもね、目を光らせてもらいたい、そういうふうに思います。この話はこれで終わりにします。

コロナウイルス、アフタヌーンティーの時間だったんだけど、どうだかおかしくなっちゃってです。ね、先日、来迎寺の区長さんに「何だか総会でできなくなりそうなんだけど、どうしたらいいんだべ。」って話されたわけよね。昨日話合いになって、いろいろ何か、地区、地区でいろいろ騒いでいるようだけでも、やっぱり、統一的にきちっと命令かなんかもらわないと。地区、地区で違うなといながらもね、困るんだと思うのよね。んで、今日、俺、昼間自分の飲み薬忘れて家に帰ったら、ちゃんとチラシ回ってました。それから、そのノロウイルスの話、それから、こういうことに気を付けて下さい、規模の大小に関わらずね、必要じゃないものは止めて下さいっていうふうな書いてありました。そのへんの統一的な見解っていうのは学校以外の問題でね、児童クラブは入れてもらっていいんだけど。どうなんでしょう、そこらへん、何かから言ったらいいのかな。まず、子どもクラブの話は、これ福祉の問題として、やっぱりやらざるを得ないの。そのへんからちょっとお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

保健福祉課長 高橋 慎一 君。

1. 保健福祉課長(高橋慎一君)

放課後児童クラブについては学校が終わってから、もしくは学校休業の時の居場所というふうなことで、そういう施設でございますので、今回そういった事態になった以上、開いておくべき施設であると考えます。

1. 議長(芳賀清君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

まあね、これは先日もいろいろ話あって、かえって感染広がるんじゃないかなんて話も無きにしも非ずなんだろうけど、でも、まあ、今政府からそういう話がない限り、学校が開いてない以上、また事態が進んでくればまた変わるかもしれませんが、今、町で独自に判断していくことはできないわけですよ。例えば、今度あったまりランドとか、ああいうところの宿泊施設、それから、駅の売店とかね、ああいうところ、なんか、あの、シャットアウトしなきゃなんないとかそういうふうな考えはあるのかどうか。町長お願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

今のところ、もちろん、消毒とか、JRの場合はやっぱりいろんなところに置くとか、あったまりラン

ども似たような対応しかできないのかなと思います。シャットアウトするような、やっぱり状況ではない、状況ではないっていうか公共の部分もあって、会議等は行政の方から極力抑えてくれというようなものがありますけど、単の、まあ、例えば、プライベートな集まりを強制的に止めろというような状況では、今はないということで、そこまで行政が関わる面はないのかなと思います。

1. 議長(芳賀清君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

あの、地区の総会なんてのは、これなんだろう、どっちに考えたら良いのかな。僕ら、その、町の公的なもんなのか。それとも、僕ら独自のもんとして考えたらいいものかな。昨日の区長会ではどんなような話あったんでしょかね。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 二藤部 康暢 君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

昨日の区長会の役員会、11名お集まりになりました。混乱といいますか、かなりの動揺がありました。町長名で、例の八鍬文書があって、八鍬文書があったので、結果的には「地区総会等の中止、または延期等についてご協力くださるようお願いいたします。」要は、安倍総理大臣が要請したような形のお願い、文書になります。するなどはやっぱり決して言えなくてですね、言えない、するなと言えない我々の気持ちも分かって欲しい、分かりましたというところなんですけど、でも、「うちの地区は総会しないぞ絶対前さ進まんねあんだ。」っていう地区もありましたし、ところによっては、「いや、役員だけで何とか済みますがは。」というふうなところもありましたし、あとは、「地区だけでなくて、農地水とか公民館とか様々な農地関係のやぶどががっちゃんこなってっから、ほだな簡単にいがねあんだ。」ということもあり、「どっちにしろ、町長が決めでけろ。こうしろって言ってけっど楽なんだけどな。」とか、様々なご意見がありました。なので、結果的に、八鍬文書の上に町長文書があり、町長文書の上に区長会会長の文書があって、「どうか、町長の言われている趣旨を理解してやって下さい。」というふうな、結局、こう、柔らかな、どっちとも言えないような文書に成らざるを得なくて、「とにかく趣旨を理解してもらわねが。」というふうなところになりました。「んだな。」というところで。

んで、午前中小玉主幹が居なかったのは、電話のクレームに対する対応です。「結局、こだな文書きたげんと何すっどいいなや。」というクレームが、早速9時に来ました。とにかく平謝りといいますか、まず分かっていたきたいのよと。すんなどもやんねし、しないと、「次の役員わらわら決めっだいのに役員改正もさんね。」現実です。なので、まあ、4月の区長会は5月にしましょうかとか、町政懇話会4月の中旬にやってるのが5月の連休明けにしましょうかとか、そういうのも考えながら今から準備していきますっていうふうなことで、今やっているところで、非常に混乱だけさせたんですけど、少し分かっていたかかなというふうに思います。

1. 議長(芳賀清君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

村岡町長、まだ、なって2、3か月だけど、今それこそばんって言える良いチャンスじゃないかと思うんだけどね。やはり、それは何言ったって何だかんだ言う人はいっかもしんないけど、今回延期してもらおうとばしと総理大臣みたいに。本多教育長が、要請は、これは命令と同じだと確か言ったと思ったけど、やはり、ほとんどそう思うよね。それよりも、きちっとこれ止めてもらって、ちゃんと

コロナが納まるのを待ってからやって下さいっていうふうに言ってくれば良いんじゃないかと思うんだけど、どうですか、これ別に、あの、町長の権限でね、それこそ町民のために、それこそ八鍬さんと、なんか、日本のためにとか世界のためになんてとんでもないこと書いてあったけども。それこそ町のためにだけで良いからさ、それこそ、町長きちっと一回やってみてもおかしくないんじゃないかと思うんですけど、どうです町長。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

ある意味、そういった意味合いを持って止めてくれというような話であります。もちろん、あの、農地水多面的機能のとんでもない額の決済も、そこには総会をして、その議決内容で提出して下さいというようなお金に関わるようなものもあります、公費に入るものも。それも今決裁出しました。書類決議をするようなことも可能ですよというような、今日出したところでもあります。ですので、その地区、その地区で対応の仕方は、やっぱり、どうしてもしなければいけないところはそういうふうな対応でしようがないのかなと思います。

1. 議長(芳賀清君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

まあ、実際ね、やっぱり地区、地区にあんのかもしらんけども、やはり、なんか良い方法ないもんかね、テレビに出る、ポンと、まあ、町長が出て、今月いっぱい止めてもらいたいとかというような話があればっていう気がします。あの、実際ですね、今日昼間、俺家帰ったら、県の社協さんから手紙が来てて、24日の会議が中止になりましたという。んで、やっぱり後で送るから決裁、要するに判子下さい、そういうのなんだね。やはり、そうするとほとんど誰もできなくなるんじゃないかと思うんだけどね。それよりも、できなくなるじゃなくて、やっぱり「止めてもらいたい。」って言ってもらった方が本当は、日本人は特に命令されるのが好きな国民でもあるしね。そうすればね、「町長が言ったんだから。」とか言って、人のせいにして何だかんだ言うんだらうから。やはり、今回の今日のチラシぐらいであとは終わりなのかな。もう一回ぐらい何か、もうちょっと強烈な、インパクトあるようなことを町長お願いするようなことあんのかどうか、お願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

この議会終わって、3時半からまた第5回目のコロナウイルス感染症対策本部会やります。午前中県の方の会議ありまして、係が行っていて、その内容も踏まえて、今度休み入りますので、そのへんちょっと、ちゃんともう一回県の指導等、新しい内容が出てきているかと思っておりますので、そこに沿った中で、やっぱり配付物は10日だの25だのって言ってられないということで回してもらったというふうな経緯もありますので、逐一ホームページ、やっぱり見る人、見ない人ありますので、ホームページ見れば全てなんですけども、その部分は両方合わせながら進めていくつもりです。

1. 議長(芳賀清君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

本当にね、今町長のリーダーシップ出せる良い機会だと思います。是非、あと一つ、あの、本多

教育長が2週間くらいで、19日くらいで学校の方の何かが終わるような話してたと思うんだけど、コロナウイルスはそこらへんで、なんていうの、山を越えるというような目安で思っているんでしょうかね、まあ、教育長でなくてもいいんだけど。それから、だって、どうなるか分からないってことなんでしょ。福祉課長の方が良いかな。

1. 議長(芳賀清君)

保健福祉課長 高橋 慎一 君。

1. 保健福祉課長(高橋慎一君)

指定感染症新型コロナウイルス、まだ、敵は掴めていないという状況です。ワクチンもございません。なので、専門家会議で言っている2週間という期間と、新聞にもあったんですが、総理が言っている2週間、官房長官が言っている2週間、何かズレがあるよという、そんなところまで新聞に出ているようです。その期間の設定の仕方というのは、これからまた国から支持があるというふうを考えるしか今のところないかと思います。

1. 議長(芳賀清君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

だと、まだまだやはり、この危機は去らないとされていていいわけでしょうね。

んじゃあ、最後に、今回の事件についてですけども、悪い人は悪いに、まあ、言ってしまえばそれで終わり、別に問題ないわけだけでも、あなた方の先輩でもあるし、そんなふうな惨めな思いさせないように是非してもらいたいと思います。以上、これで僕の質問を終わります。

1. 議長(芳賀清君)

以上で6番 小玉 勇 君の質問を終わります。

これをもって、町政一般に関する質問を終結いたします。本日の会議は、以上をもって散会とします。ご苦労様でした。

散会 午後 2 時 53 分

第7日目 令和2年3月9日(月) 本会議 午前10時 開議

1. 議長(芳賀清君)

お早うございます。

出席議員数も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。日程第1. 町政一般に関する質問を行います。先に通告を受けており、発言の順序も決めておりますので、その順序により発言を許します。1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

お早うございます。

では、質問を始めさせていただきます。新型コロナウイルスについては通告のとおりになります。町民への情報発信、イベントや行事等の対応、学校での対応、部活動の対応等、これまでの経緯、また、状況が目まぐるしく変わる中でありますが、今後考えられる対応等をご答弁いただきたく思います。

コロナ対策に関しては、健康や命に関わることでありますので、日々迅速なご対応をいただいていることと思います。ですが、本日もう一つ質問させていただきます、公立学校の働き方改革についても、強いては、長時間労働の問題など、人の命や健康に代わる喫緊の課題でございます。質問させていただくにあたり、資料を準備させていただいております。一体、現場で何が起きているのか、どうしたら時間外100時間という時間が集計されてしまうのかも含め、喫緊の課題であるということを共通の理解のことで進めさせていただきたく準備したものでございます。

では、資料の1番をご覧ください。平成30年6月の勤務記録、中学校、30代男性教員の記録でございます。これは、ICによるタイムカード方式でございますので、裁判等でも証拠になる資料となっております。こちらはですね、本物でございます。見ていただきますと、記録なしってところが休みになるんですけども、6月に関しては休み5回というふうになっております。19時台、20時台の退勤がちらほら見られます。そして、1か月の時間外勤務がどこを見れば分かるかという、赤い丸で囲まれた下の部分になるんですが、107時間32分となります。蔵王のスキージャンプ台に例えますとK点超えでございます、K点90ですので。県内ですね、最も繁忙な時期、これは平成30年5月なんですが、県内でも11.9%の教員が100時間を超えています。これは、山形県教育委員会の調べでございます。11.9%といいますと、約6千人、山形県教員いますので、約700名の教員が100時間を超えているということになります。80時間を超える教員となると1千人を超えてきます。ただ、この記録の107というのは、まだ、ちょっとマイルドな方で、135ですとか、毎月100時間超えています、超えない日はないです、超えない月はないですという教員とも私今年働いてきました。

資料の2番をご覧ください。平成30年7月勤務記録、同教員でございます。次の月どうなったか、97時間2分、これもK点超えですね。1回目、1回目のジャンプでこれは優勝確実かと思えます。では、資料の3番をご覧ください。平成30年8月、今度は夏休み期間どうなってるかといいますと、40時間53分、夏休み期間も残業が発生するという状況になっております。部活動、大会、研修、その他でこういった時間になります。

資料の4番をご覧ください。平成30年9月の勤務記録、同じ教員です。夏休みが終わると、また80時間37分ということで跳ね上がるというような記録になっております。6月から9月を見ていただきましたけど、この4か月の複数月平均時間外労働、4か月の平均が82時間1分ということです。これが、いわゆる過労死ラインと、過労死ラインを超える勤務ということになります。健康リスクが高

まるということも医学的根拠の基で示されている数字でもあります。こういった教員がですね、全国では小学校で3割、中学校では6割と言われております。

では資料の5番ご覧下さい。この長時間労働がですね、確実に影響しているかっていうのは調べてみないと分かりませんが、1か月の、1か月以上の病気休職者、山形県どれくらいいるのかっていう資料になります。2018年度の山形県の資料になります。1か月以上の病気休職者、最上1、置賜24、庄内28、村山14。うち、心的疾患を理由にしている人、最上0、置賜10、庄内5、村山12。病気休職者のうち心的疾患を利用している割合、最上0%、置賜41.6%、庄内17.8%、村山85.7%ですね。県内1番ですね、村山事務所管内でございますけども。全国平均でも、これは6割と留まっているところ、村山地区管内は85%と大きく上回る結果となっております。これが、長時間労働が確実に全て影響しているかというのは、これは調べてみないと分かりませんが、この資料から分かるのは、あの、少なくともですね、労働環境ですね、労働環境を改善していく必要が一番ある地域なんじゃないかというふうなことが分かるかと思えます。

それでは、資料の6番お願いします、ご覧下さい。全体的に青い資料なんですけども、これがですね、こういった状況を踏まえて、山形県公立学校における働き方改革の概要になります。令和2年度からの重点取り組みということで12月に県の方が発表した、公表した資料になります。左上の方の、基本方針、月45、年360時間というのは、これは、この度4月から指針化されます。まあ、国の方針ということになっております。

そしてですね、この黄色いラインが引いてあるところですけども、児童、生徒等に関わる臨時的な特別の事情による場合は、1か月100時間ということになっておりますが、この、特別な事情、臨時的な特別な事情という部分に関しては、文科省ではこういった解釈をしております。「臨時的な特別な事情とは、通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的、または、突発的に所定の勤務時間外に勤務をせざるを得ない場合のものを想定している。」具体的には、例えば、「学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめや、いわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案発生し、児童、生徒等に深刻な影響が生じている、または、生じる恐れがある場合などが想定されます。」というふうに文科省の方では言っております。ここにはですね、部活動は入っておりません、この、臨時的な特別な事情に。部活動は、必ず計画を立てますので、実行するにあたって毎月必ず日程表なり計画表なり立ててやりますので、臨時的というところには当てはまらないというふうに考えられます。

そして、資料の6番の具体的目標、赤い線が引いてあるところが、これが県の独自のですね、県独自で公表発表したプランというか目標なんですけども、令和4年度まで、末までに、複数月平均の超過勤務時間80時間を超える教員を0人を目指すということなんですが、こちら見ますとですね、文科省の指針45時間、360はどうなった、3年後に過労死ラインがやっと0に。3年後まではまだ過労死ラインを超える教員が居続ける、指針を守るのは無理ですというような公表をしてしまっているんじゃないかというふうな懸念を抱きます。目標にする以前に、これはですね、複数月80時間っていうのは過労死ラインと健康リスクが高まると言われている数値でございますので、当然、目標にする以前に守られてなければいけない数字だと思います。国は45、年360、山形県は3年後に過労死ライン0、やっと0。大石田町は、でも、大石田町は国の方針守って、限られた時間の中で、子どもたちの要求だったり、先生方の要望に応じていくのか。また、県が言っているように、要したでもやっぱり、過労死ラインを超える教員が3年後まで居続けてしまうところですね、教育長のご見解をお伺いしたく質問させていただきます。ご答弁よろしく申し上げます。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

お早うございます。

新型コロナウイルス対応に関わる質問にお答えいたします。当町の新型コロナウイルス感染症の予防対策については、当初、各課において、関係する省庁や県からの要請に基づき、管理する施設での感染予防を重点的に行ってきておりました。

しかし、この感染症が死に至らしめるほど危険度が高く、感染力が非常に高いことから、各課横断的に情報を共有し、全町一体的に予防対策に取り組むため、先月2月27日午前8時に私を本部長とする「大石田町新型コロナウイルス感染症対策連絡本部」を設置、その後、対策本部に変更し、5回ほど会議を開催し対策に取り組んできてまいりました。これまで、ホームページや広報紙にて注意喚起を行っておりますが、情報の即時性の観点から、特にホームページによる最新情報の提供を行っております。

次に、町等が主催するイベント等の中止や延期の検討ですが、小中高の臨時休校はもちろん、不特定多数が参加するイベント等は当面の間、原則、中止か延期とするよう指示したところであります。また、会議等も、出席者にアルコールによる消毒を要請するなど、でき得る限りの予防対策を行った上で開催するよう指示しております。

併せて、区長会や地区民が自主的に行うイベントなどの縮小や延期などをお願いをするなど、感染防止に努めております。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

それでは、二藤部議員の質問、町長の後に、「学校での対応、部活動での対応、具体的な対策は」ということについてご答弁申し上げます。児童、生徒におけるですね、健康、安心の確保、これは、最優先事項として対応しなければならない、これは、間違いのなく認識しているところでございます。まず、学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策といたしましては、経緯を申し上げさせていただきます。

議会でも何度か議員の皆様には話をしてきましたけれども、2月21日、教育長名で、国、県からの指導を参考に各種対策を記載した文書により各学校に対応を依頼しております。また、校長会の際の指導、毎月1回あるんですけども、あとは、電話連絡等により、各小中学校と連絡を密にしております。日常的な学校生活、部活における対応といたしましては、「こまめな手洗いやアルコール製剤における手指の消毒、咳エチケットの徹底を図ること。」「発熱等の症状の場合は自宅で休養させるなど、児童、生徒の健康観察の徹底を図ること。」「大勢の人が集まるような場所にはできるだけ行かないこと。」「信頼のおける最新かつ正確な情報を収集し、適切な判断により行動すること。」「などを中心に対応していただき、感染リスクを最小限にするよう心がけてまいりました。

小中学校の状況として、先週3月2日より現在は休業中でありまして、これに係る経緯をお話申し上げます。2月28日、山形県教育委員会教育長から「新型コロナウイルスの感染症に係る学校臨時休業等の対応について」の依頼がございました。これは、前日27日、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて内閣総理大臣が行った、全国の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校への臨時休業の要請を受けたものであります。これを受け、翌28日早朝に臨時校長会を開催いたしました、大石田町のでございます。各種懸案事項を出すなど善後策を検討し、今がまさに

感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを確認し、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備えるとの観点から、小中学校ともに卒業式まで臨時休業することに決定いたしました。休業中は、児童、生徒は登校せず、部活動も行わない方針としております。

ただし、休業中の注意事項の伝達や、教材等を持ち帰る、そういったことも必要だったために、今月4日の午前中を中間、中間というのかな、登校日として設定いたしております。その時の子どもたちは異常はなかったという報告を学校からも受けております。

卒業式等、イベント開催時の対応といたしまして、感染の状況にもよりますけれども、これも、県の方針もコロコロ変わってきていることが伺えます。実施方法の変更や延期等も視野においておりますが、実施するにしても感染拡大防止策、それは徹底して、規模の縮小、時間の短縮に心がけて実施する対策を取ってまいりたいと、こういうふう考えております。

具体的に申し上げます。感染拡大防止の措置として、風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底をする、参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、アルコール消毒薬の設置、こまめな換気の実施、開催方法の工夫としては、会場の椅子の間隔を開けて、参加者間のスペースを確保すること、式典等の内容を精選し、式典全体の時間を短縮するなど、状況に応じて対応してまいります。

現時点では、小中学校とも参加者を来賓はなし、卒業生、教職員、保護者としております。今日、各学校の方にその文書を配信いたしました。以前は在校生もというふうに考えていたんですけども、先日の北村山の医師会からの要請を受けまして、できるだけ空間を空けるということで、在校生も参加を見送らせていただくように決断いたしました。

新型コロナウイルスについては日々状況が変化しており、今後も追加的な対応に迫られることが予想されます。例えば、山形県内で発生した、大石田町内から発生をした、なんていう場合は中止も当然考えられるわけでございます。知恵と勇気を結集して乗り切っていきたいというふうに考えております。春休み等の動向につきましては、この1週間、19日以降ですけども、様子を見てまた決断をしたいというふうに思いますが、ただ、現在の状況を見れば、3月いっぱいそういうふうな傾向が続くのではないかとということが予想されます。これはあくまでも予想であって、今度国の方では法律を設定するってことも動いてますので、その動向を見ながら対応してまいりたいというふうに思っております。

次に、続いてよろしいでしょうか。先ほどありました、「公立学校働き方改革の具体策は」ということについてでございます。少し長くなりますけれどもお許し下さい。まずもって、二藤部議員の資料、大変感激いたしました。しっかり自分の、恐らく元同僚なのかな、そういった方からの資料ではないかというふうにも思いますけれども、学校現場にそういう状況があるということは間違いありません。それを踏まえた上で質問にお答えをしたいというふうに思います。

令和2年度の働き方改革の具体策についてですが、最初に、本町の教職員の在校等時間の実態についてご報告をいたします。資料はございません、口頭で行います。今年度の8月から、昨年ですね、昨年8月から1月までの毎月超過勤務時間を調査した結果、小学校と中学校の業務の違い、また、教員個々によって大きな差が見られました。小学校は、ほぼ45時間以内で推移しております。8月から1月までですから、あ、7月からですね、7月から1月までですから、7、8、9、10、11、12、1、7か月間、時期によっては、ただ、小学校の時期によっては45時間を超えた教員が出たこともあるようです。中学校は個人差があります。45時間から80時間の教員が半数になった月もありました。あとの半数は45時間以内です。また、80時間を超えた教員が見られた月も

確かにありました。その中身を見ると、やっぱり教頭先生、それから、若手の先生ですね、若手、新採からとか。あとは、校務分掌的に重要な役割を持っている、そういった先生にその傾向が見られました。超過時間の内容を見ますと、通知表関係、授業研究会、及び公開研究発表会関係、生徒指導に係る職員会議関係、中学校では、生徒指導や特別支援、一人一人の子どもに対応するための共通理解の時間としての時間外、部活動、さっきあったように部活動も当然入ってきます、進路指導関係、明日、公立高校入試がありますけども、あとは、校務分掌、授業の準備等も挙げられるようです。各学校でも、働き方改革に少しずつ取り組んできており、教職員の意識も少しずつ変化してきているというふうに私は感じております。昨年まで現場にいましたけども、今年度を見ると意識は少し高まってきているなど。これは、各学校の校長からもその報告を受けております。

それを踏まえ、「80時間までの超過勤務を認めるのか」という質問についてでございますが、認める、認めないということはありません。県の方針どおり、80時間を超える教員数を0、それを目指すことには変わりはありません。県は、国の方針に従っていないってさっき議員はおっしゃってましたけれども、何故この目標達成を令和4年度末としたのか、3年間の猶予期間を設定したのは何故か、ちょっと考えてみると、段階的に目指していくとしています。これは、現状から一気に0にするというのは難しいと判断したからではないかと私は思います。教育の目的は、子どもたちに生き抜く力を付けて、将来社会の中で自立していける人間を育てることでございます。教職員の使命は間違いなくそこにある、時間の視点だけで語ることができない側面も持っていることは間違いないと私は思います。しかし、教職員の心身の健康状態を考慮すれば、先ほどの資料にあったような先生もおられるわけですので、働きすぎを認めるわけにはいかないのも事実でございます。先ほど申しあげましたように、超過時間に対する教職員の意識の変化、これを促しながら、物理的な改革と精神的な改革を踏まえて、目標とする数値に近づくよう対策を取ってまいりたいというふうに考えております。

働き方改革は、教員が単に楽をするため、時間を短くして楽をするためにするのではなくて、教育の質の向上に繋がらなければ意味がありません。それが、子どもたちのために繋がらなければ教育の意味がありません。ですから、そこに先ほど申しあげた、物理的改革と精神的改革を持って、教員が生き活きと子どもたちに向き合えるように、そういったことの策を取っていききたいというふうに考えております。それを踏まえて、令和2年度の町内公立学校における働き方改革の具体策についてでございますが、校長会とも連携をした上で、県の作成した「学校における働き方改革の取組手引き二訂版」というのがございます。各学校で取り組んできたいろんな事例があるんですね。それを、自分たちの学校に適応できるものはないかということに基づいて進めてまいりたいというふうに思います。そこで、私自身の考えとして、来年度、次の5つの視点について進めてまいります。ちょっと長くなるけどすいません。

1つ目の視点です。勤務時間に対する意識の啓発と管理、3点申し上げます。

先ほど出ました、二藤部議員の資料にありましたけれども、出退勤記録表を活用して、在校時間を意識付けをする。それから、それを基に管理職が把握しやすくし、管理職の声掛け、絶対これ必要ですので、管理職の声掛けを強めていきたいというふうに思います。

2点目。毎週1回の定時退校日の厳守、月1回の午前授業、これは、月1回プレミアムデーということで、大変楽しみにしている先生たちがいっぱいいました。これが、ある意味では精神的な改革の一つでございます。生徒たちも、児童たちもこの日が分かっていると医者に行きやすい、予約が取りやすいということで、好評であったというふうに考えております。

3つ目、学校閉庁日の設定でございます。これは、だいたいどこでもやってるかもしれませんが、お盆近辺に夏休み中4日間閉庁すると、だいたい1週間から9日間の休暇が取れるということで、それは継続してまいりたいと。それに加えて、年休等の積極的な取得も進めてまいりたいと思います。

2つ目の視点です。教員が担うべき業務の明確化と適正化についてでございます。3点申し上げます。

1点目、校長の学校マネジメントにより、教員の専門性を必要とする業務、教員本来の業務についての効率化、負担軽減。

2点目、教員相互の協力による業務の平準化、効率化及びリーダーの指示による組織的対応を通じた教職員個々の負担軽減、つまり、1人に負担がいかないような組織をつくるということでございます。あとは、組織的対応によって精神的な追い込みを解消する。

3点目です。学校行事等の見直しと精選、これをやりたい、あれをやりたいと言ってればビルド、ビルドであって、スクラップがなければこれはすることがいっぱい増えていくのは当然でございますので。スクラップ&統合、その上でビルドというふうに学校の校務組織を変えるように指導してまいりたいと思います。一気にすばつと行くわけではございませんので、それが少し時間がかかるのではないかと、その範囲でございます。

3つ目の視点です。適切な部活動の推進です。先ほど、二藤部議員の質問にもありましたけども、3つ申し上げます、3点申し上げます。

1点目、部活動運営方針に基づいた部活動運営です。年間を通した日数、時間の計画と実践、これは、今年度から動いております。確かに、意識は変わっているというふうに思います。やっぱり、そういうものがあることによって教員のよりどころになっているんだなというふうに考えます。これは、年間での相殺になっております。

2点目、一部の技術指導よりも顧問の時間確保に重点をおいた活動指導員の活用でございます。部活動指導員を一人おいておきましたけれども、中学校、来年度も一人配置する予定であります。ただ、技術指導の部活動、一つの部に偏った指導員じゃなくて、今の働き方改革に基づいた、どの部でも見て、子どもたちの安全を確かめる、そういった部活動指導員の配置と考えております。大変良かったというふうに校長からは意見をいただいております。

3点目、各種大会への参加検討でございます。これも、大きな、いろんな大会がございます、冠大会、中体連ばかりじゃなくて。全てに参加するとなれば、それこそまた引率等の業務も増えるわけであって、練習時間も増えるわけであって、そういう大会をやっぱり制限していく、削減していく、あるいは、絞っていく、そういったことの見直しを要請してまいります。これは、本町だけでできるものではありませんので、北村山3市1町、あるいは県、中体連、あるいは冠大会等も連絡取りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

4つ目の視点です。教員の事務負担の軽減、3点申し上げます。

1点目、必要性の低い業務、統合、吸収すべき業務、内容を改める業務に対する各校での検討、改善、つまり、教育委員会が全てをするわけにはいきません。各学校の実態も違うわけですので。そのへんのところを、各学校がいかにか工夫できるか、その後支えを教育委員会はしていきたいというふうに思います。

2点目、指導要録の電子化、手書きじゃなくてですね、電子化入るようなシステムを取ってまいります。

3点目、事務担当者による教員業務への補助、つまり、事務担当者もいろんな会計業務とか、

各学年の業務とかに入り込んでいく、そうやって教員個々の業務量を減らしていく、そういったことも検討してまいります。

最後、5つ目の視点です。保護者、地域への周知と地域人材の活用でございます。2点申し上げます。

1点目、働き方改革に関する学校運営協議会等の会議を通じた積極的発信、つまり、保護者の方々からも、「なんだ、学校の先生、随分楽しんでるんねが。」そういうふうなのではなくて、今二藤部議員からあったような、そういったこともしっかり伝えていきながら、教員の立場を保障していかなければならないんだろうというふうに思います。んで、保護者、あるいは地域の方々にも理解をいただく。PTAの諸会合、あるいは、地域へのお知らせによって理解と協力を要請してまいります。

2点目、令和2年度、新しくスタートさせますが、地域学校協働活動、その仕組みの活用を図ってまいります。町に1名、新たに統括コーディネーターを配置して、学校と地域の連携業務の補助を。そうすることによって、先ほど教頭先生の時間が大変多いというふうなありました。その教頭先生の時間を、多少でも補助できるようなことになればなというふうに考えているところでございます。

以上、令和2年度における働き方改革の具体策として、継続するものと新たにに取り組むものを挙げさせていただきました。各校からのボトムアップ、これも大事にしたいというふうに思いますので、これに限るものではございませんが、二藤部議員の質問に対する答弁とさせていただきます。教育の質の向上のための働き方改革、教育の質を落とすことのないようにしながら進めてまいりたいというふうに考えております。具体的なことについては、この後答弁させていただければと思います。以上でございます。

1. 議長(芳賀清君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

では、再質問させていただきます。

まず、コロナの方からなんですけども、日々迅速なご対応をいただいていることとございます、ありがとうございます。あの、2月のですね。18日の時点でですね、私この通告文を書いていたんですけども、まあ、テレビではコロナのニュースやっております、うちの父親がタクシーの運転手なんかやっているものがございますので、私も心配になりました。もし体調が悪くなったらどこに相談すればいいのかというふうな、ちょっと不安を抱いて、大石田町のホームページを見れば何か載っているんじゃないかなと思って見たところ、何もなかったんですね、2月18日の時点で。まあ、やむなく、村山市、尾花沢市、東根市のホームページを見て、相談所というかですね、どこに相談すればいいかっていうのが分かったんですけども、まあ、3市1町で大石田町だけ情報発信が何もないという状態でした。その、初回の情報発信の時期は適切だったかどうかお伺いしたいと思います。町長お願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

どの段階でっていうことになるかと思えますけども、12月31日に中国でそういったことが起きたというような第一報があって、日本に来ての第一報が1月7日だったと思います。そこでやるべきだったのか、どのタイミングが一番良かったのか。もちろん、地方で出たときやらなければいけないと

言われればそのとおりなんでありませうけども、まあ、1月7日出てからの、やっぱり国、あるいは様々な情報等を聞きながらうちの方ではそういったタイミングでやったということでもありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

1. 議長(芳賀清君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

ありがとうございます。また、このような事態ですね、起きて欲しくはないんですけども、また、あの、情報発信と引き続きですね、よろしくお願ひいたします。

すいません、学校の方の対応の方で再質問をさせていただきますが、こちらですね、日々状況が変わるので、これからどうこうってということではないんですけども、町民の皆様とか保護者の方々ですね、ちょっと気になっているところかなと思ひんですが、まあ、授業終わらなかつたところあると思ひんですね。2月の27日に言われてですね、急に休校ということで、2月、3月頭はぎりぎりちょっとですね、授業終わってないところもあったのではというところが心配なところなんですけど、そこらへんの対応をどうしたのかっていうところを教えていただければと。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

本当に、教育の質を落とさないということを考えれば、未修なんてことは本当はあつてはいけないことですよ、本当にそう思ひます。ただ、学校の方に確認したところ、6年生と3年生は終わつていふ。つまり、あとは復習の段階であつたということですね。1年生から5年生まで、あとは、中学1年から2年は、多少細かいところまで全てを把握しておりませうけど、これは今まとめておくように指示を出してませうが、それについては、漢字をちょっと習つてなかつたとか、あと、もちろん体育とかね、そういうのは大丈夫だと思ひんですけども、やっぱり、主要教科で習つてなかつたところは若干あるということでごさいます。それ、やっぱり、国、県でもそのことは心配しておりまして、新年度になつてからその旨を、つまり、履修するという対応を取つて差し支えないと、春休み中に呼んでしなさいあてごどではありませうでした。あとは、プリント等でそれをやつて、各家庭でそのプリントで学ぶということもして、それじゃ学びきれないわけでしょうから、あとは、新年度になつてからというふうなことも了解を得て、今それをまとめているところでごさいます。つまり、それを引き継ぐということですね、そういうふうに対応してございます。

1. 議長(芳賀清君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

ありがとうございます。では、春休みの対応等もですね、これからまた状況変つてくると思ひますので、また適切な答えをよろしくお願ひします。

では、働き方改革の方の再質問にいきたいと思ひますが、まず、働き方改革ですね、やつていくにあつて勤怠管理っていうのが第一歩になつてくるかなと思ひます。どれくらい業務を削つたらいいのか、どれくらい外部人材を要したらいいのかっていう検証にも大きく変わつてきますし、何よりですね、町の子どもたちを見ている先生たちの労働安全ですね、労働安全、衛生に係ることですので、勤怠管理がまず第一歩ということだと思ひています。現在の勤怠把握方法、どういった方法でしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

現在は、教員各個人が指定された様式を自分のコンピューターにもっております。そのコンピューターに出勤時刻、それから退勤時刻を入力して、そうすると一括して集計ができるようになっております。ただ、まだそれが、その集計は学校全体と一括するというのではなくて、1人1人の個人の集計がペーパーとなって管理職に挙がる、その管理職がそれを見て指導をするというふうな流れになっております。現在はそうです。

1. 議長(芳賀清君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

つまり、自己申告制ということでよろしいですか。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

自己申告制です。

1. 議長(芳賀清君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

自己申告制ではなく、客観的把握が義務になってたのはご存知でしたか。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

客観的な把握というのは、例えば、自己申告ではあるけども、そこに載ったものを見るということで、そういうふうな対応を今まではしてまいりました。ただし、法律とか等で客観的な把握を進めなければならないというふうなことあるのは承知しております。

1. 議長(芳賀清君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

では、すいません、資料の7番をご覧ください。この客観的な把握ですね、勤怠の適切な方法について、ちょっとご説明させていただきたいのですが、4月1日、この客観的な把握がですね、実は今義務になってまして、この流れちょっと説明したいと思います。

客観的な勤怠管理が義務になった、まあ、タイムカードだったりICによるICT活用による把握方法です、自己申告ではない。2018年6月19日に可決した働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律っていうものがありました。4月1日の施行に間に合うようにですね、文科省がこういうふうな通知を出しております、各都道府県の教育委員会宛になります。「労働安全法の改正により、校長を含む監督権者である教育委員会に求められる勤怠管理の責務が改めて明確化されたことを踏まえ、教職員の勤務管理を徹底すること。自己申告方式ではなく、ICTの活用や、タイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムをただちに構築するよう努めること。」というふうに、もう1年前です、1年前にきてるはずなんですが、今、自己申告方式のまま、4月1日ですね、これがもう施行されております。事業者教育委員会さんに対しては、労働時間の客観的な把握が既に義務化されているという状態なんですね。その方法も、厚労省の

方ではですね、この資料7番下の方に書いてますけども、原則的にはタイムカードだったりICTの活用、まあ、パーソナルコンピューター等の電子計算機等の使用時間の記録などによる客観的な方しか原則的に認められてない。んで、その他の方法って一応書いてあるんですけども、これはですね、例えば大工さんとか、自宅から作業場に直接行くと、家庭教師と、自宅から依頼先に直接行くとか、タイムカードをまず押す機会がないという、または、設置できないような事業者の場合の処置として自己申告はあるわけです。教職現場っていうふうな、そういうやむを得ない事情には当たっていない、文科省もこれは自己申告ではなくて予め言ってますし、厚労省もこれは認めていないですが、その方法を1年間とってきたということなんですけども、これはですね、いつ適切な方法に切り替わる予定ですか。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

北村山3市1町、あるいは県内含めてタイムカード方式をとっている学校っていうのは全てではまだございません。ですから、今二藤部議員がおっしゃった、この法律に違反してきたんじゃないか、義務に従ってないんじゃないかというのは、この1年間、たぶん多くの学校がまだあるかと思えます、教育委員会も含めて。それで、タイムカードに限らず、コンピューター等の在宅管理システム、つまり客観的などということで、4月からは「きんむくん」というですね、「きんむくん」ひらがなで「きんむくん」と書くんですが、これはバーコードを活用してやるやつですけども、多少ちょっと無料でできるというふうなこともありますので、それで、まず、令和2年度は先ほど申し上げた勤務時間の管理システムをこれに使っていこうというふうに、今考えております。

1. 議長(芳賀清君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

では、この1年ですね、文科省もおすすめしていない、厚労省も認めていないやり方でやってきているわけなので、早急な対応をお願いいたします。この勤怠管理がしっかりと適切な方法で行われていなかったということは、労働者の、子どもたちの目の前で働いている大人たちの、まあ、先生たちのですね、労働上の安全とか衛生というのが本当に保たれてきたのかっていうのは、やっぱり疑問を抱かなければいけない事態だと思いますので、早急な対応をお願いします。

それではですね、続きまして、外部指導員の方なんですけども、まあ、増やさない、来年度増やさない方向でということよろしいですか。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

すいません、外部指導員っていうのは部活動指導員ですね。また1名ということですが、中学校、1名教員増になります。ということで、複数体制が、また、教員の複数体制がとれるということで、1名でまだ大丈夫ではないかというふうに考えております。

1. 議長(芳賀清君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

今年度ですね、1名の部活動指導員いらっしゃる状態で、ただ、その中でですね。十分に対応できてきたのかっていうところなんですけども、実際ですね、今働いている先生でですね、部活動、校

務文書で授業の準備がですね、満足にできなかったというか、丁寧にできないというふうに言ってらっしゃる先生もいらっしゃるんですが、そこには対応できてないのではないですか、1人だと。どうでしょう。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

私あの、常に中学校にいるわけではございませんので、細部までは把握しておりませんが、管理職と、あとは、教育長室にもよく中学校の先生から来てもらいます。んで、いろんな話を聞いたりしています、内緒で、校長には内緒ですね、こんな良いのかどうか分かりませんが。そういう中では、あの、大変いろんな悩みは、当然教員持つのは当たり前なんですけれども、学校の管理職から聞いている段階では、そこは、大変、部活動指導員が入って良かったと、今までよりも良かったというふうに。ただ、それが十分になっているかどうかでなると、どこまでやれば十分なのかという問題も出てきますので。ただ、今までよりは入ったので教員にもその時間ができたというふうには伺っております。ただ、それが何時間浮いたのかだが、そこはちょっと分かりません。

教員の仕事っていうのは、やればやるほどいくらでもあるんですね、教材研究にしても。それは、その教員個人の考え方によって違って来るわけですね。例えば、これぐらいでいいや、これで明日子どもたちにできるっていう教員もいれば、経験のある教員なんかはそうだと思います。ただ、若手の教員は、やっぱりなんぼやってもまだ不安が残っていると、どうしてもやりたい、家に帰ってはできない、じゃあ学校の黒板を基に明日の授業の予習をしていきたい、部活動を無くすればいいんじゃないかというふうにおっしゃるかもしれません。それとの併用の中で、やっぱり一気にすばつと切るわけにはなかなかいかない部分もあるのではないかと。ですから、そのへんの声を聞きながら、再度この件についても、また検討していきたいというふうに思っております。

1. 議長(芳賀清君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

外部指導員、部活動指導員がどれくらいですね、教員の、今年1年のですね、負担軽減になったのかっていうのも、やはり勤怠管理がですね、しっかりできてないとそこも正確にちゃんと挙がらないんじゃないかと思っておりますので、さらに、勤怠管理、早く対応いただければと思います。

この、外部指導員なんですが、探してもいないっていう状況ではない、あえて増やさない方向なんですか。例えばですね、やりたいっていう人が今いる1名の他にできた場合は、これは検討するっていうことでよろしいですか。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

来年度に向けて、部活動指導員、何管理者でしたっけ、変わりますよね、業務形態が。部活動指導員も募集かけました、募集かけたんです。ただ、やっぱり1名という考えで募集はかけました。それで、探さないということではありません。辞めたいと言われたら次の人に入ってもらわなきゃいけないので、事情によってね、いつまでもしてくれるものでもないですから。いろんな人に声をかけて、でも難しいという場合もありますし、募集かけたけども、これに対応できるかどうかということでは、それはやっぱり判断をしなければいけない、誰でも良いつてわけではございませんので。子どもたちに対応してもらわなければならないので、誰でも良いつていうものではございませんので、そういう人

選も必要になってきます。ただ、現在は先ほど申し上げた理由のとおりで、1名というふうにしております。

1. 議長(芳賀清君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

部活動指導員をですね、配置するにあたって、やっぱり予算も必要になりますし、部活動指導員に関してはですね、国が3分の1、県が3分の1、市町村が3分の1という負担でやっていると思うんですが、現に国からって補助はいただいている状況なんでしょうか。あの、今年度、来年度の国からの予算の配分ちょっと教えていただければと思います。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

おっしゃるとおりでございます。3分の1ずついただいております。

1. 議長(芳賀清君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

来年度もですね、国の方では外部指導員用の予算として11億円準備しておりますので、11億円準備しております。今後増やすことがあったとしてですね、優先的に更に外部指導員の補助、それから、国が準備している11億円をもらうために必要な条件っていうのがあるんですけども、これはご存知でしょうか。最低限準備してなきゃいけない上限って。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

最低限準備しておかなきゃいけないというのは、部活動指導員を採用するにあたって、一番最初は各2校に1校ぐらいの割合だったんですね。それが、今年度から各中学校1人ずつはする。んで、今度は要望によって2人、3人になるということもあるということは聞いておりますけども、そこに今ちょっと、どういう条件があるのかって、今ちょっとこの場ではお答えできません。

1. 議長(芳賀清君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

これは、文科省の予算の方にこういう資料があります。これに書いてあるんですが、この外部指導員の部活動指導員ですね、予算を優先的に貰うための条件、支援に際しては、各自治体において客観的な在校等時間の把握等を行っていくことを前提とするというふうにありますので、やはり勤怠管理がしっかりできていないとこの予算もですね、優先的に貰えないという事態がありますので、また、更に勤怠管理、対応をお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

そこについては、今後やっぱりしっかり見ていかなきゃいけないと思いますが、部活動指導員、やっぱり誰でも良いってわけではないってことをまずご承知して下さい。それと、あと、なかなかその勤務時間の中でなる人が難しいという実態もございます、正直申し上げて。ですから、要望

する際には、出退勤を管理するものは、これは、これから2年度多くなってきますので、そのあとの問題点についてもしっかり考えていかないと、単に「はい、増やさない、増やさない。はい、来ました。」という問題だけでは済まないものもありますので、そのへんはしっかり考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

もう一つ、中学校の教員が減少する 때가 きます。人数の減少によって、それは、部活動の改変、数の改変ですね、そういったことも考えなきゃならない 때가 間もなく きます。それは、来年度、学校運営協議会等でも熟議をしてもらうような形になるかというふうに思いますけども、そこらへんも踏まえながら、何年かを見通して検討してまいりたいというふうに思います。

1. 議長(芳賀清君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

ありがとうございます。それではですね、先ほど教育長の答弁にもありました、こういっただけを重点的にやっていきたいということで、まあ、保護者、地域の周知と地域人材の活用なんですけども、これはですね、県の方でも来年度からの重点取り組みの一つとして、もう既にあげていることであります。資料の6番の下の方にですね、県の重点取り組みの一つとして、もう既に保護者、地域への周知と地域人材の活用というふうにあります。やはりですね、学校の働き方改革においては、地域の皆様とかですね、保護者の方々の理解と協力がないと、どうしてもやっぱり進んでいかないとかなというところが、やはりあります。

例えばですね、先ほど積極的にそういったところですね、地域住民への配布物だったりですね、学校だよりを使ったことも考えられるかと思うんですけども、やっていただけるということなんですけども、この周知、地域住民への説明というかですね、理解と協力を促すっていうのは、例えばですね、12月に給特法一部改正の法案が可決したりですね、4月から残業が月45時間まで、年で360までというふうに行われますけども、これがですね、いきなり始まったわけじゃないんですね。やはり、この流れっていうのは1年前とか2年前ぐらいからやはりあって、教育に関係する人にはやっぱり、もう既にその時点からちょっと、地域への周知というか、理解と協力を仰ぐっていうのは、例えば、委員会や、校長先生あたりがもう既に仕事だったのではないかとこのように私は思っているんですけども、これから、令和2年度はそういうふうな、地域への理解と協力を仰いでいただけるということなんですけども、これまでは、何かこう、やってきた実績というのがありますでしょうか、これまで。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

これまでとはというと、私は3月まで中学校の校長でしたので、働き方改革っていう話が出ているっていうことは、PTAの中でも、会議の中とかでも話題を出したことがありますけども、詳しくはしてなかったのは事実であります。ただ、子どもたちのためにというふうな思いが校長としては強かった部分もありますので。ただ、学校運営協議会の中では、学校運営協議会、コミュニティースクールですね、その中では、働き方改革っていうのがこういう流れでできていますっていうことは紹介していたというふうに記憶とれます。

1. 議長(芳賀清君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

教職員の、地域、保護者だけじゃなくて、教職員だったり、今在校している生徒への理解と協力っていう部分もちょっと出てくるのかなと思いますので、そのへんもまたですね、理解をお願いします。やっぱり、ちょっと、まあ、多くはないと思うんですが、月45、360って決まって、いきなりって思っている人がいらっしやると思いますので、そのへんも踏まえてですね、周知の方、周知と協力と理解を、そのへんの取り組みをしっかりとやっていただきたいと思っております。

すいません、最後になりますけども、教員生活ですね、私もやってきましたけども、子どもたちですね、いろんなことを教えてきました。勉強はもちろん、部活頑張ることの大事さとか、努力することの大事さ、負けても諦めない大事さなどを教えてきたんですけども、私はですね、冒頭でお見せしたですね、勤務記録のような勤務を実際私もやってきてしまいました。それで、子どもたちですね、私は何か大事なことを見落としていろんなことを教えてしまったんじゃないかなというふうに今感じております。それはですね、自分の健康とかですね、命を大事にすることの大事さを、大切さを身をもって教えられなかったんじゃないかと思います。子どもたちの目の前で、健康リスクがある働き方をしてきてしまったので、何かそのへんは、あの、それはどうだったのかなと、今振り返って思います。子どもたちの多くはですね、将来先生になる人とか、公務員になる人よりも民間企業で働く人の方が多くなるということですが、多くの民間企業も今ですね、限られた時間の中で効率の良い仕事をしていくというふうな流れがあると思いますので、そういった中で、やっぱり子どもたちの前ですね、際限のない長時間労働を見せたりっていうのは、ちょっと、今からの教員の姿としてはどうなのかなと思っています。その、教師魂とか、あの、教育の質を下げてはいけない、子どもたちの、やっぱり、活動を充実させていかなければいけないというのは重々分かっているんですけども、是非、命や健康をですね、それを見落とさずに、やっぱり、限られた際限のある中でそれをやっていって欲しいな、そういった行政であって欲しいなと思います。これで、質問を終わります。ありがとうございます。答弁、じゃあ、お願いします。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

教員目指す人が少なくなるのではないかと、ブラックであるのではないかと、学校は、たぶん、おっしやるとおりだと思いますね。んで、いろんな県の倍率を調べてみました。山形県、中学校3.1倍、小学校2.3倍、新潟、小学校1.2倍、中学校2.4倍。ところが宮城、小学校3.2倍、中学校10.7倍、この差はなんなんでしょうね、のように思います。働き方が苦しんでいる宮城は、たぶん宮城だって苦しんでいると思います。うちの娘も東北で働いてますけども、大変苦しんでいます。んでも、倍率が多いということは、時間だけではないのではないのかなということが私の中にはあります。ただし、おっしやるとおり、そういう教師を生んではいけない。自分の命を絶つような、絶ってしまわなきゃいけないような家族に、あれになってしまうような教師を生んではいけない。そのためには、出退勤の管理をするのはこれから進めてまいります。ただ、教育というのは、質、効率だけではないということは、私は、これは絶対無くしたくないと思います。子どもと向き合って、しっかりしていきって、そこと時間との兼ね合い、これも出てくるのかなというふうに思いますので、両面で進めてまいりたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

以上で、1番 二藤部冬馬君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。11時10分再開いたします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 10 分

1. 議長(芳賀清君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、町政一般に関する質問を行います。順序により発言を許します。7番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

通告に従って質問させていただきますが、町長の考えをはっきりとお話いただきたいと思いません。

最初に、町長のビジョンを聞きたいと思えます。当町もいろいろな課題がありますが、今後の町の将来をどう描いているのか、どういう町にしていきたいと思ってるのか、そのためには何をしていくのかお聞かせ下さい。

また、来年度予算に町長がやりたいと思うことをどう反映しているのか、施策の優先順位などがあればお聞かせ下さい。

次に、現在町で運営している大石田保育園、給食センター等の民間委託の考えはないか。また、社長であるあつたまりランド深堀の民間委託の考えはないのかお伺いいたします。

次に、町の諸問題についてであります。あまりにも多すぎて漠然としていますので、今回は3点についてお伺いいたします。

1つ目は、昨年から実施している、インフルエンザの予防注射の補助についてであります。現在、補助期間が12月までとなっておりますが、実状や親御さんたちの意見では、少なくとも1月まで延ばして欲しいとの意見があります。先日の今野議員の質問にもありましたが、その点、町長は「問題ないのではないか。」等の、みたいな話がありましたので、是非とも予防注射の補助期間を1月まで延ばすべきと思えますが、町長の考えをお聞かせ下さい。

2つ目に、空き家対策の具体策についてお伺いいたします。人口減少対策として、リフォームをして移住者を募る、また、オリンピックを契機に、また、コロナウイルス対策として広く今行われているようになってまいりましたテレワーク企業の誘致、あるいはインバウンド等の対策、観光面を考えた民宿希望者等を募集してはいかがでしょうか。町長の考えをお聞かせ下さい。

最後に、行政はこれまでも町の商工業に対して指導育成していくと言ってまいりましたが、どうすることが指導育成になると思われるのか、町長の考えをお伺いしたいと思います。答弁の後、再質問させていただきます。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

「町長として、町の将来をどう描いているのか。」というご質問であります。私の政治信条として「町民目線でまちづくり」という言葉を掲げております。議員の皆様をはじめ、町民の方々と常に対話を持ち、行政と町民が協働で作上げる町づくりを進めていきたいと考えております。そして、「こころ豊かに幸せ感じるまち」という将来像を描きながら、町の代表である町長として、町政に精進してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様には、格別なるご指導、ご協力を賜りますよう

お願い申し上げます。中期的な計画については、振興実施計画に明示し、施策の実現としては、毎年度の予算編成において、明らかにしていきたいと考えているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

また、その優先順位についてのご質問がありました。私の選挙公約として、子育て支援や雪対策を掲げております。大石田町に住んで良かったと言われるような子育て支援策、雪対策を一つ一つ実現していきたいと考えております。

また、大石田保育園やあつたまりランド深堀、給食センターの民間委託への考え方についてご質問をいただきました。それぞれの施設は、果たしている役割に違いがあると思いますので、一概には言えないとは思いますが、いずれも民間委託もしたらどうなるのかということについては、常に視野に入れて検討していく必要があるのではないかと考えているところであります。

次に、「インフルエンザの予防接種補助期間を1から2か月間延ばすべきでは。」との質問にお答えいたします。本年度から、中学生以下の子どもたちのインフルエンザ予防の推進のため、接種費用の半額助成に取り組んできたところであります。接種率については、先日の今野議員からの同様の質問にお答えしておりますが、約半数の方が助成の対象となったところであります。予防接種費用の助成できる期間については、10月1日から12月31日までと設定したところであります。これは、厚生省が示した令和元年度インフルエンザ対策において、12月中旬までにワクチン接種を終えることが望ましいとの見解を基に設定したところであります。

13歳未満の方については、2回接種とされており、一般的に、1回目と2回目の間隔は2週間から4週間とされておりますが、事情により2回目が12月末までに接種できず、助成を受けることができなかったとの報告も受けております。以上のことから、令和2年度におきましては、そういった方も助成対象になるよう1月末まで延長するよう考えてはおりますが、町内医師からは、重症化予防のために早期接種を勧める意見もありますので、12月末まで接種されるよう引き続き要請してまいりたいと考えております。

続きまして、空き家対策の具体策についてのご質問にお答えいたします。空き家対策について、住宅をリフォームして移住者を募るといった提案をいただきました。大変良い案だと思います。ただ、これをやるには空き家の求め方と、リフォームの費用、契約に至るまでの事務など、相当な経費と事務量が出てくるものと予想されます。財政面や、実施体制面から、当面は好調に契約が進んでいる空き家バンクの活用と、来年度から始める不良住宅の撤去事業を行いながら、提案ありました事業については、具体的な事案が出てきた時に個別に対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、商工業者に対する育成指導とのご質問ですが、町が直接商工業者に対して育成指導はできないと考えておりますので、商工会や金融機関と連携した支援体制により、研修や相談会の拡充と情報提供を行い、地元商店街ならではの地域に密着したサービス等の展開を促進し、各種融資制度の周知と活用を促してまいります。

工業においても厳しい経営環境の中、労働力の確保も困難な状況にあるため、ハローワークや商工会及び金融機関と連携し、求人情報の周知の強化や各種金融制度の周知と活用を促し、既存企業の体質強化を促進したいと考えておりますので、ご理解下さるようお願いいたします。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

最初に、町長として町の将来をどう考えるかということに対して、町長の政治信条として「町民目

線でまちづくりを」と、「町民の方々と常に対話をもち、行政と町民が協働で作上げる町」、そして、「こころ豊かに幸せ感じるまち」、まあ、これは、あの、大きなスローガンの考えは、それはよろしいかと思います。ただ、やっぱり、大石田町にとっていろんな問題があり、その後に出てくる、町長は「子育て支援と雪対策」、これをまずは着実にやっていきたいということのようではありますが、だとすれば、将来ビジョンは振興計画に則って示してますよっていう形になろうかと思いますが、あまり振興計画で、毎年これが変わったなとかっていうのがあまり見えないんですね。ある程度流れという中で、町が進んでおりますので、ここで、まあ、昨年なったばかりの町長、なったばかりですぐにいろんな不祥事ができ、コロナウイルスもあり、大変苦労しながらここまでこられて気の毒だなという面もあるんですが、来年度予算にも向けてもですね、やっぱり、いろんな対策をしなきゃいけないけども、町長が思う、例えば子育て、あるいは雪対策についてであれば、こういったところを重点的にやっていきます、今までいわれてきた雪対策であれば流雪溝、あるいは間口除雪とかですね、そういったこと、子育て支援に関しては、まあ、今回ロタウイルスも予防接種の中に入れたと。前、質問させていただいたときにちょっと話をさせていただきましたが、子育て支援っていうのはやろうと思えば数限りない、また、予算もかなりのものがかかるということもあってですね、ただ、来年度に向けて今考えてらっしゃる、あるいは来年度予算に、こういったことをやるために予算化をしてやっていきますっていうのが具体的にあったらちょっとお願いしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

子育て支援に関しては、高校3年生の18歳までの医療費の無料化、あるいは雪対策については、予算的には大したこと、大きな予算は取らってないんですけども、今年から本当は雪、モデル地区を準備して、2箇所ほど準備をお願いしたんですけども、共助による間口除雪などをどのようにできるかというのを、まずは今年本当は、まずモデル地区として状況を見ながら、来年度から予算もくっつけながらやっていきたいと思っていたところではありますが、予算は少しくっつけたところがあります。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

まあ、目玉じゃないですけど、高校までの医療費無料化、今各市町村いろんなところで徐々にやりだしているところでもありますので、前にも申し上げたことあるんですけども、大石田町っていうのは意外とそういった子育て支援に関しては、以前は先進地的な取り組みをずっとしてきたんですね。ただ、最近はずっとそこから確定しないまま、他の市町村はどんどんどんどんそれを追い抜いていったというふうな感覚があつてですね、要は、人口減少問題とも絡んで、あとの移住対策もそうなんですけど、子育て支援をするのはなんですか。やっぱり、大石田町に住んでもらいたい、できれば人口増加していきたい、あるいは、移住をしてもらいたいとか、そういった、裏に隠れた意味合いも当然あるかと思いますが、だから、他でやっていることは当然やっていかなくちゃいけないということもあろうかと思いますが、各自治体の財政状況等を考えればですね、他でやっていることを全てできるってということにはならないのかなと。その中で、こういった特徴をもって子どもたちを育てるのが一番しやすい町なんだよということを考えていく必要もあろうかなというふうに思います。

これ、あとから定住策にも関わってくるんですが、例えば、移住なんかもする場合は、ただ単に

移住をしませんかじゃなくて、一番の問題は、そこで移住してきた人、特に若い人なんかは、働ける場所があるかどうかというのものすごく重要視しているようなところもありましてですね、いろんな総合的なところを組み合わせた形でやっていかなきゃいけない、その中で、やっぱり町の政策っていうのはどういうふうにやっていくのが一番なのか。そういった人たち、あるいは、当然町に住んでらっしゃる方に対してどういった政策が一番大事なのかっていうのが考える、それがやっぱり首長の役目だと思うんですね。決して、高校無料化、高校生までの医療費無料化を否定するものではなくて、それは当然やっていくべきだというふうに思いますし、雪のモデル地区を使って、共助による雪対策、これもやっていかなきゃいけない。ただ、共助、どういった形を今町長考えてらっしゃるのかお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

労力的にももちろんなんですけども、例えば、私が機械もちろん持ってます。その機械で、例えば、30分自宅をやって、10分ずつ、んじゃあ、お年寄りさん、あるいは、どうしてもできないような困っている人を少しでも近くの人がやるようなスタイル、あるいは、除雪、排雪、流雪溝に入れなきゃいけないけれどもどうしてもお年寄りできないとか、そういったところを隣だからやってやろうとか、そういった共助の考えです。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

それは大変良いことだと、まあ、私も十数年前に弘前の例を出させていただいて、そういった例はかなり前から言わせていただいたと思うんです。是非ですね、そのへんは実現してですね、やっぱり、町長が言われるんだったら「共助の町」そういったことを実現できていけば一番いいのかなど。そのためには、やっぱり、今除雪機の補助制度なんかもありますし、そういった形で、かなり町内で小型除雪機を持ってらっしゃる方がたくさんいらっしゃる、そういったものをいかに活用する、どこにそういう小型除雪機を持ってらっしゃる方がいるのかを全部調べてですね、んで、地区単位に、まあ、前にも申し上げたのが、タダでっていうとちょっと大変になのかもしれませんが、ガソリン代ぐらいの補助を町でして、この地区はこの方、この方っていう形をお願いするとかですね、そういった形ができてくれば間口除雪の問題もかなり解決するのではないのかなど。

ただ、今まで言ってきた時に問題になったのは、今NPO法人もありますので、それを侵害しないかというような話もなってきたところなんです。ただ、大石田町の良いところとして、やっぱり住民同士の絆といいますか、それを保っていく、今どんどんどんどん核家族化して町内でも空き家も目立つようにもなりましたし、高齢化社会にもなってきましたので、そのへんが希薄になってくると、やっぱりギスギスした町になってくるのかなど。やっぱり、隣同士仲良く、あるいは町内同士仲良くっていうのが一番住みやすい町を続けていくためには必要でありますので、是非ともそういった中で、今言われたことをですね、実現していただきたい。そのへん、例えば、言われた中で、ガソリン代をちょっと出すとかですね、そういったようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

今年、新年度予算に少し入ってますけども、だから、今年だいたい1時間、例えば、10分ずつ

働いたらどれくらいの間費がかかるのか、どれくらいの間何なるかというの積上げようかと思っていたところですけども、もちろん、この人に対してはこの人が行くんだよ、この家に対してはこの人が行くんだよというような、部分的にも話したところもあります。残念ながら今年、残念ながらというか、雪は、今年は本当に降らなかったというようなことでありますので、もう一回そのへんは詰りながらやっていきたいと思ひます。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

是非ともですね、そのへんは来年また雪は降るのだろうか。降らなければ逆に町民は非常に楽で良い生活だなど。一部、除雪関係に係る人は大変なのかなとは思ひますけど、大半の方は雪がなくて非常に助かったという人が一番多いのかなというふうに思ひますので。ただ、今年のような気候は続くのか続かないのか、これはまるっきり分からないということで、降ることを前提にですね、やっぱりそういった「協働の町」っていうものを実現していただきたいというふうに思ひます。

あと、子育て支援に関しては、高校までの医療費無料化がまずは今回っていうことなんですけど、他に何か考えてらっしゃること等ありましたら願ひします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

まあ、毎年予算説明の中で、様々基金の減り方なども今年も説明しました。本当に、まあ、実質単年度の収支が赤字っていうのを本当に脱却することを、まずはこの一番にしなければいけない話なのかなと思ひます。いわゆる、まあ、これから出てくる様々な行政が持っている施設のこともそのとおりで、行財政改革が本当に叫ばれたときは、そういったことをすごいシビアにやったはずなんですけども、日本国中の経済の悪化で、交付税なんかも本当は合併しなかったらやらないよというようなイメージの中で合併が進んだところもありますけども、まずは単年度の実質収支比率、収支が赤字にならないような財政を保ち、打破するには、やっぱり「協働のまちづくり」町民からも、互いに全部が共助で願ひできるというような状況じゃないよというのをちゃんと説明しながらやってもらおうというものが、まずはそうやらなければいけない、そういった意識の醸成を作っていかなければいけないのかなと思ひているところでもあります。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

いろいろな政策をするためには当然お金もかかる、そのためには財政健全化が当然必要かというふうに思ひます。まあ、大石田としては虹のプラザをはじめ、今尾花沢消防署を建ててる最中ですが、大きいプロジェクトはひと段落、これでするのかなというふうには思ひます。そのために起債も増え、いわゆる町の経常収支比率等も見ますとですね、来年度の経常収支を予測的にしていただくと、94%台になろうかと。もしかしたら、まあ、最終的にはもうちょっと減るのかな。94%って並びますとですね、非常に高い経常収支になりまして、本来であれば新たな事業がほとんどできないのかな。94%を超えた年っていうのは、平成の16年から20年まで、この5年間ですね。16年から96.4、97.3、96.9、97.7、95.3、このへんの年は非常に苦しい年代、年でした。町民が、何をしたいか、何をしたいかという要望を出しても、それが今なお続いているような言

い草で、「いや、予算がないから。予算がないから。」というのが口癖みたいになってきてできなかった。30年度に関しては91.2%、29年度で91.6%、ここが90%を超えたところ。んで、今年度見込みでは、あ、来年度ですね、来年度見込みでは94%ぐらいになってしまうかもしれない。そうすると、新規事業的なものはほとんどできない状態になってくるのかなというふうに思うわけです。その中で、やっぱりやっていかなきゃいけないことは当然やっていかなきゃいけない、なるべくお金を節約しながら、まあ、よく「ビー・バイ・シー」とは言いますが、そんなに簡単に費用対効果が出るわけではない。お金の使い方をしっかりと考えていかないと、ますます比例してしまうということがあろうかと思えます。

そこで、んじゃあ、どういう節約をしていくのかなというふうに考えた場合ですね、「大石田保育園やあったまりランド、給食センター等の民間委託の考えは。」というふうになるわけで、12月の時にですね、ちょっと質疑の段階で町長にもお聞きしたんですが、その時はちょっとはっきりと答えただけなかったもんですから、特に、まずは大石田保育園に関して、これ、30年の9月議会で、私予算も兼ねてですね、民営化した場合町としてどれくらいの効果があるかっていう話をさせていただきました。当時で、約1億円は浮くだろうというふうに説明をさせていただきました。当時の町長、まあ、前町長は、頑なに町営を維持していくと考えは変わりませんでした。ただ、その以前の町長までは、前にも申し上げたとおり、民間委託の方向でずっと動いてたんですね。それは何故かっていったら、やっぱり予算の絡み、その方が町としては財政的にも助かる、簡単にいえば、民間の保育園には国、県の補助がありますけども、公立の保育園には補助ないわけですよ、自前でやんなきゃいけない。だとすれば、民間委託した方が当然町の財政にも助かるという意味合いの中でずっときたわけですが、まあ、前町長の中で保育士さんを雇ってしまっておりますので、そんな絡みもあって続けていく、公立と民間があった方が切磋琢磨していいというふうな話をされてずっときました。んじゃ、町長代わられまして、今どういう考えでいらっしゃるのか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

答弁にも申し上げましたとおり、民間委託の検討は避けて通れないというふうな中で、議員おっしゃるとおり、1億円という話ありますけども、交付税で歳入されているので、一概に1億円とは言えないわけでありまして、いずれにせよ、子どもたちの数とか様々財政的にも考えなければいけない、そういったこと、進め方はそういった形なのかなと思います。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

どうもはっきりしない、これは町長の考え方だけでいいですよ、まずは、ゆくゆく民間委託をしていこうかなという考えがあるのか、いや、当然現実的には当面職員もいらっしゃいますので、公立保育園を維持していくという形になるのかなと思いますが、町長の所見としてどうしていく方がいいのかなというはっきりとした意見がございましたらお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

今の3校、3つある保育園で、本当に今、今年度、元年度、26人ぐらいの出生なのかな、入ってくるのが出でいぐどがいろいろありますけども、それが0歳から5歳まで30人として、30人、150人

を割れば3つも必要なのかという話はあるかと思いますが、もちろん人件費、これが一番大きいから、やっぱり民間に移せというふうな話かと思いますが。あと、交付金の関係もあるかと思いますが、その時に本当に良いかっていったら、絶対今の3つの施設が必要かっていうとそうではないと思います。それまでにどういうふうに持っていかっていうことを話す時間なのかなと思います。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

現実的な話、あと何年後とかっていう話ではないわけで、ただ、やっぱり考え方として、どういふふうな形になっていくのか。当然、子どもたちの数も今減っておりますので、いろんな問題点もございしますが、それをどういふふうに将来的に考えていくのか、これは、小学校統合も一緒だと思いますね。やっぱり、子どもの数が減ってくれば、んじゃ今の3校のままでいいのかっていうのが当然出てきて、1校にしていく方向でやっぱり今考えてはいらっしやるわけですから、保育園にしても同じなのかなというふうに思います。

ではもう一つ、給食センターとあつたまりランドもあるんですが、給食センターも以前そういった方法を考えたこともありました。ただ、やっぱり業者さんの関係もありまして、なかなか難しいっていうのがありました。それは今でも変わらないのか。併せて、あつたまりランド深堀に関して、これだけ良い施設だったはずなんですが、段々と赤字続きになってきました。このままで続けていくのか、それとも、やっぱり民間企業、専門的な知識があるところに委託をして、逆にいったら家賃取りじゃないけども、そういったことをやっての方が良いのかとか、そういった検討等、考え等ありましたらお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

民間委託、やっぱり、行財政改革の矢面出すのは保育園、給食センターということで、まあ、自分もそういったつもりできました。そして、そういった方向に向かっていくのは当然なのかなと思いますけども、すぐに給食センターできるかっていうと、なかなか衛生面とか様々な面で民間に委託して失敗した例もあります、村山なんかも。だから、今、例えば、尾花沢あたりもセンター方式とか、この後に、違うな、今やっているようなところもありますので、そのへんは、やっぱり規模、小学生の数とかそういったことも踏まえた中で将来的にはもちろん、どういった形にするべきかということをはっきりと、やっぱり出す時期なのか、これからゆっくり考えていく時期なのかっていうことは考える時期なのかなと思います。

あとは、あつたまりランドの件ですが、本当に良い施設で、誇れるものが本当にあって、ここ3期続けて赤字になった、そして、新しい、次の年度も、今年度も赤字になるのかなということ、皆さんにもお話したとおり、公社の方で、まず借金しなきゃいけないような状況だというような話をしたわけでありまして。私が12月に社長になってからこれまで、本当に皆さんと同じように中身についてはあまりにも見てこなかった、ただ結果だけしか見てこなかったということで、就任してから何回も何回もいろんなこと、資料等もばんばんばんばん持ってきてもらい、あとは、まちづくりが担当ですので、課長、あるいは担当の人とも「これはどうなってんだ、これはなんでこうなってんだ。」とは、「これまでのプロセスとかこれまでの結果はどうなんだ。」ということを嫌になるほど言ってきました。そして、もちろん意識改革っていうのはまず一番にしなきゃいけないことだということで、支配

人、あるいは常務などにも本当に厳しいことを何回も言ってきました。そういった中で、常務などもかなり、町民の皆さんに少し失礼な形でも、本当に営業等入ってるような状況も聞きますけれども、やる気が少し出たかなと思ったら、ここへきてコロナで、大変なことになるのかなど。どういうふうにして3月乗り切れればいいのかなどなっているところでもありますけども。民間に、やっぱり経営譲渡はってな話は直接私も支配人とか常務にもしました。「こんなことずっとずっと赤字ずっと繋がっていくじゃ、町でももう、町自体が倒産しちゃうんだから、そんなこと、公社につき込んでいくお金はないと思って下さい、というような意識を持って下さい。」というような話はさせていただきました。そういった中で、どうやっていけばいいのかっていうことを、今本当に大きな岐路についているのかなと感じているところでもあります。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

やっぱり、いろんな形で財政が絡んでくるような形になってきますので、健全財政を守っていく、それは町民のために行っていかなきゃいけない。最終的には、英断をしゃなきゃいけない時もあるかなというふうに思いますので、しっかりとそこはお願いしたいなと思います。

んで、ちょっと話戻るわけじゃないですけども、次のインフルエンザの予防注射なんですけど、是非ですね、1月までまず延期をしていただきたい。今回、12月末まで行ったわけですが、全協でもいろいろ皆さんにもお話になったはずなんですけど、6か月から13歳未満の方は2回接種が望ましいということで、515人の対象者の中で290件が1回目、2回目は232件、58件の方が2回目を受けてらっしゃらない、いわゆる12月末までに間に合わなかったっていう方もいらっしゃると思うんです。せめて、ですから1月まで延ばしていただいてですね、実施をしていただきたい。町内の医師からは、重症化予防のために早期接種を勧める意見もありますので、それは当然これは続けていっていただきたい。しかし、どうしても2回接種できないという状況もあろうかと思えます。ですから、せめて1月末まで、まずは延ばしてやっていただければ、今回58件の方、1,900円の助成があるとすれば11万200円で済んでるんですね。全体的には、だいたい130何万ぐらい、前回だと、何でしたっけ、町長の報酬削減効果事業とかっていうので出していた経緯があります。そうすると、130万円ぐらいあれば予算があったわけでもありますので、十分にその予算内で、いわゆる子どもたちの健康をある程度守ることができるのかなというふうに思いますので、はっきりとですね、ここで「1月まで延ばします。」という答弁をいただきたいんですが、いかがですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

答弁に申し上げましたとおり、1月末まで延長する考えです。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

「考えておりますが。」となっておったものですから、確定をさせていただきたいというふうに思ったので、1月末まで延ばす、これは保健福祉課の方でしっかりとやっていただくという形になろうかと思えます。そこは、よろしくお願ひしたいなと思えます。

次に、民間委託、ああ、違う、移住定住策に絡んで、空き家対策の方に移らせていただきますが、私の方で提案しているのが、空き家対策をするのにですね、一つはリフォームして移住者

を募る、あるいはテレワーク企業の誘致、ベンチャー企業の誘致、民宿希望者等をしてはという話を、まあ、質問としてやらせていただきました。このへん、今、じゃあ、空き家ってどれくらいあるんだろうということなんですが、現在空き家とされるのが117戸、うち、利活用可能な空き家が52戸、簡易な補修が必要な家は21戸、大規模な補修が必要な家は21、利活用不可能っていうのが23、合計で117戸。全体の6割ぐらいが修繕等で利活用は可能だというふうに出てます。修繕もなしに、まずは利活用可能だというのが52あるわけですが、んじゃあ今、空き家バンク登録をしてですね、そういった活用できる家っていうのはどれくらいあるんでしょうかね。はっきり分かりますか。空き家バンクに登録している件数、かなり少なかったと思うんですけど。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 間宮実君。

1. まちづくり推進課長(間宮実君)

現在、空き家バンクの方に登録されている件数は21件ございまして、更に、この中で売買が成立している件数については12件ございまして、成約率は57%となっております、その、残っている部分が空き家バンクとして現在登録中だということになってます。空き家バンクの方については、利活用できる物件のみ登録されているような状況でありますので、これまで登録された件数が、まあ、繰り返しになりますが21件であると。そのうち、12件については売買が成立したというような状況でございます。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

その、んじゃあ、12件売買なった、この中で、移住的に町外から来られたっていうのは何件ぐらいあるか分かりますか。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 間宮実君。

1. まちづくり推進課長(間宮実君)

今ここではですね、ちょっと詳細な資料持ってこなかったの分かりませんが、記憶の中で申し上げますと、町外から来られた方も結構いらっしゃいます。例えば、尾花沢市、あるいは舟形町とか来ておられますので、まあ、全く0ではないということで、空き家バンクのですね、そういう利活用も十分にされているというふうに思っているところです。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

移住関係に関しては、町の方でも地域協力隊なんかを活用してですね、東京とかそういうところに行って、ブースを開いて、説明会をなんかしてるようなことなんですが、要は、それだけでなくですね、どうしたら来ていただけるのかなというようなことを考えたときに、先ほど最初に申し上げた、まあ、移住をしてくるっていうときに、ただ移住をしてくるわけではなくて、んじゃあ、そこに何かあるか、あるいは、若い人だったら仕事があるかっていうのが非常に重要だとこだと申しあげました。

ある県、ちょっと県名忘れたんですが、あるところでは仕事もくっつけて、こういう仕事があるので是非移住してきて下さい、っていうふうな形で成果を上げたところもありましたしですね、もう一つ、今、コロナウイルスの関連もそうなんですが、テレワークされるところが随分多くなってきました。ネットで検索しますとですね、今出てくる企業43社、4企業出てくるんですが、まあ、山形にも1企

業あります、テレワークやっている会社が。で、今回のコロナウイルスによって、東京中心にはなるのかもしれませんが、テレワークをしてらっしゃるところ、約7割ぐらい出てるという報道も出てます。こういったところでもですね、目の付け所なのかなと。Wi-Fi等、ネット関係をちょっと整備をして、是非、テレワークのできる環境の空き家がありますので、というふうなことも説得の材料にもなるっていう感じはいたします。

それからもう一つ、ベンチャー企業の誘致、今、企業誘致っていうのはなかなかできない状況、いわゆる大きい工場を持ってくるっていうのは非常に難しい、ましてや、以前のアキレスの例もありまして、たった5人の企業といいますか、工場を最初立ち上げるのに、いわゆる従業員が集まらないというふうな前町長の話もあってですね、それはちょっと、んじゃあ企業来るなというふうな意味になってしまうのではないかなというふうに思ったんですが、ベンチャー企業、やっぱり今、ものすごく若い人たちの起業する方が多くなってきている。ちなみに、横浜市なんかでは、まあ、大都市ですけども、3千以上はですね、起業やってらっしゃるんですね。そういった方々、当然若い人たちはなるべくお金をかけたくない、空いている店舗、あるいは学校の空き校舎とかそういったところを探して、ほんの数人、3、4人、2、3人でもそうですけど、起業していきたいという若者が当然いらっしゃる、そういうところにも目を付けていただいてですね、そのためには優遇的にうちの空き家を利用して下さい、どういった優遇をするかは、固定資産税無料にするとか、いろんな形を考えるとあろうかと思います。そのへんは、条件付きなんでしょうけど。そういった、ベンチャー企業の誘致なんかは是非考えていただきたい。そして、やっぱり大学、山形大学と芸工大とも大石田町はいろんな繋がりを今付けておりますので、差し詰め山大、あるいは芸工大、そのへんにも話をかけていただいて、起業したいというふうな人がいれば、是非空き家を提供しますぐらいの形で動いてもいいのかなというふうに思っております。

それから、民宿の希望者なんかは募ってもいいのかなと。これ、昨年、我々議員、町長も行かれましたけど、和歌山に行ってまいりました。せっかく和歌山まで行って、いろんな勉強させていただいてきた。その時は、移住関係で紀美野町というところに行政視察に行ってきました。最初はパン屋さんが来たけど、そのパン、まあ、いわばすごい評判になって、いっぱい来るようになった。そしたら、今現在ではパン屋6軒ぐらいに増えたっていう話もありましたし、飲食店も開いたという方も何件もいらっしゃった。現在では、民宿をしたいという方が来られて、空き家を利用した民宿を始めるという方もいらっしゃった、それは町長もご存知だと思います。そういったいろんな事例がありますので、そういったことを考えて、空き家対策に繋がる定住対策、それから移住対策をしていくべきだと思うんですが、いかがですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

大石田町、本当にそば、すごく順調です。そういった中で、そば店を目指した移住者なども迎えるべきだろうと。あるいは、協力隊もそういった、3年後にはそば屋さんがができるような協力隊、あるいは、パン屋さんも移住してきましたけれども、今言ったとおり、紀美野町などの事例なども見ますと、大石田町、本当に交流人口すごく多いです。その中でいかに商売をやるかとか、様々な広がりがあるのかなということで、係の、まあ、担当の者といろいろそういった話もしながら、協力隊の集め方なども、是非そういった、せっかく地の利、すごく良いわけでありまして。お菓子屋さん、ケーキ屋さんも、すごく、ここ大石田に来て良かったなというふうな、今、現段階では言っている状況でありますので、そういった広がりっていうのはすごくあり得るのかなと思いますので、担当の者ともう

少し詰めながら様々な発信をしていきたいと、このように思っているところであります。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

是非ですね、まずは1件でも実績を作るところからですね、やっていただきたいなど。そのためには、いろんな可能性を加味しながらやっていければなというふうに。担当者任せだけじゃなくて、当然、地域協力隊の方にも協力していただきながらですね、まずは1件実績を作っていたらなというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

最後に、町の商工業に対して指導育成していくと言われますが、どうすることが指導育成になるのかという質問なんです、なかなか今町の商工業、まあ、特に商業に関しては、言われる商店街という形成はもうほとんど成り立っておりません。それだけ、各商店の方に地力がなくなってきたといいますか、非常に大変な経営を今強いられております。本当であれば、以前、商工会を中心にですけども、商店街を新たに形成しようという動きもありました。ところが、やっぱり、多額の予算を必要とするということもあって、やっぱり、各店舗の新しくする、そういったタイミングが合わなかった、その間に1件、2件と新しくちょっと建て替えをしちゃうとその人たちはもう混ざらないというふうな形になってきて、結局はご破算になったという経緯があります。そういう点から考えますと、やっぱり都市計画関係の中でも、町として、本来じゃあ、商店街をこういうふうここに形成をしていった方が良くないかという計画も立てていくべきだと思うんですが、町長いかがですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

町づくりの基本的な考え方には、もちろん商店街があつて、例えば周りに農村地域があつたり、あるいは工業っていうと、まあ、ちょっと都市計画の中にはできないとかいろいろあるんですけども、そういった、もちろん野心はあろうかと思えますけれども、中でも、商工会どうするんだ、ああ、商工業者をどうするんだっていう話かと思えます。今、まあ、またこれまた、インバウンドの人など、この間も話したとおり、今野議員の答弁にも話したとおり、せっかく地の利、いっぱい人が来ているわけありますので、そういった方をターゲットにした商売の仕方、あるいは、町を売り込み方などはすごく目の前に良いネタがあるということで、そのへんはちゃんとやっていけるのかなと思います。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

町は直接できるわけではないというふうに答弁されてましたけども、やっぱりある程度形、将来的な形等々は、やっぱり町も示していくべきだろうなというふうに思います。時間がなくなってきましたので、商工業の中で、今回、まあ、工業についてちょっとお話をさせていただきたい。入札制度も絡んで、今回の事件も絡んできているわけですが、じゃあ、工業のですね、指導育成、いわゆる建築、土木等あるわけですが、こういった方々を指導育成していく、町としての考え方っていうのはどういうふうにしたら良いのかなというふうに考えございますか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

今問題になっている入札制度かなと思いますけども、あの、ずっと言うとおりの、町で、町の業者

ができ得ることは町の業者にさせる、それが、私もいの一の考えであります。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

具体的に、ちょっと申し上げます。今、いわゆる経審、経審といわれる県の経営審査会っていうものあります。これによってランク付けがあるわけですね、A、B、C、Dというランク付けがあるんですが、大石田町の実状を申し上げますと、建築に関しては、Cランクが1社、Dランクが1社、土木はBランク1社、Dランク1社しかない。他の、尾花沢、村山、東根等は数社、まあ、詳しく申し上げますけどあるんですね。そうしたときにですね、町がしてあげられる指導、まあ、育成といった場合はですね、いわゆる、いかに仕事をしていただいて、その経審に審査をして、このランクを上げていく。そうすることによって、町だけの仕事じゃなくて町外へ出たときの入札制度にも混ざっていきけるというふうに、簡単にいうとランクを上げる、上げるっていうか、上げられるような仕事をしていくというふうなことが大事なんだろうと。

そのために、今回のですね、例えば、消防分署の入札に関してもですね、町の建築業者さんの方でもちょっと騒がれました。是非仕事をさせていただきたい、そのために、ジョイントを組んでですね、入札に参加したいという話がありました。ところが、前副町長は「できないでしょ。」と。簡単にいうと、「AランクにDランクにも入ってない、ランクにも入ってない業者がとことんジョイント組むなんてことはないですよ、考えられませんよ。」というふうな話をされたことがあります。我々もそう詳しいわけじゃないので、まあ、考え方によっちゃ、やっぱりAランク、県のトップ企業と小さい工務店とかですね、そういうものが組むなんてことはやっぱりちょっと難しいのかなっていうふうに思った経緯もあります。ですから、ああ、そうかというふうに思ったようなところもあるんですが、実際にいろいろ聞いてみますとですね、できないことはないですよ。

例えば、Aランクの業者といち業者がジョイントを組む場合、仕事割合を決めるそうです。例えば、9対1、同じランクぐらいだったら5対5とか、そういうことになるかと思いますが、そこはその企業との話合いの中で、全体の工事の9割分がAクラスの業者、あとの1割ぐらいがその業者、これは、割合がいくらでもいいわけですよ。9対1であろうが、9.5対0.5でもいいわけですよ。そうやってジョイントを組んで、入札に参加する、これは、町の行政が許可すればできるっていう話です。結局、そういうことを知ってか知らずかしなかった。最初からできないっていう形で、まあ、町の業者は入れられないという立場をとってしまったっていうことが一番問題であって、そういうふうにすることによって、その、例えば、9対1だったら1割の部分の売上がその会社の実績となり、それを元手にそういうことが積み重なって、経審の方へ申告して、ランクをいただくという形になるわけです。まあ、ランクをいただくには、もっといろんな従業員性、あるいは技術者指数とか売上げとか、いろんな項目があるんですけども、そうやって、とにかくまずは仕事をして、実績を上げないことにはランクアップもできない、それをしてあげるのが、やっぱり町の仕事ではないんだろうかと。実際は、だから、本当はできたことをすっぱねてしまって、今でもできないっていうふうに言ってる、そのへん、町長いかがですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

今でも言ってるって、私が言ったわけじゃないんで、私は、そういうふうに、できることは、1ミリでも望みがあればやっていきたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大 山 二 郎 君。

1. 質問者(大山二郎君)

今後町としては、そんなに大きい仕事、たぶん、統合小学校なのかなと、大きい仕事。できるだけ町の小さい仕事から何から、やっぱり町の業者を使っただいて、それは実績を上げていくことによってランク付けを上げてあげる、ランクに入れるような形にもしてあげる、これが私は指導育成だと思しますので、是非そこは今後考えていただきたい。入札制度に関していえば、できることはしっかりと勉強してやっていただきたいなというふうに思いますが、いかがですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

やります。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大 山 二 郎 君。

1. 質問者(大山二郎君)

「やります。」という力強い言葉いただきましたので、是非とも今後何かありましたらお願いしたいなと思います。これで終わります。

1. 議長(芳賀清君)

以上で、7番 大 山 二 郎 君の質問を終わります。

これをもって、町政一般に関する質問を終結いたします。本日の会議は、以上をもって散会いたします。ご苦勞様でした。

散会 午後 12 時 10 分

第10日目 令和2年3月12日(木) 本会議 午後1時8分 開議

1. 議長(芳賀清君)

会議を始めます。

出席議員数も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議は議事日程第5号によって進めてまいります。

日程第1. 議案第9号から、日程第7. 議案第15号まで、以上7件を一括して議題といたします。予算特別委員会委員長より審査結果の報告を求めます。予算特別委員会委員長 齋藤公一君。

1. 予算特別委員会委員長(齋藤公一君)

委員会審査報告書、本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、大石田町議会規則第77条の規定により報告します。記、事件の番号と件名と申し上げます。

議案第9号「令和2年度大石田町一般会計予算」、議案第10号「令和2年度大石田町国民健康保険特別会計予算」、議案第11号「令和2年度大石田町次年度簡易水道特別会計予算」、議案第12号「令和2年度大石田町学校給食事業特別会計予算」、議案第13号「令和2年度大石田町農業集落排水事業特別会計予算」、議案第14号「令和2年度大石田町介護保険特別会計予算」、議案第15号「令和2年度大石田町後期高齢者医療特別会計予算」審査の結果、令和2年度第1回定例会本会議から付託された、議案第9号から議案第15号まで、以上7件について、去る3月9日、10日、11日に課別審査、ならびに本日総括審査を行い、関係する職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査いたしました。審査の結果、議案第9号から議案第15号までの各会計予算について、いずれも原案のとおり可決するものと決定いたしました。

令和2年3月12日 大石田町町議会議長 芳賀清 殿、大石田町議会予算特別委員会委員長 齋藤公一。

1. 議長(芳賀清君)

ただ今の、予算特別委員会委員長よりの報告は、7件とも原案のとおり可決するものであります。これにご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

ただちに採決に入ります。これより、議案第9号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第9号は委員長報告のとおり決するに、賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第9号「令和2年度大石田町一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第10号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第10号は委員長報告のとおり決するに、賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第10号「令和2年度大石田町国民健康保険特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第11号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第11号は委員長報告のとおり決するに、賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第11号「令和2年度大石田町次年度簡易水道特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第12号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案

第12号は委員長報告のとおり決するに、賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第12号「令和2年度大石田町学校給食事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第13号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第13号は委員長報告のとおり決するに、賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第13号「令和2年度大石田町農業集落排水事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第14号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第14号は委員長報告のとおり決するに、賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第14号「令和2年度大石田町介護保険特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第15号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第15号は委員長報告のとおり決するに、賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第15号「令和2年度大石田町後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、「議員派遣の件」を議題といたします。議員派遣の件については、大石田町議会会議規則第127条の規定によって、お手元に配付しております別紙のとおり、派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

お諮りいたします。議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、原案のとおり派遣することに決定いたしました。

以上をもって、令和2年第1回大石田町議会定例会の全日程を終了いたしました。町長より発言を求められておりますので、これを許します。大石田町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

第1回町議会定例会の閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、長い日程の中で、慎重かつ鋭意にご審議いただき、全議案、いずれも原案どおり承認、ご可決をいただき誠にありがとうございました。ご可決いただきました各案件については、早急、町政に反映してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策や前副町長の不祥事に対する対応、入札制度のあり方など、大きな課題をかかえて新年度を迎えることとなりますが、「こころ豊かに 幸せ感じるまち」の実現に向け、各分野において全力で取り組んでまいりますので、これまで以上に、議員各位のご理解とご指導をよろしくお願いいたします。

議員の皆様にご改めてお願いを申し上げます。まず、副町長の人事案件などについての臨時会を、3月25日水曜日に招集の予定であります。ご多用のところ誠に申し訳ありませんが、ご理解をお願いいたします。

また、年度末の会計処理のために必要な各会計の予算補正については、専決処分にさせていただきますたくお願いいたします。さらには、今後の国や県の動向にもよりますが、税条例など、法令等の改正に伴って、改正を要する条例も予想されます。その際にも、専決対応とさせていただきますので重ねてお願いいたします。

最後に、大変恐縮ではございますが、議員の皆様には、長い期間本当にありがとうございました。

1. 議長(芳賀清君)

これをもって、令和2年第1回大石田町議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会 午後 1 時 19 分